

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年9月19日

【発行者名】 インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッド
(International Management Services Ltd.)

【代表者の役職氏名】 取締役 イアン・グッドール
(Ian Goodall, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1102、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
ハーバー・センター、私書箱61号
(P.O.Box 61, Harbour Centre, George Town, Grand Cayman, KY1-
1102, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 辯護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 辯護士 三 浦 健
同 下 瀬 伸 彦
同 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
マルチ・ストラテジーズ・ファンド－トルコリラ・マネー・マーケッ
ト・ファンド
(Multi Strategies Fund - Turkish Lira Money Market Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
40億トルコリラ(747億6,000万円)を上限とします。
(注) トルコリラの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜
上、2019年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客
電信売買相場の仲値(1トルコリラ=18.69円)によりま
す。以下、トルコリラの円金額表示はすべてこれによりま
す。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

マルチ・ストラテジーズ・ファンド－トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

(Multi Strategies Fund - Turkish Lira Money Market Fund)

(注1) トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド(Turkish Lira Money Market Fund)(以下「サブ・ファンド」といいます。)は、アンブレラ・ファンドであるマルチ・ストラテジーズ・ファンド(Multi Strategies Fund)(以下「トラスト」といいます。)のサブ・ファンドです。サブ・ファンドは、トラストの名称を省略することがあります。アンブレラとは、1つの信託の下で一または複数のサブ・ファンドを設定できる仕組みのものをいいます。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできません。

(注2) 用語の定義については、本書別紙A「定義」をご参照ください。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

トルコリラ建て記名式無額面受益証券で、本書により募集が行われます。

受益証券は追加型です。

インターナショナル・マネジメント・サービズ・リミテッド(International Management Services Limited)(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

40億トルコリラ(747億6,000万円)を上限とします。

(注1) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、サブ・ファンドおよび受益証券は、トルコリラ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限りトルコリラをもって行います。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4) 【発行（売出）価格】

関連する取引日に当たる評価日の評価時点において計算される受益証券1口当たり純資産価格

なお、発行価格に関する照会先は、後記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

(注) 「取引日」とは、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

「評価日」とは、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

「営業日」とは、ニューヨーク、東京、イスタンブール、ロンドン、ダブリンおよびマルタのそれぞれにおいて、銀行が全日営業をしている日(土曜日、日曜日または公休日を除きます。)ならびに／または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

「評価時点」とは、サブ・ファンドに関して、サブ・ファンドに係る各評価日に最後に終了する関連する市場の取引終了時または管理会社が受託会社と協議の上、サブ・ファンドに関して随時決定するその他の時点をいいます。

(5) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(6) 【申込単位】

申込者1名当たりの最低申込金額は、1口以上1口単位です。ただし、関連する販売会社は、申込者1名当たりの最低申込金額の追加の要件を課すことがあります。

(7) 【申込期間】

2019年9月20日(金曜日)から2020年9月18日(金曜日)まで

(注) 原則として、申込みは販売会社の営業日(以下「日本における営業日」といいます。)の午後3時まで受け付けます。上記の時刻以降の申込みは、日本における翌営業日における申込みとして取り扱われます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社については、以下の連絡先に照会することができます。

東海東京証券株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

ホームページ・アドレス：<http://www.tokaitokyo.co.jp/>

電話番号：0120-746-104

(注) 受益証券は、適格投資家に限り、ご購入できます。詳細は、本書の適格投資家に係る記載をご参照ください。

(9) 【払込期日】

投資者は、関連する日本の取引日から日本における翌営業日までに、申込金額を支払うものとします。

申込金額は、販売会社によって、管理事務代行会社の口座に、関連する取引日の直後の営業日または管理会社が特定の場合において決定するこれより遅い時点までに、トルコリラ建てで払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

① 各販売会社は、管理会社との間の受益証券販売・買戻契約に基づき、受益証券の募集を行います。

② 販売会社は、自ら受けた受益証券の販売・買戻請求につき、管理事務代行会社への取次ぎを行います。

③ 管理会社は、東海東京証券株式会社をサブ・ファンドに関する代行協会員に指定しています。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務を行う協会員をいいます。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約(以下「口座契約」といいます。)を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、口座契約に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提

出します。また、申込金額は、トルコリラまたは日本円で支払うものとします。原則として、申込みをした投資者は、関連する取引日までに、関連する販売会社に対して、申込金額を支払うものとします。

申込みに際しては、口座契約に基づく取引口座の設定が必要となります。

(二)日本国外における発行

受益証券は、日本における申込期間に先立ち、アクバンク・ターク・アノニム・シルティによって、受益証券1口当たり0.01トルコリラの買付価格により申込みがなされました。また、受益証券は、日本国外において、適格投資家によって申込みがなされることがあります。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド(Turkish Lira Money Market Fund)(以下「サブ・ファンド」といいます。)は、アンブレラ・ファンドとして設定されたマルチ・ストラテジーズ・ファンド(Multi Strategies Fund)(以下「トラスト」といいます。)のサブ・ファンドです。

2019年9月19日現在、トラストは2本のサブ・ファンドで構成されています。「アンブレラ」とは、その下に一つまたは複数のサブ・ファンドを設定できる仕組みのものをいいます。

信託金の限度額は、定められていません。ただし、純資産価格の総額が40億トルコリラまたは管理会社によって投資運用会社および副投資運用会社と協議の後決定される他の金額以上となったときには、受益証券の追加の申込みが受け付けられることはなく、また管理会社によって追加の受益証券が発行されることはありません。

サブ・ファンドおよび受益証券は、トルコリラ建てです。

マルチ・ストラテジーズ・ファンドは、受託会社および管理会社との間で締結された2013年6月10日付の基本信託証書によって設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型投資信託です。

トラストは、アンブレラ型投資信託として設定されました。関連するサブ・ファンドに帰属すべき資産および負債について、分別されたポートフォリオまたはサブ・ファンドが設定されることができ、各サブ・ファンドのみに関連する受益証券が発行されます。

基本信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠します。すべての受益者は、基本信託証書およびそのいずれかの追補証書の条項に基づく利益を受ける権利を有し、かかる条項によって拘束され、またかかる条項を知らされているとみなされます。

(a) 本書の規定と(b) 基本信託証書およびサブ・ファンドに関連する追補証書の規定との間に齟齬が生じた場合、後者の文書の規定が優先します。

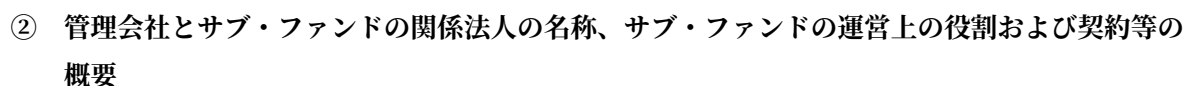
サブ・ファンドの投資目的は、国債、社債、譲渡性預金証書、資産担保証券、銀行預金ならびにレポ取引およびリバース・レポ取引を含む(ただし、これらに限られません。)トルコリラ建ての短期金融商品に対する投資によって、収益を提供しつつ、投資元本を維持し、高い流動性を保つことです。

(2) 【ファンドの沿革】

1974年8月30日	管理会社の設立
2013年6月10日	基本信託証書締結
2013年6月10日	サブ・ファンドに関連する追補証書締結
2013年8月27日	サブ・ファンドに関連する追補証書締結
2013年9月24日	サブ・ファンドの運用開始
2013年9月30日	日本におけるサブ・ファンドの申込開始
2015年10月8日	改訂信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

6/220

G.A.S.(ケイマン)リミテッド	受託会社	2013年6月10日付で基本信託証書(2015年10月8日付で改訂信託証書締結)および2013年6月10日付でサブ・ファンドに係る追補信託証書(2013年8月27日付のサブ・ファンドに係る追補証書で修正済み。)を管理会社と締結。サブ・ファンド資産の運用、管理、サブ・ファンド受益証券の発行、買戻しならびにサブ・ファンドの償還について規定しています。
エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド	管理事務代行会社	2013年6月11日付で管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約 ^(注1) を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
スミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッド	保管会社	2013年6月11日付で受託会社との間で保管契約 ^(注2) を締結。サブ・ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント	投資運用会社	2013年9月13日付で管理会社との間で投資運用契約 ^(注3) を締結。サブ・ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定しています。
アク・ポルトフェイ・イエネティミ・アノニム・シルケティ	副投資運用会社	2013年9月13日付で投資運用会社との間で副投資運用契約 ^(注4) を締結。サブ・ファンド資産の投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定しています。
東海東京証券株式会社	代行協会員	2013年9月9日付で管理会社との間で代行協会員契約(改訂済) ^(注5) を締結。代行協会員業務について規定しています。
日本における販売会社	販売会社	管理会社との間で販売・買戻契約 ^(注6) をそれぞれ締結。サブ・ファンドの受益証券の販売および買戻しの取扱い業務について規定しています。

(注1) 管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって選任された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をサブ・ファンドを含むトラストに提供することを約する契約です。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって選任された保管会社が、サブ・ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

(注3) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約です。

(注4) 副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、サブ・ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委託を受けて、かかる再委託に基づく業務を提供することを約する契約です。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって選任された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

(注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって選任された販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

③ 管理会社の概況

(i) 設立準拠法

管理会社は、適式に設立され、有効に存続し、またケイマン諸島の銀行および信託会社法(2018年改正済み)の規定に基づき信託業務を行う免許を受けた信託会社です。

(ii) 事業の目的

管理会社はまた、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2019年改正済み)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)に基づくミューチュアル・ファンド管理者としての免許を受けており、またケイマン諸島の証券および投資業務法(2019年改正済み)のセクション5(2)および別紙4に基づく除外者として登録されています。

(iii) 資本金の額

2019年6月末日現在の発行済および払込済株式資本の額は、50,000米ドル(538万9,500円)です。発行済株式総数は、41,667株です。

(注) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2019年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.79円)によります。以下、米ドルの円金額表示はすべてこれによります。

(iv) 会社の沿革

1974年8月30日 設立

(v) 大株主の状況

(2019年6月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ザ IMS グループ・リミテッド (The IMS Group Ltd.)	ケイマン諸島、KY1-1102、グランド・ケイマン、 ジョージ・タウン、ハーバー・センター3階、私 書箱61	41,667株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、受託会社および管理会社との間で締結された2013年6月10日付の基本信託証書によって設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型投資信託です。

トラストは、アンブレラ型投資信託として設定されました。関連するサブ・ファンドに帰属すべき資産および負債について、分別されたポートフォリオまたはサブ・ファンドが設定されることができません。各サブ・ファンドのみに関連する受益証券が発行されます。受託会社と管理会社は、基本信託証書および追補証書に基づき、トラストのサブ・ファンドとして、サブ・ファンドを設定しました。

基本信託証書および追補証書はケイマン諸島法に準拠します。サブ・ファンドの受益証券の保有者(以下「受益者」といいます。)は、すべて基本信託証書および追補証書の条項に規定される利益を享受する権利を有し、かかる条項によって拘束され、かかる条項を知らされているとみなされます。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法(2018年改訂)(以下「ケイマン諸島の信託法」といいます。)が適用されます。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法の規制も受けます。

準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受託者は、かかる資金の保有に関して責任を負う一方で(また、典型的にはかかる資金の保有に関する責任を保管者に対して委託します。)、受益者として知られる投資者の利益のために、かかる資金は、投資運用者によって運用されます。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストはまた、「免税信託」としてケイマン諸島に登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除きます。)受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

(5) 【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

(a) CIMAへの開示

トラストの出資持分に関して英文目論見書が発行されなければならない、かかる英文目論見書には、出資持分に関するあらゆる重要な内容が記載され、トラストに対する潜在的投資者が出資者持分を引受けまたは購入するか否かについて十分な情報を得た上で決定をなすために必要なその他の情報が網羅されていなければなりません。英文目論見書はCIMAに提出されなければなりません。

トラストは、CIMAの承認を受けた監査人をして、自らの財務書類を毎年監査させ、また、トラストの各会計期間に関する監査済みの財務書類を、当該会計期間終了後6か月以内またはCIMAが許可する延長期間内にCIMAに提出しなければなりません。トラストの監査人は、トラストの財務書類を監査する過程において、トラストにつき、以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに直ちにその旨および理由を書面で通知します。

- ・その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
- ・投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- ・会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法(2018年改訂)、マネー・ロンダリング防止規則(2018年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託(年次申告書)規則(2018年改訂)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければなりません。CIMAは当該期間の延長を許可することができます。申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負います。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負いません。

② 日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)(以下「金融商品取引法」といいます。))に基づく

有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付しなければなりません。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、サブ・ファンドの基本信託証書および／または追補証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更等の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、基本信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を日本の知れている受益者に書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は、代行協会員のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ミューチュアル・ファンド法

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき、ミューチュアル・ファンドとして規制の対象となっています。同法に基づく規制により、ケイマン諸島金融庁(以下「金融庁」といいます。)に年1回、定められた詳細および監査済みの決算報告書を提出することが要求されます。しかしながら、トラストは、トラストの投資活動またはトラストのポートフォリオの構成に関し、ケイマン諸島の金融庁またはその他の政府機関の監督の対象とはならないものとします。ただし、金融庁は、特定の状況において、トラストの業務を調査する権限を有します。ケイマン諸島の金融庁またはその他の政府機関のいずれも、英文目論見書の条項またはメリットについて判断を下しておらず、承認もしていません。ケイマン諸島には、投資者が利用できる投資補償スキームは存在しません。

トラストは、規制されたミューチュアル・ファンドとして、金融庁の監督の対象となるものとし、金融庁は、何時でも、トラストに対し、決算書の監査を受けさせ、また金融庁が定める期間内に決算書を提出するよう指示することができます。

金融庁は、規制されたミューチュアル・ファンドが満期が到来した時点で自身の支払義務を履行することができない場合もしくは自身の投資者もしくは債権者に不利益となる方法で業務を行ってお

り、もしくは業務を行おうとし、もしくは自身の投資者もしくは債権者に不利益となる方法で自身の事業を自発的に清算する場合、規制されたミューチュアル・ファンドの指示および管理が適切な方法で行われていない場合または規制されたミューチュアル・ファンドの管理者の地位を有する者がかかる地位に適した者ではない場合であると認めたときには、一定の措置を講ずることができます。金融庁の権能には、とりわけ、受託会社の交換を要求する権限、トラストの適切な業務遂行に関しトラストに助言する者を任命する権限またはトラストの業務の管理を引き受ける者を任命する権限が含まれます。金融庁には、利用可能な他の救済手段(他の措置の承認に関し裁判所に申立てる権限を含みます。)があります。

ケイマン諸島－金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印しました（以下、「US IGA」といいます。）。また、ケイマン諸島は、80カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準－共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」といいます。）を実施するための多国間協定に調印しました。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行されました（以下「AEOI規則」と総称します。）。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」といいます。）は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表しています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負います。ただし、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関（関連するAEOI規則に定義されます。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではありません。この場合、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用されます。サブ・ファンドは、非報告金融機関の免除に依拠することを予定しておらず、AEOI規則のすべての要件を遵守する意向です。

AEOI規則により、報告金融機関であるサブ・ファンドは、特に、（i）（US IGAに該当する場合のみ）グローバル仲介人識別番号（GIIN）を取得するために米国内国歳入庁（IRS）に登録すること、（ii）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（iii）CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、（iv）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および（v）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられています。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（すなわち、米国報告対象口座の場合は米国内国歳入庁）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信します。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はありません。ケイマン諸島報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのFATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合があります。FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、トラスト／サブ・ファンドへの支払に対して課されませんが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（US IGAに定義されます。）とみなされた場合には、この限りではありません。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸

島金融機関は、米国FATCAその他による口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負いません。

サブ・ファンドへの投資および／またはこれらへの投資の継続により、投資者は、サブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、サブ・ファンドのAE0I規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとします。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは買戻しおよび／または投資者の口座の閉鎖を含みますがこれに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保します。ケイマン諸島税務情報局が発行したガイダンスに基づき、口座開設から90日以内に自己証明が得られない場合、サブ・ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければなりません。

マネー・ロンダリング防止規則

管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止規則(2018年改訂)および解釈指針に基づきケイマン諸島のマネー・ロンダリング禁止法および規定と同等の法律および規定を有する法域とみなされるアイルランドのマネー・ロンダリング禁止法および規定(随時改正されます。)に基づいており、また同法および同規定に従うものとします。

2010年アイルランド刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する)法は、管理事務代行会社に対し、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するためのリスク・ベースの適切な措置(すべての受益者および場合によっては実質所有者(受益者がかかる者のために受益証券を保有しています)の身元および住所を確認する措置を含む。)をとる義務を課しています。受託会社は、管理事務代行契約に基づき、各受益者の身元の確認に必要な書類を取得するために管理事務代行会社を選任しました。このリスク・ベースのアプローチにより、管理事務代行会社は、一定の場合に、一定のタイプの投資者(例えば政治的リスクにさらされている者またはリスクの高いカテゴリーに該当するとされる他の投資者)に関し高いレベルの顧客確認を行うことが要求されます。管理事務代行会社は、受益証券の申込みの時点および投資者が受益証券を保有する期間において何時でも(当該受益証券の買戻しの時点を含みます。)、当該受益者および実質所有者(かかる者のために当該受益証券が保有されます。)の身元および住所を確認するために必要な情報を要求する権利を有します。

典型的には、管理事務代行会社は、投資者が最初に受益証券の取得の申込みを行う際に、顧客確認書を要求するものとします。ただし、規制の変更により、または買戻しに関連して、またはその他の場合に、管理事務代行会社は、継続的に顧客確認を要求することができるものとし、これに応じて、管理事務代行会社は、何時でも、受益者または受益証券の実質所有者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有するものとします。

受託会社は、申込人の身元および住所を確認するために必要と判断する情報および書類を要求する権利を管理事務会社が付与しました。申込みが、規制対象仲介機関によって行なわれている場合で、かつ仲介機関がアイルランドのマネー・ロンダリング禁止規定と同等のマネー・ロンダリング禁止規定を有すると適用法により承認されている国において業務を行っている場合、管理事務代行会社は、当該投資者に対し簡易な顧客確認書を適用することができるものとし、また対象となる投資予定者に関し規制対象仲介機関からの書面による表明に依拠することができるものとし、マネー・ロンダリングを防止するために引き続き投資者の監視を行わなければならないものとします。

管理事務代行会社は、必要とされる身元証明の種類について、投資予定者に通知します。例えば、個人は、弁護士または公証人等の特定の個人または団体によって正当に証明されたパスポートまたは身分証明カードの写しおよび住所を証明する書類(公共料金請求書または銀行報告書等)を提出するこ

とが必要とされることがあります。法人の申込者は、名称の変更を含む設立証明書ならびに基本定款および通常定款(またはこれらに相当するもの)の謄本ならびにすべての取締役および特定の実質保有者(2010年アイルランド刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する)法において定義されています。)の氏名ならびに住所が記載された書類の提出を必要とされることがあります。

上記の詳細は、ほんの一例に過ぎず、管理事務代行会社は、各申込人の身元および住所を確認するために必要と判断する情報および書類を要求するものします。申込人の身元確認を目的として管理事務代行会社により要求された情報の提出を申込人が遅滞し、または行わなかった場合、管理事務代行会社は、申込みの受理を拒否することができるものとし、受け取った申込金を利息を付さず、申込人の費用負担で、当該申込金が当初払い出された口座に返還することができるものとし、身元確認のために必要な書類を提出していない受益者に対し受益証券が発行された場合、管理事務代行会社は買戻請求の手続きを行うものとし、当該受益者に帰属する買戻代金の支払いは、留保されます。投資予定者は、特に、買戻代金が第三者の口座には支払われないことに留意すべきです。

各申込人は、管理事務代行会社によって必要とされた情報および書類を申込人が提供しなかった場合に、当該申込人の申込みの処理が拒否されたことまたは買戻代金の支払いが遅延したことによって発生した一切の損失について、受託会社および管理事務代行会社が保護されることを承認し、これに同意するものとし、

以上に加えて、ケイマン諸島内の者は、他の者がマネー・ロンダリングを行っていることまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知った場合もしくはそのような疑惑を抱いた場合であって、かかる認識もしくは疑惑に関連する情報を自身の業務の遂行において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、マネー・ロンダリングに関する開示の場合は、犯罪行為による手取金に関する法（2019年改正）に基づきケイマン諸島の財務報告機関に対して、また、テロ行為もしくはテロリストの資産への関与に関する開示の場合は、テロリズム法（2018年改正）に基づき巡査以上の階級の警察官に対して、通報する義務を負うものとし、かかる通報は、法律等により課せられる情報の秘匿の違反または情報の開示制限の違反とは取り扱われないものとし、

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、国債、社債、譲渡性預金証書、資産担保証券、銀行預金ならびにレポ取引およびリバース・レポ取引を含む(ただし、これらに限られません。)、トルコリラ建ての短期金融商品に対する投資によって、収益を確保しつつ、投資元本を維持し、高い流動性を保つことです。

サブ・ファンドの投資ユニバースは、以下のものを含みますが、これに限られません。

- ・トルコリラ建ての有価証券および金融市場商品
- ・トルコ国債
- ・社債
- ・レポ取引およびリバース・レポ取引
- ・銀行預金
- ・譲渡性預金証書
- ・資産担保証券
- ・その他の種類の有価証券または取引

サブ・ファンドの運用開始の日の翌日から、サブ・ファンドの投資ユニバースには、主として、トルコ国債、社債、リバース・レポ取引および銀行預金が含まれます(ただしこれに限られません。)。後述の投資制限に従い、サブ・ファンドの投資ユニバースには、副投資運用会社の関連会社であるアクバンクの発行する有価証券が含まれます。ただし、当該有価証券をアームス・レンジス・ルールに従った取引条件で、公正な市場価格により取得する場合に限ります。

サブ・ファンドの投資目的および投資方針は、サブ・ファンドの運用開始日以降遵守される予定です。しかしながら、管理会社は、あらかじめ投資運用会社と協議の上、サブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限を変更する権利を留保しています。ただし、受益者に対して当該変更に関する30日前までの通知がなされることを条件とします。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」をご参照ください。

(3) 【運用体制】

サブ・ファンドの運用体制は、以下のとおりです。

管理会社

インターナショナル・マネジメント・サービシズ・リミテッドは、トラストの管理会社です。管理会社は、基本信託証書に基づき、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資の管理、各サブ・ファンドに関する借入権の行使および各サブ・ファンドの受益証券の発行および買戻しについて責任を負います。

管理会社は、基本信託証書に基づき同社に付与される権利、特権、権限、義務、信託および裁量のすべてまたは一部を、一切の個人、団体、会社または法人に対し委託する権利を有しています。管理会社は、適用ある法令に基づき、委託先または再委託先の行為を監督する義務を負うものではなく、管理会社が当該委託先を誠意をもって、重過失および悪意なく選任した場合、受益者に対し発生した損失に関する管理会社の責任は、受益者の被った損失が管理会社またはその委託先もしくは

関連会社である再委託先の詐欺、悪意、重過失、故意の不履行または不注意に直接起因する場合に限られるものとします。

管理会社は、一切の潜在的な債権者との取引において、当該取引の結果、支払期日が到来したまたは到来する当該債権者に対し支払われる債務の支払いについて、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産にのみ依拠することを確保するものとします。

管理会社は、(基本信託証書に基づく適切な権利の行使および義務の履行において、)管理会社がサブ・ファンドに関し管理会社として受ける可能性のある訴訟、経費、請求、損害、費用または要求につき補償を受ける目的で、サブ・ファンドの信託財産に対する請求権を有するものとします。ただし、管理会社の詐欺、悪意、重過失、故意の不履行または不注意による作為または不作為に起因する訴訟、経費、請求、損害、費用もしくはは要求の場合を除きます。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、他のサブ・ファンドに関し発生する債務に関し、あるサブ・ファンドの現金その他の財産および資産から補償を受けることはできないものとし、過去または現在の受益者から補償を受けることもできないものとします。

管理会社は、基本信託証書に記載される種々の事項に関し一切責任を負わないものとします。管理会社は、トラストまたは一切のサブ・ファンドのために、トラストまたは関連するサブ・ファンドに業務を提供する他の役務提供者と契約(管理会社がその絶対裁量により適切とみなす補償に関する規定を含みます。)を締結する権限を有しています。

管理会社は、受託会社に対し90日前までに書面で通知した上で、退任することができます。

投資運用会社

管理会社は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に対し、サブ・ファンドの信託財産の投資および再投資を管理する責任を委託しました。

投資運用会社は、(投資運用契約に基づく適切な権利の行使および義務の履行において、)投資運用会社が課され、被りまたは行使される可能性のあるすべてのあらゆる負債、義務、損失、損害、罰則、訴訟、判決、訴訟手続、合理的経費、費用またはあらゆる種類、性質の支払いに関し、サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有します。ただし、投資運用会社は、投資運用会社またはその使用者、代理人もしくは委託先の側の詐欺、悪意、過失、故意の不履行もしくは不注意による作為または不作為に起因する負債、義務、損失、損害、罰則、訴訟、判決、訴訟手続、合理的経費、費用または支払いに関しては、当該補償を受けることはできないものとします。

投資運用会社の選任は、管理会社または投資運用会社が他方当事者に対し、90日前までに書面で解除する旨を通知することにより何時でも、また投資運用契約に記載されているその他の状況において解除することができます。

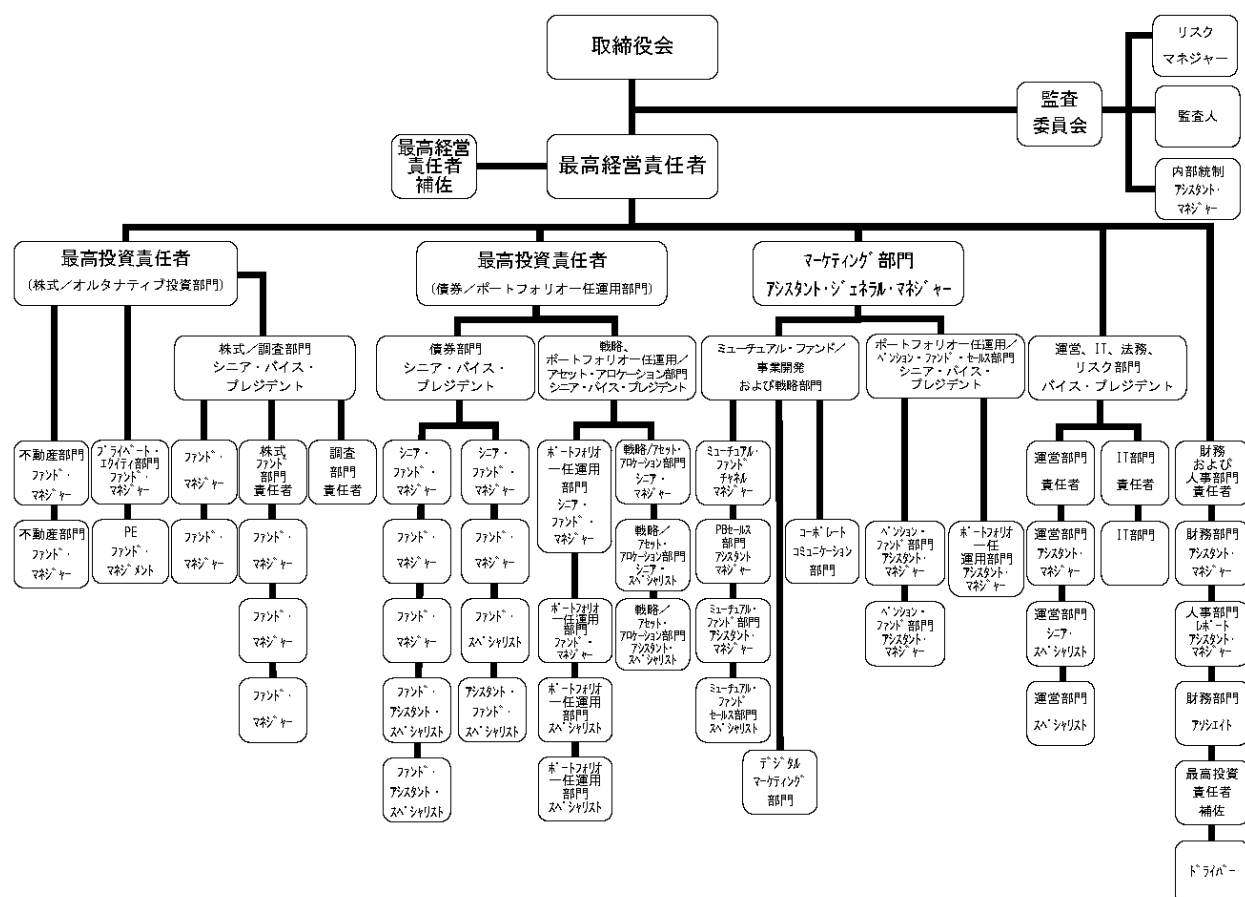
投資運用会社から委託を受けた副投資運用会社としてのアク・ポルトフェイ・イエネティミ・アノニム・シルケティがサブ・ファンドの投資対象の投資運用を担います。投資運用会社は、サブ・ファンドの投資対象の当該投資運用を日々監視します。

副投資運用会社

投資運用会社は、アク・ポルトフェイ・イエネティミ・アノニム・シルケティに対し、サブ・ファンドの信託財産の投資および再投資を管理する責任を委託しました。

副投資運用会社は、(副投資運用契約に基づく適切な権利の行使および義務の履行において、)投資運用会社が課され、被りまたは行使される可能性のあるすべてのあらゆる負債、義務、損失、損害、罰則、訴訟、判決、訴訟手続、合理的経費、費用またはあらゆる種類、性質の支払いに関し、サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有します。ただし、副投資運用会社は、副投資運用会社または使用者、代理人もしくは委託先の側の詐欺、悪意、過失、故意の不履行もしくは不

副投資運用会社の選任は、投資運用会社または副投資運用会社が他方当事者に対し、90日前までに書面で解除する旨を通知することにより何時でも、また副投資運用契約に記載されているその他の状況において解除することができます。



調査およびポートフォリオの運用委託の範囲内における戦略的な資産配分を実行します。かかる投資プロセスの最終段階において、ポートフォリオ運用者は、サブ・ファンドの投資対象のポートフォリオのリスク／リターンの状態を継続的に監視し、また変化する市場環境に応じて当該ポートフォリオを調整します。ポートフォリオのリスクの精査は、継続的に追跡され、サブ・ファンドの投資制限の違反が生じる前に厳格な規則が適用されます。

内部統制部門は、制定法上および規制上の限定／本書に記載された投資制限、適用法令ならびに債券の最高投資責任者によって定められた規則および制限の遵守を日々監督し、また資産運用者による内部規則の遵守を監視します。技術的および強制的な規則に加え、内部統制部門は、サブ・ファンドのリスクおよびリターンの仕組みを確保するためのリスク指標を追従するリスク管理者とともに、必要な確認を履行します。他方、監査／法令遵守部門は、双方の部門の有効性および効率性を監視します。監査／法令遵守担当役員は、通常、当社の手続に関して監査役会に対して報告します。最終的には、副投資運用会社の取締役会がすべての方針および手続を監督し、関連事項の遵守を確保します。

(4) 【分配方針】

サブ・ファンドは、受益証券1口当たり純資産価格が基準金額を超えた各取引日において分配を行う方針です。当該取引日に分配される受益証券1口当たりの金額は、受益証券1口当たり純資産価格を基準金額まで減額するために必要となる金額とします。

受益証券1口当たりの分配金は、小数第10位を四捨五入して計算されるものとします。分配金は、該当する分配日に、当該分配日において受益証券が自己の名義で受益者名簿に登録されている者について計上されるものとします。

分配が宣言され、当該受益者に計上される分配金の支払いを実際に受けるのではなく、該当する分配金再投資日に追加の受益証券の買付資金とされることに留意すべきです。受益証券に関し、分配が宣言され、計上されたものの各分配金再投資日までに支払われなかった分配金は全て、該当する分配金再投資日に受益証券1口当たり純資産価格で、受益証券に自動的に(源泉徴収およびその他受益者の居住国で支払いが求められる税金を差し引いた後、)再投資されるものとします。受益証券の端数は発行されないものとします。受益証券の端数に関する権利が生じることとなる金額については、整数口数まで四捨五入されるものとします。

分配金再投資日以前に受益証券の買戻しを請求した受益者は、宣言され、計上されたものの受益証券が買戻される買戻日までに支払われなかった一切の分配金を、当該買戻請求に関する買戻代金とともに支払われるものとします。

関連する分配金が純資産総額から差し引かれる日である分配金落ち日は、該当する分配日とします。疑義を避けるために記すと、分配日である取引日において、有効な受益証券取得申込書を提出した受益者は、当該分配日における分配金を受け取る権利を有するものとします。分配日である買戻日において、有効な買戻請求書を提出した受益者は、当該分配日において分配を受け取る権利を有しないものとします。

受託会社は、受益者が基本信託証書の条項に基づき支払義務を負うものの未払いの金額について、分配金の全額またはその一部から控除し、相殺することができるものとします。

投資者は、各取引日において分配が行われるという表明および保証はなく、また分配額についても保証はないことに留意すべきです。

(5) 【投資制限】

投資制限

以下の投資制限がサブ・ファンドに適用されます。

管理会社、投資運用会社、または副投資運用会社のいずれも、サブ・ファンドに関し以下の行為を行ってはならないものとします。

- (a) 会社として設立された集団的投資スキームを含むあらゆる種類の持分証券を取得すること。ただし、投信法第2条第4項に定義される「証券投資信託」または投信法の第2条第22項に定義される証券投資信託に類する「外国投資信託」として設定される集団的投資スキームに投資する場合には、かかる制限は適用されません(当該集団的投資スキーム自体は持分証券には投資しないことを条件とします。)。
- (b) サブ・ファンドの純資産の15%を超えて、容易に現金化することのできない私募持分証券、非上場持分証券または不動産等の非流動性資産に投資すること。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則の第16条、外国投資信託受益証券の選別基準(随時変更または代替されます。)によって定められる価格の透明性を確保するための適切な措置がとられた場合を除きます。上記割合の計算は、管理会社の裁量により、当該資産の購入時に計算される金額または現在の時価のいずれかによることができます。
- (c) サブ・ファンドの計算において空売りされた有価証券の時価総額が純資産総額を超えることになる有価証券の空売りを行うこと。
- (d) サブ・ファンドの資産の時価総額の50%超が(i)金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」(金融商品取引法第2条第2項に定義される当該項に基づき有価証券とみなされる権利を除きます。)の定義に該当しない資産、または(ii)金融商品取引法第28条第8項6号に定義される「有価証券関連デリバティブ取引」の定義に該当しない資産によって構成されることになる投資対象を取得または追加取得すること。
- (e) 管理会社またはその他の第三者の利益のため、受益者の保護に反するまたはサブ・ファンドの資産の適切な運用を害する取引を行うこと。
- (f) サブ・ファンドの計算において保有される一発行体の発行済社債の総額が、純資産総額の10パーセントを超えることとなる、当該発行体の発行済社債を取得すること。
- (g) 満期が365日以上の有価証券を取得すること。
- (h) 自己またはその取締役を当事者とする取引を行うこと。
- (i) 管理会社またはサブ・ファンド以外の者に利益を与えることを意図する取引を行うこと。
- (j) 後記の「借入制限」の項に記載される借入方針に従う場合を除き、サブ・ファンドの計算において借入れを行うこと。
- (k) 単一の発行体の株式または受益証券の時価総額（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）が、純資産総額の10%を超える場合（かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算されます。）、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券を保有しないものとします。
- (l) デリバティブのポジションからある単一のカウンターパーティーに対して生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。）が、純資産総額の10%を超える場合（かかるデリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算されます。）、単一のカウンターパーティーに対してデリバティブのポジションを保

有しないものとします（120日以内に予約期日が到来する為替予約取引（店頭デリバティブ取引に該当するものは除きます。）については、この限りではありません。）。

- (m) 単一の法主体によって発行され、組成され、または、負担される有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分（以下これらを「債券等エクスポージャー」といいます。）の価額が純資産総額の10%を超える場合（かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算されます。）、（i）有価証券（上記（k）に記載される株式または受益証券を除きます。）、（ii）金銭債権（上記（l）に記載されるデリバティブを除きます。）および（iii）匿名組合出資持分を保有しないものとします。

（注）担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができます。

- (n) 単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、単一の発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または、単一の発行体もしくはカウンターパーティーに対してポジションを保有しないものとします。

管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は適宜、投資対象の価額の変動、再編もしくは合併、サブ・ファンドの信託財産からの支払い、または受益証券の買戻しの結果、サブ・ファンドに適用される制限を超えてしまった場合でも直ちに投資対象を売却する必要はありません。ただし、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は適宜、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮し、違反を認識した後、合理的な期間内にサブ・ファンドに適用される制限を遵守するために合理的に実現可能な措置をとるものとします。

管理会社は、当該投資制限に適用される法令が改正された場合または変更された場合で、管理会社が適用法令に違反することなく投資制限を変更することができると判断した場合、投資運用会社と事前の協議の上、受益者の同意を得ることなく（ただし、当該変更または削除の30日前までに受益者に通知することを条件とします。）、上記のいずれかの投資制限を適宜、変更または削除することができるものとします。

借入制限

投資運用会社、副投資運用会社および／またはそれらの委託先は、借入総額が純資産総額の10%を超えることにならないことを条件として、サブ・ファンドの計算において金銭の借入れを行うことができます。ただし、合併等の特別な緊急事態の場合は、かかる10%の制限を一時的に超過することができます。

3 【投資リスク】

① リスク要因

投資者は、受益証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要があります。サブ・ファンドへの投資は相応のリスクを伴います。投資運用会社および／またはその委託先は、サブ・ファンドの投資目的および投資方針の制約の範囲内で損失の可能性を最小限にするよう企画された戦略を実行する予定ですが、かかる戦略が実行されるという保証、または実行された場合でも成功する保証はありません。投資判断や市況にかかわらず、サブ・ファンドの費用構造によって受益証券1口当たり純資産価格は下落する可能性を常に有しています。受益証券の流通市場が存在する可能性が小さく、そのため受益者は、保有する受益証券を買戻しの方法でしか処分することができません。投資者は、自身のサブ・ファンドへの投資額の大部分またはすべてを失う可能性があります。したがって、各投資者は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要があります。

純資産総額は、サブ・ファンドの投資対象の価格の変動および為替の変動の影響を受けます。サブ・ファンドの投資対象から生じるすべての損益は、投資者に帰属するものとします。受益者の投資額の元本は保証されていません。

以下のリスク要因に関する記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクについて完全に説明したものではありません。サブ・ファンドへ投資するリスクは以下を含みます。

適合性

サブ・ファンドは、すべての投資者に適合する投資対象ではありません。サブ・ファンドの各潜在的投資者は、自身の状況を踏まえて当該投資対象の適合性を判断しなければなりません。特に、各潜在的投資者は(a)サブ・ファンドやサブ・ファンドに投資することのメリットおよびリスク、ならびにそこに含まれる情報について、有益な評価をするに足る十分な知識および経験を有する必要がある、(b)特定の財務状況において、サブ・ファンドへの投資、および当該投資対象がポートフォリオ全体へ与える影響について評価するための適切な分析的手法を利用でき、その知識を有する必要がある、(c)サブ・ファンドへの投資に伴うあらゆるリスクに耐えるための十分な財源および流動性を有する必要がある、(d)自身でまたはファイナンシャル・アドバイザーの助言を受け、経済、為替レート、ならびにサブ・ファンドへの投資およびそれに伴うリスクに対する耐性に影響を及ぼしうる他の要因のありうるシナリオについて評価できる必要があります。

信用リスク(債券に関連する信用リスク)

投資運用会社および／またはその委託先は、サブ・ファンドの計算において、債券に投資します。信用リスクの増大によってサブ・ファンドの投資目的が達成されないことがあります。

発行体の財務状況もしくは経済全体の状況の悪化、またはその両方、または金利の予期しない上昇によって発行体の元本および利息を支払う能力が損なわれることがあります。

発行体が元本および利息を遅滞なく支払うことができない場合(または支払うことができないと思われる場合)、サブ・ファンドの計算において保有されている有価証券の価格が影響を受ける可能性があります。特定の有価証券に関して流動性のある取引市場が存在しない場合、サブ・ファンドの評価手法に従って、当該有価証券の公正な価格を設定することができないことがあります。さらに、一般に、新興国への投資の場合は先進国への投資の場合に比べ、信用リスクがより高い傾向があります。

準投資適格証券に関する信用リスク

投資運用会社および／またはその委託先は、サブ・ファンドの計算において、準投資適格証券(国際的信用格付業者により高い格付を得た有価証券より低い格付の有価証券をいいます。)に投資することができます。準投資適格証券は、継続的に不確実性に直面し、発行体が適時に利息および元本を支払えなくなるような経営上、財政上および経済上の悪影響にさらされることがあります。

サブ・ファンドの計算において保有する有価証券の格付が低いということは、発行体の経済状態、経済全体の状況の悪化もしくはその双方、または予期せぬ利率の増加が発行体の利息および元本の支払能力を損なう、という重大な可能性を示しています。

信用格付業者は、固定金利債券の格付を提供する私設の業者です。信用格付業者から提供される格付は、信用力の絶対的な基準ではなく、証券市場の変動性や有価証券への投資の流動性についての評価を反映したものではありません。信用格付業者は、信用格付の適時の変更を誤ることもあり、発行体の現在の財政状態は、格付の示すところよりよいことも悪いこともあります。投資運用会社および／またはその委託先は、有価証券の格付が取得時より低下した際、必ずしも証券を売却する必要はありません。投資運用会社および／またはその委託先は、信用格付のみに依拠するのではなく、発行体の信用力の独自の分析方法を有します。

信用格付は全てのリスクを反映しているわけではありません

サブ・ファンドの投資対象は、一つまたは複数の格付業者の信用格付を取得しています。格付は、構造、市場およびその他の当該投資対象の価格に影響を与えうる要因に関する全てのリスクによる潜在的影響を反映しているわけではありません。信用格付は有価証券またはその他の投資対象の取得、売却または保持を勧めるものではなく、格付業者により随時見直され、または取り下げられる可能性があります。ある特定の日においてサブ・ファンドの投資対象に与えられた格付は、発行体の経営の将来の実績や将来の信用価値の指標とはなりません。

ソブリン債

投資運用会社および／またはその委託先は、サブ・ファンドの計算において、政府およびその関係機関によって発行された債券に投資することができます。当該債券への投資は、重大な経済的、政治的リスクを伴います。特定のソブリン債の保有者は、かかる債務の再編および延期に参加すること、またその発行体に対する貸付を延長することを要求される場合があります。ソブリン債の保有者の利息は、再編手続きによって悪影響を受けることがあります。投資運用会社および／またはその委託先がサブ・ファンドの計算において投資する可能性のあるソブリン債の発行体が対外債務を返済することが困難であるというような深刻な問題を抱えることもあります。とりわけかかる問題によって、当該国が債券の元本および利息の支払いを延期すること、および特定の債務を再編することを強いられることもあります。延期および再編手続は、新たなもしくは修正された融資契約を取り決めるか、または残存投資元本および未払利息を「ブレイディ債」もしくは類似の債券へ転換した上で、利息の支払いのための新たな信用供与を得ることにより、元利金の支払いの減額および返済繰延べを行うことなどを含みます。当該債券への投資は、対象国の格付の引き下げに関する重大なリスクを伴います。

金利変動リスク

債券の価額は、金利の変動により変動する場合があります。一般に、金利が上昇すると債券の価額は低下する傾向があります。反対に、金利が低下すると、債券の価額は上昇する傾向があります。債

券の価額の変動の幅は、満期および債券の発行の条件を含む多くの要因に依拠します。金利変動リスクは、先進国の債券への投資よりも新興国の債券への投資の場合の方が高い傾向があります。

デリバティブ(金融派生商品)

デリバティブにはその価額が一もしくは複数の原証券、金融ベンチマークまたはインデックスに連動している商品および契約が含まれます。投資者は、デリバティブに投資することによって、原資産に投資する場合よりごくわずかな費用負担で、特定の有価証券、金融ベンチマークまたはインデックスの値動きをヘッジすることができ、または投機的取引をすることができます。デリバティブの価額は、原資産の価格の変動に大きく左右されます。したがって、原資産の取引に伴うリスクの多くは、デリバティブ取引にも当てはまりますが、デリバティブ取引は他にも多くのリスクを伴います。例えば、デリバティブは、取引を実行する際に支払う、または預託する金額に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小幅な市場の不利な変動によってサブ・ファンドへの投資金額のすべてを失うだけでなく、当初の投資金額を超える損失を被る場合もあります。投資運用会社および／またはその委託先がサブ・ファンドの計算において取得を希望するデリバティブを特定の時点で満足のいく条件で取得できる保証はなく、そもそも取得できるか否かも保証されていません。

デリバティブ、取引手法および商品に関するリスク

デリバティブ商品の価格は極めて激しく変動します。デリバティブ契約の価格の変動は、とりわけ、金利、需給関係の変化、政府の貿易、財政、金融および為替管理に関する計画および政策、ならびに国内および国外の政治的、経済的出来事および政策によって影響を受けます。さらに、政府は随時、特に先物取引やオプションに関連する為替や金利などの市場において、規制によって直接的に介入する場合があります。かかる介入は、しばしば価格に影響を及ぼすことが直接的に意図されており、また他の要因を伴い、当該市場のすべてを、とりわけ、金利の変動により同一方向に急激に変動するよう促すことがあります。また、取引手法および商品の採用は、(1)ヘッジされている投資対象の価格の変動および金利の変動を予測する能力への依存、(2)ヘッジ商品とヘッジされている投資対象または市場セクターとの間の不完全な相関関係、(3)かかる商品を用いるために要求される能力は投資対象の選択のために要求される能力とは異なるという事実、(4)特定の日時において特定の商品に関する流動性ある市場が存在しない可能性、および(5)効率的なポートフォリオ運用または買戻請求に応じる能力を妨げるものが存在する可能性を含む、一定の特殊なリスクを伴います。

資産担保証券への投資は、金利リスクに加え、支払延期および繰上償還のリスクを伴い、またこれに限られないリスクを伴います。サブ・ファンドの資産を投資する関連する有価証券のいくつかは将来的に、関連する元本額の再投資によりサブ・ファンドが得るリターンを低下させ、また有価証券の支払延期は、投資運用会社および／またはその委託先が当初予想していた以上に、サブ・ファンドのさらされるリスクを変動させます。

レポ取引やリバース・レポ取引は、当該レポ取引やリバース・レポ取引の期間がそれぞれ異なることに関するリスクを伴います。当該取引において受け取られる、または貸し付けられる担保の価格は、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがあります。関連する取引相手のミス、すなわち不正確な価格決定や、担保の取引される関連する市場の流動性および市場の変化は、サブ・ファンドの投資実績に重大な悪影響を及ぼすことがあります。これらの悪影響には、純資産総額の急激な減少、現金資産の回復の遅れ、担保の現金化の困難を含みますがこれに限られません。これらの悪影響に関連する追加的なリスクもありえます。

取引相手のリスク

サブ・ファンドは、契約の条件に関する解釈の相違(正当な根拠をもって主張されるものとは限りません。)または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、サブ・ファンドが損失を被ることになる場合があります。かかる「取引相手のリスク」は、決済を妨げる出来事が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について大きくなります。受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および／またはその委託先は、サブ・ファンドに関して、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を一つの取引相手に集中させることを制限されていません。さらに、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および／またはその委託先は、取引相手の信用度を評価する内部信用評価機能を有することもあれば有しないこともあります。受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および／またはその委託先が一または複数の取引相手と取引を行う能力およびかかる取引相手の財政的能力についての独立した意義ある評価の欠如により、サブ・ファンドが損失を被る可能性が増大する場合があります。

サブ・ファンドは、非上場派生商品および金融市場商品に関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる場合があります。これは、取引所決済機関の履行保証のような整備された取引所において派生商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護がかかる非上場派生商品の取引には与えられないことによります。非上場派生商品取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および／またはその委託先がサブ・ファンドに関してかかる商品の取引を行う取引相手の支払不能、破産または債務不履行により、サブ・ファンドに多額の損失が発生する可能性があります。受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および／またはその委託先は、サブ・ファンドに関して、特定の派生商品取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがあります。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない限り、不十分である可能性があります。最近、複数の大手金融市場参加者(店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含みます。)が契約上の義務を期日に履行することができず、または不履行寸前の状態にあり、金融市場で見られる不確実性が高まり、かつてないほどの政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながっています。かかる混乱は、支払能力のあるプライムブローカーおよび貸し手でさえも、新たな投資への融資を渋るもしくは望まない、または最近有効であったものに比べて著しく不利な条件で融資を行う原因となっています。取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、サブ・ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もありません。

仲介およびその他の取決め

ポートフォリオを実行するブローカーまたはディーラーを選択する際、投資運用会社および／またはその委託者は、競争入札により業者を募集する必要はなく、最も手数料が低廉な業者を探す義務も負いません。投資運用会社および／またはその委託先は、リサーチまたはサービスを提供するブローカーまたはディーラーに対し、同様の取引について他のブローカーまたはディーラーに支払う手数料よりも高い手数料を支払う場合があります。

保管リスク

投資運用会社および／またはその委託先は、サブ・ファンドの計算において直接的または間接的に、保管制度および／または決済制度が十分に整備されていない市場に投資する場合があります。か

かる市場で取引され、かつ、当該副保管業者の利用が必要となる状況下では副保管業者に委託されたサブ・ファンドの資産は、一定のリスクにさらされることがあります。かかるリスクには、現物有価証券の取引代金決済と引換えに引渡しが行われないこと、その結果、偽造有価証券の流通、コーポレート・アクションに関する情報の不足、有価証券の取得可能性に影響を及ぼす登録手続、法律・財務に関する適切な制度の欠如、および中央預託機関の補償制度／賠償基金が存在しないことなどが含まれます。

店頭取引における規制の欠如および取引相手のリスク

投資運用会社および／またはその委託先は、サブ・ファンドの計算において店頭取引を行うことができます。一般論として、店頭市場は、組織化された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていません。さらに、組織化された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられていません。このため、サブ・ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する解釈の相違を理由に取引相手が取引を決済しないリスクにさらされます。投資運用会社および／またはその委託先が特定の取引相手との間で集中的に取引を行うことについて制限はありません。

サブ・ファンドは、支払不能、破産、政府による制限等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、その結果、サブ・ファンドに多額の損失が発生する危険性があります。

流動性リスク(投資ポートフォリオの流動性)

流動性は、サブ・ファンドの計算において適時に投資対象を投資運用会社および／またはその委託先が売却できるかどうかに関連しています。比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が大きい傾向があり、比較的流動性が低い証券にサブ・ファンドの資産を投資した場合、投資運用会社および／またはその委託先は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、サブ・ファンドの投資対象を処分できないことがあります。いくつかの投資対象は、例えば一部の取引所が一日当たりの「価格変動幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の投資対象の一日の値幅を制限しているため、流動性を欠く場合があります。特定の投資対象に関する契約の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、投資対象のポジションを取ることも精算することもできません。特定のサブ・ファンドの資産の流動性は不利益な市場の状況により減少します。それと同様の事態が生じた場合、投資運用会社および／またはその委託先は、不利なポジションを迅速に精算することができない場合があります。サブ・ファンドが多額の損失を被ることがあります。さらに、取引所が特定の契約の取引を中止し、即時の精算および決済を命じ、または特定の契約の取引を精算目的に限定する命令を下すことがあります。流動性不足のリスクは、店頭取引においても発生します。現時点においては店頭取引のための規制された市場は存在しておらず、買呼値と売呼値を設定するのはこれら店頭取引のディーラーのみです。市場取引ができない証券への投資には流動性リスクが伴います。さらに、かかる証券は評価が困難であり、また投資者保護のための市場を規制するルールが、発行体に適用されません。

経済状況

その他の経済状況(例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交上の出来事および動向、租税法ならびにその他の無数の要因を含みます。)の変化は、サブ・ファンドの利回りに重大な悪影響を及ぼすことがあります。かかる状況は、いずれも投資運用会社および／またはその委託先の支配が及びません。サブ・ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期

しない変動または流動性によって、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を管理する投資運用会社および／またはその委託先の能力が損なわれ、サブ・ファンドが、損失のリスクにさらされることがあります。経済的および／または政治的不安定性は、資産価額に悪影響を及ぼすことがあり、法律、財政および規制の変更を招くことがあります。

カントリー・リスク(政治および／または規制のリスク)

サブ・ファンドの資産の価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変化、税制の変更、外国投資および通貨の持ち出しに関する制限、および為替レートの変動、ならびに投資先となる国々における法規制の変更などの不確実性によって影響を受けることがあります。さらに、投資先となる可能性のある新興国の経済状況は、先進国の経済状況よりも脆弱であることがあります。これらの新興国において、インフレ率、国際収支、外貨準備高および経常収支が悪化した場合、当該国の外国為替市場および債券市場への影響は、より安定した先進国において同様の状況となった場合よりも大きくなる可能性があります。さらに、投資先となる可能性のある一部の国における法制度ならびに会計、財務監査および開示基準によっては、主要な証券市場において一般に適用されるものと同程度の投資者保護または投資者に対する情報開示が行われないことがあります。

新興市場リスク

投資は、サブ・ファンドの計算において、直接または間接的に新興市場において行われる場合があります。当該有価証券は、大きなリスクを伴い、投機的であると考えなければなりません。それらのリスクには、(a)接収、没収課税、国有化ならびに社会的、政治的および経済的な不安定性などの高いリスク、(b)現時点において新興市場の発行体により発行される有価証券の市場が小規模であること、また取引が現在は少ないか、全くない場合もあるため、流動性が欠如しており、価格変動性が高いこと、(c)投資機会および／または取引活動を制限する可能性のある、国の特定の政策が存在すること(関連する国益に影響すると思われる発行体または産業への投資に関する制限を含みます。)、ならびに(d)民間資本による投資または外国資本による投資および私有財産に適用される発達した法的枠組みが欠如していること、が含まれます。

流通市場の欠如

受益証券に関して流通市場は予定されていません。したがって、受益者は、本書に記載されている通り、買戻しによってのみ自身の受益証券を処分することができます。買戻請求日から買戻日までの期間において買戻請求を行なった受益者が保有する受益証券1口当たり純資産価格の下落のリスクは、買戻請求を行なった受益者が負うものとします。

市場のボラティリティが高まる可能性

サブ・ファンドの計算において投資が行われる市場は、近年、価格の変動が極めて激しい状態になりました。こうした変動が将来において発生しない保証はありません。こうした変動は、純資産総額に悪影響を及ぼし、その結果として、受益証券の買戻価格にも悪影響を及ぼすことがあります。

決済ブローカーの支払不能リスク

サブ・ファンドに関して、上場先物取引、その他のデリバティブおよび有価証券の取引の清算および決済を行うために複数のブローカーのサービスを利用することができます。適用される規則および規則により、顧客資産に保護が与えられる場合がありますが、サブ・ファンドのブローカーが支払不

能に陥った場合は、当該ブローカーの下で保管されているサブ・ファンドの資産がリスクにさらされることがあります。

為替リスクおよび為替管理

各受益証券に関して、為替ヘッジは行われません。したがって、投資者は、トルコリラとトルコリラ以外の通貨建ての投資資産との間の為替の変動リスクにさらされることがあります。

サブ・ファンドおよび受益証券はトルコリラ建てです。これにより、投資者の金融活動が、主にトルコリラ以外の通貨(日本円を含みます。)または通貨単位(以下「投資者通貨」といいます。)で行われる場合、通貨の換算に関するリスクが生じます。これには、為替が大きく変動する(トルコリラの切下げや投資者通貨の切上げによる変動を含みます。)ことがあるというリスクや、トルコリラまたは投資者通貨(いずれか場合によります。)を管轄する当局が、為替管理を行い、または変更することがあるというリスクを含みます。

トルコリラに対する投資者通貨の価値の増加は、(a)純資産総額および受益証券1口当たりの純資産価格の投資者通貨に対応する価額、ならびに(b)支払い可能な配当金(もしあれば)の投資者通貨に対応する価額を減少させることがあります。

政府および金融庁は(過去に行われたように)適用ある為替に悪影響を及ぼしうる為替管理を行うことがあります。結果として、投資者は予想していたよりも少額の買戻代金もしくは配当しか受けられず、または買戻代金もしくは配当を全く受けられないことがあります。さらに、トルコリラが非流動的で非譲渡性を有し、および／もしくはトルコリラの属する法域の監督庁による転換規制を含む通貨規制もしくは為替管理が行われる対象である、またはそのような通貨となるリスクがある。当該場合には、買戻代金の支払は、「買戻制限」と題する以下の項で記載されるように停止されることがあり、投資者は、当該支払いを受けないことによる不利益および損失を被ることがあります。

当該通貨リスクは、経済的、政治的出来事および関連する通貨の需給など、投資運用会社および／またはその委託先がコントロールできない要因に依拠しています。近時、特定の通貨についての為替は高いボラティリティを有しており、当該ボラティリティは今後も続く予想されます。しかし、過去に起こった特定の為替の変動は必ずしもサブ・ファンドの継続期間中に生じるトルコリラに関する為替レートの変動の指標となるものではありません。

将来の規制の変更は予測不可能であること

証券市場および派生商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用されます。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的実施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。有価証券および派生商品の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がサブ・ファンドに及ぼす影響は予測が不可能ですが、重大かつ悪影響となることがあります。

保証はないこと

サブ・ファンドへの投資は、政府、政府機関もしくは政府の系列機関または銀行保証基金のいずれによっても保証されていません。サブ・ファンドの受益証券は、銀行の預金もしくは債券ではなく、または銀行によって保証もしくは裏書されているものでもありません。したがって、受益証券に投資された金額は、増加および／または減少することがあります。元本の確保は保証されていません。サブ・ファンドへの投資は、元本を失う可能性を含む一定の投資リスクを伴います。

運用層が限られていること

投資者が、サブ・ファンドのパフォーマンスを予想するために参考にできるような運用層は限られています。

決済の不履行

受益証券は、関連する取引日に購入できるものとし、また発行されます。ただし、受益証券の申込者は、関連する取引日(場合によります。)の翌営業日に決済を行うことのみを要求されます。投資者が支払期日に申込金を支払わなかった場合(以下「不履行投資者」といいます。)、管理会社は、不履行となった決済の対象である受益証券を取り消すことができます。不履行投資者が受益証券の申込みを行った取引日と当該不履行投資者の受益証券が取り消された日の間に受益証券の申込みを行った投資者および既存の受益者は、自身の受益証券に関し、不履行投資者の受益証券の申込みが受理されていなかった場合に支払っていたはずの金額よりも高い受益証券1口当たり申込価格を支払うことになるか、または自身の受益証券に関しより低い受益証券1口当たり申込価格を支払うことにより利益を得ることができる場合もあります(かかる場合、既存の受益者は受益証券の価値の希薄化を被ることになります。)。同様に、当該期間中に買戻しのために受益証券を提出した受益者は、当該決済不履行が発生していなかった場合に比べ、より低い1口当たり買戻代金を受け取るか、またはより高い1口当たり買戻代金を受け取る可能性があります(かかる場合、残りのすべての受益者は、受益証券の価値の希薄化を被ることになります。)。決済の不履行が発生した場合、発行済受益証券もしくは買戻された受益証券の口数、または受益者が支払った受益証券1口当たり申込価格または受益者が受け取った受益証券1口当たり買戻代金に関する調整は一切行われません。その結果、決済の不履行は、受益者に対し悪影響を及ぼすことがあります。

重要な個人への業務の依存

サブ・ファンドの資産に関するすべての投資決定は、投資運用会社および／またはその委託先によって行なわれます。受益者は、サブ・ファンドの運用に参加する権利または権限を有していません。そのため、サブ・ファンドの将来の成功の見通しは、投資運用会社および／またはその委託先の能力に大きく依存しています。投資運用会社および／またはその委託先がサブ・ファンドの計算において実行する戦略が魅力的なリターンを達成する、または成功する保証はありません。さらに、投資運用会社および／またはその委託先の重要な個人が死亡した場合、または一定期間資格を失った場合、サブ・ファンドの投資による収益が損なわれることがあります。

会計および評価リスク

サブ・ファンドの監査済決算報告書および未監査の半期決算報告書は、米国GAAPに従って作成されます。投資者は、投資対象が米国GAAPに基づき公正価格で評価されるべきであること、また米国GAAPに基づき、価格決定が上場されている投資対象のロングおよびショートのポジションの公正価格を表しているとみなされること、に留意すべきです。ただし、以下の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 ① 純資産総額の計算」という項に記載される評価基準に基づき、上場されている投資対象は償却価格を基礎にして評価される予定であり、これにより、評価額は米国GAAPに従って評価が行われる場合とは異なる評価額となる可能性があります。さらに、当該投資対象の評価方法(これは受益証券の申込価格および買戻代金の計算に用いられます。)は、一般的に取引される市場価格と正確に一致しない可能性があります。サブ・

ファンドに関して採用される評価方法および会計方針が米国G A A Pから逸脱する場合、受託会社は、当該会計が米国G A A Pと一致するようにサブ・ファンドの決算報告書および半期決算報告書において調整を行うよう求められることがあります。

価格決定に関する情報源が限られていること

受託会社およびその受託者である管理事務代行会社は、投資対象の価格決定(純資産総額の計算に関するものを含む。)に関し、限られた数の情報源または唯一の情報源に依拠する場合があります。

買戻しの制限

受託会社は、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、以下の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 ① 純資産総額の計算」という見出しのセクションに記載されている通り、一定の状況において、受益証券1口当たりの純資産価格の算定ならびに／または受益証券の発行および買戻しの停止、ならびに／または買戻しのため受益証券を提出した者への買戻代金の支払い全部または一部の延期を決定することができます。証券市場が閉鎖されている、もしくは当該証券市場において取引が制限または停止されている全部または一部の期間における停止および延期を含みますが、これに限られません。受託会社は管理会社と協議の上、受益証券1口当たり純資産価格が0.01トルコリラを下回っている、または買戻請求に対する支払い後に0.01トルコリラを下回ると判断する場合、受益証券1口当たり純資産価格の算定ならびに受益証券の発行および買戻しの停止、ならびに／または受益証券の買戻請求者への買戻代金の支払いの延期を決定することができます。

買戻しの影響

受益者によって大量の受益証券が買い戻される場合、投資運用会社および／またはその委託先は、当該買戻しに必要な資金を調達するために、望ましい時期よりも早い時点で、サブ・ファンドの投資対象を清算せざるをえないことがあります。これによりサブ・ファンドの純資産総額に悪影響が及ぶことがあります。

分配

分配が利用可能な収益を超過して行われる場合、当該分配は投資家の当初元本またはキャピタル・ゲインから行われる場合があります、これにより元本が毀損することがあります。この可能性により、元本維持を希望する投資家は、サブ・ファンドの投資資産の価額の減少は、資産価値の下落のみならず、分配という形で投資者の元本が返還されることにより生じる場合があることに留意することをお勧めします。

本格運用に至るまでのスタート期間

サブ・ファンドには、募集による購入資金でポートフォリオを構築する期間に、一定のリスクが伴うことがあります。さらに、この期間には、一つまたは複数のサブ・ファンドのポートフォリオの分散投資のレベルがすでにポートフォリオの構築が完成したサブ・ファンドと比べて低くなるという一定のリスクもあります。投資運用会社および／またはその委託先は、ポートフォリオの構築の段階で様々なプロセスを経ることができます。こうしたプロセスの一部は市場の状況にもよるものであり、これらのプロセスが成功するという保証を与えるものではありません。

サブ・ファンドの早期償還

現在、サブ・ファンドの設立費用は、サブ・ファンドの最初の7会計年度にわたって償却されます。サブ・ファンドが最初の7会計年度より早く償還される場合、これらの費用は直ちに支払われ、結果として受益証券1口当たり純資産価格が0.01トルコリラを下回ることがあります。この場合、結果として受益者が、損失を被ることがあります。

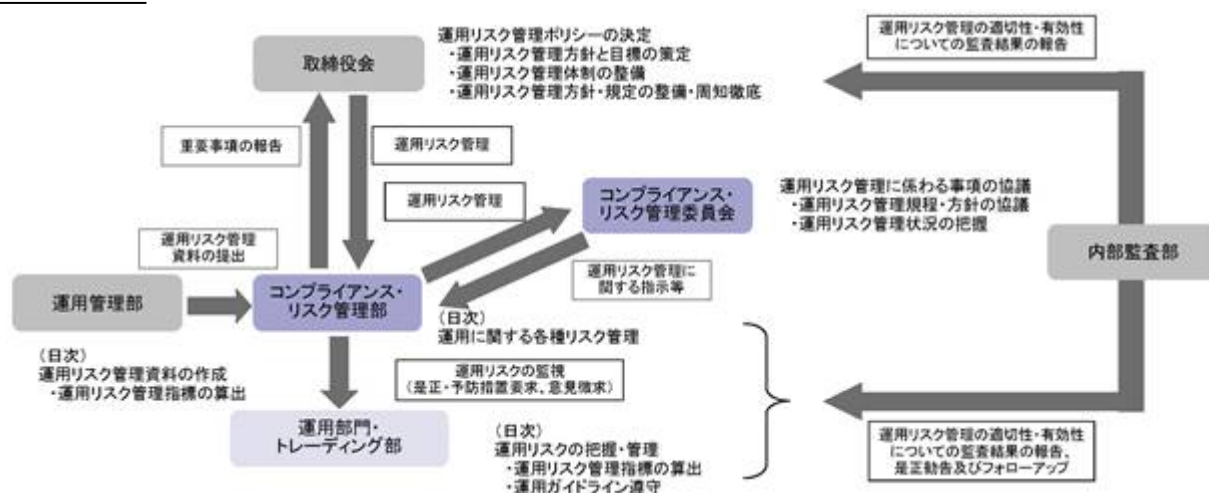
上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクのすべてを説明したものではありません。投資予定者は、本書全体を読み、サブ・ファンドへの投資を決定する前に自身の専門アドバイザーに相談することをお勧めします。

利益相反

「第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項をご参照下さい。加えて、本書前述の投資制限に従う限り、副投資運用会社は、サブ・ファンドの計算において、その関係会社から有価証券を取得することができます。ただし、当該有価証券を、アームス・レンジス・ルールに基づいて公正な市場価格で取得する場合に限ります。

②リスクに対する管理体制

投資運用会社



(注) 上図は、2019年6月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

副投資運用会社

管理会社は、サブ・ファンドのリスク管理について投資運用会社に委託しており、投資運用会社はこれを副投資運用会社に委託しています。副投資運用会社によるリスク管理は以下のとおりです。

<リスク管理体制>

運用におけるリスク管理は一義的には運用部門が担っていますが、運用部門とは別のリスク管理部が独立した立場でリスク管理プロセス、およびサブ・ファンドのリスク指標の計測、監視を行っています。また、投資ガイドラインへの遵守については内部統制部がモニタリングを行っています。

(注) 上記のリスク管理体制は今後変更されることがあります。

サブ・ファンドは、デリバティブ取引等を行っていません。

③リスクに関する参考情報

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

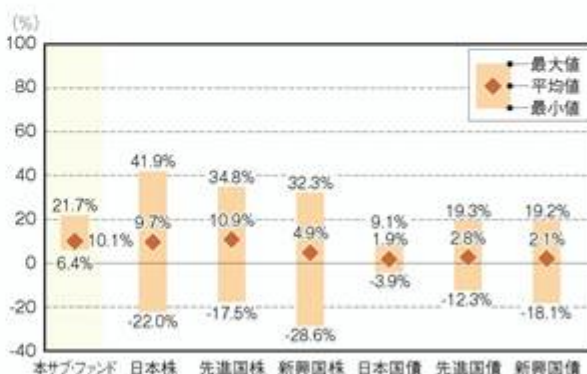
ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2014年7月～2019年6月の5年間におけるファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです（なお、本サブ・ファンドは2013年9月24日に運用を開始しました。）。



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

なお、本サブ・ファンドでは、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に代えて、パフォーマンスインデックスを使用しています。パフォーマンスインデックスは、日々のリターン（分配金／（前日の純資産総額＋0.01×前日からの発行済口数の増減））を計算し、設定日（2013年9月24日）を10,000として複利計算で算出しています。

※ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。運用開始から1年未満の時点では算出されません。

※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。

※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

※ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、各受益証券の参照通貨建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

●各資産クラスの指数

日 本 株……TOPIX（配当込み）

先進国株……FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株……S&P新興国総合指数

日本国債……BBGバークレイズE1年超日本国債指数

先進国債……FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債……FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東証が有しています。なお、ファンドは、東証により提供、保証または販売されるものではなく、東証は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤用から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 海外における申込手数料
該当事項はありません。
- ② 日本国内における申込手数料
該当事項はありません。

(2) 【買戻し手数料】

- ① 海外における買戻手数料
該当事項はありません。
- ② 日本国内における買戻手数料
該当事項はありません。

(3) 【管理報酬等】

(a) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの信託財産から、各評価日に計算され、ユーロにて毎月後払いされる純資産総額の年率0.04パーセントに相当する報酬を受領する権利を有します。受託報酬には毎暦年43,000トルコリラ(相当額)の最低報酬額が適用されます。

受託報酬は、サブ・ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

2019年3月19日に終了する会計年度中の受託報酬は132,699.63トルコリラでした。

(b) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの信託財産から、各評価日に計算され、米ドルにて毎月後払いされる純資産総額の年率0.025パーセントに相当する報酬を受領する権利を有します。管理報酬には毎暦年40,000トルコリラの最低報酬額が適用されます。管理報酬は、1年ごとに見直されます。

管理報酬は、サブ・ファンドの資産の管理ならびに受益証券の発行および買戻業務の対価として管理会社に支払われます。

2019年3月19日に終了する会計年度中の管理報酬は82,937.20トルコリラでした。

(c) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの信託財産から、各評価日に計算され、毎月後払いされる純資産総額の年率上限0.85パーセントに相当する報酬を受領する権利を有します。投資運用会社と管理会社は、純資産総額が当事者間で合意した水準に達するまで、純資産総額のより低い年率に基づいた、より低い報酬額を合意をすることができます。

投資運用会社および副投資運用会社の報酬は、受益者の事前の同意がなければ増額されません。

投資運用報酬は、管理会社に対する投資運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

2019年3月19日に終了する会計年度中の投資運用報酬（副投資運用報酬を含みます。）は2,819,865.54トルコリラでした。

(d) 副投資運用報酬

副投資運用会社は、各評価日に計算され、毎月後払いされる純資産総額の年率上限0.55パーセントに相当する報酬を受領する権利を有します。副投資運用会社の報酬は、投資運用会社に支払われる報酬から、投資運用会社によって支払われます。副投資運用会社と投資運用会社は、純資産総額が当事者間で合意した水準に達するまで、純資産総額のより低い年率に基づいた、より低い報酬額を合意をすることができます。

副投資運用報酬は、投資運用会社に対する副投資運用業務の対価として副投資運用会社に支払われます。

2019年3月19日に終了する会計年度中の副投資運用報酬は1,824,618.90トルコリラでした。

(e) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの信託財産から、各評価日に計算され、ユーロにて毎月後払いされる純資産総額の年率0.08%に相当する報酬を受領する権利を有します。管理事務代行報酬には毎月8,900トルコリラに相当するユーロの最低報酬額が適用されます。

管理事務代行会社は、8,900トルコリラに相当するユーロの監査補助報酬の支払いも受けるものとします。さらに、管理事務代行会社は、新規受益者毎に270トルコリラの報酬の支払いも受けるものとします。管理事務代行会社は、引受のために要求される受益者名簿の更新毎に45トルコリラの支払いも受けるものとします。

さらに、受託会社は、サブ・ファンドの信託財産から、管理事務代行会社の合理的かつ適切に負担した支払金、費用、手数料(サブ・ファンドに関連する書類の更新／見直しのための一切の手数料を含みます。)および現金支出費用(法的費用を含みます。)ならびにサブ・ファンドに関する管理事務代行会社またはその委託先による管理事務代行業務の提供において生じた一切の費用(管理事務代行業務の提供に関する当該費用は、管理事務代行会社が支払いの手続きをとる前に受託会社の承認を得るものとします。)を支払うものとします。管理事務代行会社の報酬は、毎年、見直されるものとします。

管理事務代行報酬は、サブ・ファンドの管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

2019年3月19日に終了する会計年度中の管理事務代行報酬は430,904.05トルコリラでした。

(f) 保管報酬および取引費用

保管会社は、サブ・ファンドの信託財産から、各評価日に計算され、米ドルにて毎月後払いされる純資産総額の年率0.12パーセントに相当する報酬を受領する権利を有します。保管報酬には毎暦年2,100トルコリラ相当額の米ドルの最低報酬額が適用されます。

さらに、すべての合理的な現金支出費用(口座維持費、銀行間振替手数料、副保管会社手数料(もしあれば)、電話、書簡、クーリエ、ファクシミリおよび印刷に関する代金および費用を含むがこれらに限定されません。)がサブ・ファンドから支払われます。

現地の保管会社または代理人に支払われる報酬および関連する費用は、サブ・ファンドの信託財産から支払われます。保管報酬は、毎年、見直されるものとします。

保管報酬は、サブ・ファンドの資産の保管業務の対価として保管会社に支払われます。

2019年3月19日に終了する会計年度中の保管報酬および取引費用は559,951.69トルコリラでした。

(g) 販売報酬および代行協会員報酬

販売会社としての業務の提供について、各販売会社は、サブ・ファンドの信託財産から、各評価日に計算され、日本円により後払いされる各販売会社が申込みを取得したものに係る純資産総額の年率0.35パーセントに相当する報酬を受領する権利を有します。

販売報酬は、口座内でのサブ・ファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等の業務の対価として日本における販売会社に支払われます。

2019年3月19日に終了する会計年度中の販売報酬は1,159,739.28トルコリラでした。

代行協会員としての業務の提供について、代行協会員は、サブ・ファンドの信託財産から、各評価日に計算され、日本円により後払いされる純資産総額の年率0.10パーセントに相当する報酬を受領する権利を有します。

代行協会員報酬は、受益証券1口当たりの純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の代行協会員業務の対価として代行協会員に支払われます。

2019年3月19日に終了する会計年度中の代行協会員報酬は331,748.88トルコリラでした。

(4) 【その他の手数料等】

トラスト

サブ・ファンドは、さらに、(a)サブ・ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに(b)(i)法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、(ii)仲介手数料(もしあれば)および証券取引に関連し課税される発行または譲渡に対する税金、(iii)副保管会社の報酬および費用、(iv)政府および政府機関に支払うべきすべての税金および手数料、(v)借入利息、(vi)投資サービスにかかる通信費、サブ・ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷および配給にかかる費用、(vii)保険料(もしあれば)、(viii)訴訟および賠償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、(ix)全ての業務提供者(関連する付属書において定められる業務について、当該業務を提供するために選任される投資運用者、投資顧問および／または副投資運用者を含みますが、これらに限られません。)および(x)サブ・ファンドの構築に関連する、企業財務またはコンサルティング費用を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用を含むがこれに限られない、サブ・ファンドの管理に係る各原価および費用を負担します。当該原価および費用が直接特定のサブ・ファンドに帰属しない場合、各サブ・ファンドはそれぞれの純資産総額に応じて当該原価および費用を負担します。

トラストの設立に関連する経費および費用(以下「設立費用」といいます。)は、約335,100トルコリラとなる見込みです。設立費用は、受託会社またはその適式に授權された代理人が、他の方法を適用すべきと判断しない限り、最初のサブ・ファンドの最初の7会計年度以内に償却されるものとします。設立費用は、最初のサブ・ファンドがその全額を負担するものとします。ただし、追加のサブ・ファンドが7会計年度以内に設定された場合は、未償却の設立費用は、追加のサブ・ファンドの受益証券の当初申込後直ちに、それぞれの純資産総額を基準として、既存のサブ・ファンドおよび新規のサブ・ファンドの間で配分されるものとします。

サブ・ファンド

前記に加えて、受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、管理事務代行会社および保管会社は、以下のものを含むがこれらに限定されない場合において、当事者間で合意された追加の報酬を受領する権利を有します。すなわち、追加の業務を求められた場合、付属書、英文目論見書、基本信託証書または追補証書を変更する場合、サブ・ファンドの他の業務提供者が変更となった場合、サブ・ファンドの他の業務提供者の基盤が変更され、それにより受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、副投資運用会社の基盤の変更が必要となった場合、サブ・ファンドの仕組みが変更され、それにより受託会社、管理会社、管理事務代行会社、投資運用会社、副投資運用会社に関する書類または業務の変更が必要となった場合またはサブ・ファンドの償還の場合です。

サブ・ファンドの設定および受益証券の募集に関連する経費および費用は、約200,000トルコリラでした。当該経費および費用は、管理会社、投資運用会社またはその適法に授權された代理人がその他の方法を適用すべきであると判断しない限り、最初の7会計年度にわたって償却されます。現金資産の流出はサブ・ファンドの純資産総額を減少させ、場合によってはサブ・ファンドの日々のリターンに重大な影響を与えることがあります。管理会社またはその委託先は、サブ・ファンドの運用実績に応じて、随時、当該費用の償却の前倒しを指示することができます。

投資者は、米国GAAPに基づき、設定費用は発生した年度において費用として計上されることに留意する必要があります。しかし、設定費用は前記の償却スケジュールによると、7会計年度にわたり償却されます。管理会社は、当該違反を検討しましたが、この問題が業績および純資産総額に重大な影響を及ぼすとは予想していません。サブ・ファンドの採用した償却スケジュールが米国GAAPから逸脱している限り、監査人が当該米国GAAPに対する違反の性質およびレベルによっては、サブ・ファンドの年次決算報告書および半期決算報告書に限定付き適正意見または不適正意見を述べる場合があります。

2019年3月19日に終了する会計年度中のその他の手数料等は729,781.19トルコリラでした。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

2019年9月19日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- ① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- ② 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- ③ 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- ④ 日本の法人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。)
- ⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- ⑥ 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなります。
- ⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

II サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- ① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- ② 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- ③ 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。
申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- ④ 日本の法人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。
- ⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- ⑥ 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなります。
- ⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

III サブ・ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、サブ・ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していません。本書の日付時点において、ケイマン諸島において為替管理は行われていません。

トラストは、ケイマン諸島の信託法第81条に従い、ケイマン諸島で以後制定される、所得、もしくは資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課す法律が、トラストの設定日から50年間、トラストを構成する財産もしくはトラストに発生する所得に対して、またはかかる資産もしくは所得に関し受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨のケイマン諸島内閣長官からの約定を受領しました。受益証券の譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島で印紙税は課されません。

5 【運用状況】

サブ・ファンドは、2013年9月24日から運用を開始しました。

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2019年6月末日現在)

資産の種類	国名・地域名	時価合計 (トルコリラ)	投資比率 (%)
社 債	トルコ	222,969,953.47	39.84
リバース・レボ取引	マルタ	175,000,000.00	31.27
国 債	トルコ	93,017,483.31	16.62
預 金	マルタ	63,500,000.00	11.35
小 計		554,487,436.78	99.09
現金・その他の資産（負債控除後）		5,109,009.87	0.91
合計（純資産総額）		559,596,446.65 (10,459百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年6月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	満期日	数量	取得価格 (トルコリラ)		時価 (トルコリラ)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	TRT210721T11 19JUL19 24.7%AKM	マルタ	リバース・ レボ取引	24.700	2019/7/19	175,000,000	1.00	175,000,000.00	1.00	175,000,000.00	31.27
2	FDTRY AKM 20.25PCT 02AUG19	マルタ	預金	20.250	2019/8/2	63,500,000	1.00	63,500,000.00	1.00	63,500,000.00	11.35
3	TURKEY GOVT BOND 8.5PCT 10JUL19	トルコ	国債	8.500	2019/7/10	60,200,000	0.98	58,916,682.00	1.00	59,986,988.06	10.72
4	QNB FINANSBANK AS TURKEY OPCT 12JUL19	トルコ	社債	0.000	2019/7/12	40,000,000	0.93	37,103,905.52	0.99	39,755,843.04	7.10
5	YAPI VE KREDI BANKASI AS OPCT 12JUL19	トルコ	社債	0.000	2019/7/12	40,000,000	0.96	38,565,979.52	0.99	39,728,030.55	7.10
6	TURKIYE GARANTI BANKASI OPCT 23JUL19	トルコ	社債	0.000	2019/7/23	40,000,000	0.97	38,676,360.00	0.99	39,450,564.54	7.05
7	AKBANK TAS OPCT 02AUG19	トルコ	社債	0.000	2019/8/2	40,000,000	0.95	38,079,680.00	0.98	39,222,148.95	7.01
8	GARANTI FAKTORING AS OPCT 24OCT19	トルコ	社債	0.000	2019/10/24	39,500,000	0.92	36,352,550.00	0.93	36,722,568.64	6.56
9	TURKEY GOVT BOND 13PCT 13NOV19	トルコ	国債	13.000	2019/11/13	34,000,000	0.94	31,824,000.00	0.97	33,030,495.25	5.90
10	TURK EKONOMI BANKASI AS OPCT 23AUG19	トルコ	社債	0.000	2019/8/23	25,000,000	0.96	23,888,665.00	0.97	24,184,876.16	4.32
11	YAPI KREDI YAT MEN OPCT 07AUG19	トルコ	社債	0.000	2019/8/7	4,000,000	0.97	3,894,480.00	0.98	3,905,921.59	0.70

(注) 2019年6月末日現在、投資銘柄は11銘柄です。

② 【投資不動産物件】

該当事項なし。(2019年6月末日現在)

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。（2019年6月末日現在）

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記会計年度末および2019年6月末日前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	トルコリラ	千円	トルコリラ	円
第1会計年度末 (2014年3月19日)	47,895,501.00	895,167	0.01	0.1869
第2会計年度末 (2015年3月19日)	53,054,040.00	991,580	0.01	0.1869
第3会計年度末 (2016年3月19日)	78,400,496.00	1,465,305	0.01	0.1869
第4会計年度末 (2017年3月19日)	134,183,223.78	2,507,884	0.01	0.1869
第5会計年度末 (2018年3月19日)	273,535,543.00	5,112,379	0.01	0.1869
第6会計年度末 (2019年3月19日)	470,023,300.00	8,784,735	0.01	0.1869
2018年7月末日	295,776,922.04	5,528,071	0.01	0.1869
8月末日	301,465,299.85	5,634,386	0.01	0.1869
9月末日	317,323,436.60	5,930,775	0.01	0.1869
10月末日	333,308,274.82	6,229,532	0.01	0.1869
11月末日	345,278,538.71	6,453,256	0.01	0.1869
12月末日	371,864,938.13	6,950,156	0.01	0.1869
2019年1月末日	415,730,678.91	7,770,006	0.01	0.1869
2月末日	470,514,167.82	8,793,910	0.01	0.1869
3月末日	486,036,014.24	9,084,013	0.01	0.1869
4月末日	493,926,414.53	9,231,485	0.01	0.1869
5月末日	509,061,882.72	9,514,367	0.01	0.1869
6月末日	559,596,446.65	10,458,858	0.01	0.1869

<参考情報>

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移

(2013年9月24日～2019年6月末日)



②【分配の推移】

下記会計年度における1口当たりの分配の額は、以下のとおりです。

会計年度	1口当たり分配金	
	トルコリラ	円
第1会計年度 (2013年9月24日～2014年3月19日)	0.000294416	0.005502635
第2会計年度 (2014年3月20日～2015年3月19日)	0.000636892	0.011903511
第3会計年度 (2015年3月20日～2016年3月19日)	0.000770311	0.014397113
第4会計年度 (2016年3月20日～2017年3月19日)	0.000796358	0.014883931
第5会計年度 (2017年3月20日～2018年3月19日)	0.001067952	0.019960023
第6会計年度 (2018年3月20日～2019年3月19日)	0.001729305	0.032320710

<参考情報>

分配の推移

（単位:トルコリラ、1口当たり課税前）

第2会計年度 (2014年3月20日～2015年3月19日)	0.000636892
第3会計年度 (2015年3月20日～2016年3月19日)	0.000770311
第4会計年度 (2016年3月20日～2017年3月19日)	0.000796358
第5会計年度 (2017年3月20日～2018年3月19日)	0.001067952
第6会計年度 (2018年3月20日～2019年3月19日)	0.001729305
直近1年間累計 (2018年7月1日～2019年6月末日)	0.001964137
設定来累計 (2013年9月24日～2019年6月末日)	0.005871213

③【収益率の推移】

下記会計年度における収益率は、以下のとおりです。

会計年度	収益率
第1会計年度 (2013年9月24日～2014年3月19日)	2.94%
第2会計年度 (2014年3月20日～2015年3月19日)	6.37%
第3会計年度 (2015年3月20日～2016年3月19日)	7.70%
第4会計年度 (2016年3月20日～2017年3月19日)	7.96%
第5会計年度 (2017年3月20日～2018年3月19日)	10.68%
第6会計年度 (2018年3月20日～2019年3月19日)	17.29%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記期間末の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第1会計年度については、当初募集価格（0.01トルコリラ））

<参考情報>

年間の収益率の推移



(注1) 各暦年の収益率は、日々のリターン(分配金/(前日の純資産総額+0.01×前日からの発行済口数の増減))を計算し、設定日(2013年9月24日)を10,000としたパフォーマンスインデックスを複利計算で算出。当該パフォーマンスインデックスに基づき計算しています。

(注2) 2013年は9月24日から12月末日までの収益率です。

2019年は1月1日から6月末日までの収益率です。

(注3) サブファンドにベンチマークはありません。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は以下のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2013年9月24日～2014年3月19日)	5,322,890,213 (3,271,402,725)	481,141,558 (481,141,558)	4,841,748,655 (2,790,261,167)
第2会計年度 (2014年3月20日～2015年3月19日)	4,011,610,366 (3,878,082,428)	3,504,448,277 (3,004,448,277)	5,348,910,744 (3,663,895,318)
第3会計年度 (2015年3月20日～2016年3月19日)	9,413,703,964 (9,019,260,444)	6,892,288,269 (5,102,829,323)	7,870,326,439 (7,580,326,439)
第4会計年度 (2016年3月20日～2017年3月19日)	10,032,107,359 (10,020,091,799)	4,461,388,140 (4,186,388,140)	13,441,045,658 (13,414,030,098)
第5会計年度 (2017年3月20日～2018年3月19日)	24,322,316,835 (24,319,332,225)	10,394,639,996 (10,394,639,996)	27,368,722,497 (27,338,722,327)
第6会計年度 (2018年3月20日～2019年3月19日)	38,681,929,759 (38,676,465,773)	19,040,728,343 (19,040,728,343)	47,009,923,913 (46,974,459,757)

(注1) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売手続等

受益証券は、金融商品取引法第2条第3項1号に基づき、販売会社により日本で公募されます。

以下に記載する場合を除き、適格投資家は、受益証券を各取引日に適用される発行価格で申込むことができます。受益証券1口当たり発行価格は、関連する取引日に該当する評価日の評価時点において計算される受益証券1口当たり純資産価格とします。

純資産価格の総額が40億トルコリラまたは管理会社によって投資運用会社および副投資運用会社と協議の後決定される他の金額以上となったときには、受益証券の追加の申込みが受け付けられることはなく、また管理会社によって追加の受益証券が発行されることはありません。

手続

追加の受益証券を申込むことを希望する申込者および受益者は、記入済の申込書をファクシミリまたは電子メール(記入・署名済の申込書を読取ったものを添付する。)により(その後、当初の申込みの申込書のみ原本を郵送する。)、必要な場合には申込人の身元および申込金の原資を証明する補完情報および書類と併せて、管理事務代行会社が、関連する取引日の午前8時(ダブリン時間)までに受領することができるよう送付しなければならない。申込金額は関連する取引日の午後1時(ダブリン時間)までに管理事務代行会社に受領されなければなりません。また、決済資金は、関連する取引日の翌営業日または特定の場合に管理会社が決定するかかる日より遅い日までにサブ・ファンドの計算において受領されなければならないものとします。上記が行なわれなかった場合、管理会社は、管理事務代行会社に対し、申込書および申込金額(決済資金)の受領日の翌取引日まで当該申込みを保留し、当該受益証券を当該取引日に適用される発行価格で発行するよう指示することができるものとします。管理会社は、上記の申込期限後でも、関連する取引日に当たる評価日の評価時点以前の場合、管理事務代行会社に対し受益証券の申込みを受理するよう指図することができます。

管理会社は、管理事務代行会社に対し、受益証券の申込みのすべてまたは一部を拒否することを指示する権利を有するものとし、かかる場合、申込みの際支払われた金額またはその残高(場合によります。)は、実務上可能な限り速やかに申込者の危険負担かつ、申込者の費用負担により、返還されるものとします(利息は付されません。)

一度、管理事務代行会社によって受理された記入済の申込書は、撤回不能とします。受益証券を発行した時点で、管理事務代行会社は、所有権の確認書を発行するものとします。

受益証券の端数に関しては、受益証券は発行されないものとします。申込みがトルコリラにて行われる場合、受益証券の端数に関する権利が生じる申込金額は、整数口数に四捨五入されるものとします。申込みが受益証券口数で行なわれる場合、投資者によって支払われる申込合計額は、トルコリラ建てでの小数第3位を四捨五入されるものとします。四捨五入等による利益は、サブ・ファンド留保されるものとします。

管理事務代行会社が別途決定する場合を除き、受益証券の申込者の身元および申込金額の資金源を証明するために要求されたすべての情報および書類が受領されるまでは、受益証券の申込みは処理されないものとし、また受益証券が発行されることもないものとします(詳細は、以下および申込書に記載されています。)。上記を条件として、受益証券は、関連する取引日に発行されるものとみなされます。

管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止規則(2018年改訂)および解釈指針に基づきケイマン諸島のマネー・ロンダリング禁止法および規定と同等の法律および規定を有する法域とみなされるアイルランドのマネー・ロンダリング禁止法および規定(随時改正されます。)に基づいており、また同法および同規定に従うものとします。

2010年アイルランド刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する)法は、管理事務代行会社に対し、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するためのリスク・ベースの適切な措置(すべての受益者および場合によっては実質所有者(受益者がかかる者のために受益証券を保有しています)の身元および住所を確認する措置を含む。)をとる義務を課しています。受託会社は、管理事務代行契約に基づき、各受益者の身元の確認に必要となる書類を取得するために管理事務代行会社を選任しました。このリスク・ベースのアプローチにより、管理事務代行会社は、一定の場合に、一定のタイプの投資者(例えば政治的リスクにさらされている者またはリスクの高いカテゴリーに該当するとされる他の投資者)に関し高いレベルの顧客確認を行うことが要求されます。管理事務代行会社は、受益証券の申込みの時点および投資者が受益証券を保有する期間において何時でも(当該受益証券の買戻しの時点を含みます。)、当該受益者および実質所有者(かかる者のために当該受益証券が保有されます。)の身元および住所を確認するために必要な情報を要求する権利を有します。

典型的には、管理事務代行会社は、投資者が最初に受益証券の取得の申込みを行う際に、顧客確認書を要求するものとします。ただし、規制の変更により、または買戻しに関連して、またはその他の場合に、管理事務代行会社は、継続的に顧客確認を要求することができるものとし、これに応じて、管理事務代行会社は、何時でも、受益者または受益証券の実質所有者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有するものとします。

受託会社は、申込人の身元および住所を確認するために必要と判断する情報および書類を要求する権利を管理事務会社が付与しました。申込みが、規制対象仲介機関によって行なわれている場合、かつ仲介機関がアイルランドのマネー・ロンダリング禁止規定と同等のマネー・ロンダリング禁止規定を有すると適用法により承認されている国において業務を行っている場合、管理事務代行会社は、当該投資者に対し簡易な顧客確認書を適用することができるものとし、また対象となる投資予定者に関し規制対象仲介機関からの書面による表明に依拠することができるものとし、マネー・ロンダリングを防止するために引き続き投資者の監視を行わなければならないものとします。

管理事務代行会社は、必要とされる身元証明の種類について、投資予定者に通知します。例えば、個人は、弁護士または公証人等の特定の個人または団体によって正当に証明されたパスポートまたは身分証明カードの写しおよび住所を証明する書類(公共料金請求書または銀行報告書等)を提出することが必要とされることがあります。法人の申込者は、名称の変更を含む設立証明書ならびに基本定款および通常定款(またはこれらに相当するもの)の謄本ならびにすべての取締役および特定の実質保有者(2010年アイルランド刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する)法において定義されています。)の氏名ならびに住所が記載された書類の提出を必要とされることがあります。

上記の詳細は、ほんの一例に過ぎず、管理事務代行会社は、各申込人の身元および住所を確認するために必要と判断する情報および書類を要求するものとします。申込人の身元確認を目的として管理事務代行会社により要求された情報の提出を申込人が遅滞し、または行わなかった場合、管理事務代行会社は、申込みの受理を拒否することができるものとし、受け取った申込金を利息を付さず、申込人の費用負担で、当該申込金が当初払い出された口座に返還することができるものとします。身元確認のために必要な書類を提出していない受益者に対し受益証券が発行された場合、管理事務代行会社は

買戻請求の手続きを行うものとしませんが、当該受益者に帰属する買戻代金の支払いは、留保されません。投資予定者は、特に、買戻代金が第三者の口座には支払われないことに留意すべきです。

各申込人は、管理事務代行会社によって必要とされた情報および書類を申込人が提供しなかった場合に、当該申込人の申込みの処理が拒否されたことまたは買戻代金の支払いが遅延したことによって発生した一切の損失について、受託会社および管理事務代行会社が保護されることを承認し、これに同意するものとしします。

最低申込金額

最低申込金額は、申込者1人当たり1口とし、それ以上は1口単位とします。

非適格申込者

申込書により、受益証券の各投資予定者に対し、自らが適格投資家であり、適用法に違反することなく受益証券を取得し保有することができる旨を特に表明し保証することが要求されます。

サブ・ファンドが本来負担することのない納税義務が発生するか、本来被ることのないその他の金銭上の不利を被ると管理会社が判断する場合、受益証券の募集、発行または譲渡が行われないことがあります。

受益証券の申込者は、申込書において、特に自らがサブ・ファンドへの投資についてのリスクを評価するための金融に関する知識、専門性および経験を有しており、サブ・ファンドが投資を行う資産への投資および保有／取引方法に固有のリスクを認識していること、ならびにサブ・ファンドへの投資の全額を失うリスクを負担し得ることを表明し保証しなければなりません。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券です。受益者の権原は、受益証券の券面によってではなく、トラストの受益者名簿に記載されることによって証明されるものとしします。受益証券は、単独名義または4名を上限とする共同名義で登録することができます。受益証券が共同名義で登録されている場合、共同保有者は、いずれかの取引(受益証券の全部もしくは一部の譲渡または買戻しを含みますがこれらに限定されません。)に関し、共同保有者の中の1名の書面による指示のみにより管理事務代行会社が手続きを行うことを許可する義務を負います。

(2) 日本における販売手続等

日本において、申込みは各取引日において取り扱われます。この場合、販売会社は外国証券取引口座についての約款や他の規定の約款(以下「口座契約」といいます。)を投資者に交付するものとし、また、投資者は販売会社に口座契約に基づいて開設される取引口座の開設申込を提出するものとしします。投資者は、販売会社に対し、日本の取扱日の日本の翌営業日に申込金額を支払うものとしします。

日本の投資者による申込は日本の各営業日の午後3時(東京時間)まで受領されます。

販売会社は、各注文ごとの申込書を関連する取引日の午前8時(ダブリン時間)までに管理事務代行会社に提出するものとしします。受益証券1口当たり買付価格は、関連する取引日に該当する評価日における評価時点において計算されます。販売会社は、通常、取引日後の日本の翌営業日に完全な申込みがなされたかを確認します。販売会社が申込みの完全性を確認する日を、以下「日本の取扱日」といいます。

投資者1人当たりの最低申込金額は、1口以上1口単位です。ただし、関連する販売会社は、追加の申込者1人当たり最低申込金額を設定することができます。

受益証券の端数は発行されません。

受益証券の販売価格に対する販売手数料は徴収されません。

上記の記載にかかわらず、管理会社と関連する販売会社が別個の契約において別途合意した場合には、当該合意が適用されます。

投資者は、受益証券の保管を販売会社に委託した場合、販売会社から申込代金と引き換えに取引報告書を受け取ります。販売代金は、日本円またはトルコリラで支払われます。

さらに、日本証券業協会(以下「日証協」といいます。)の協会員である販売会社は、サブ・ファンドの純資産総額が1億円未満となる場合および受益証券が日証協の定めるその他の「外国証券の取引に関する規則の選別基準」に適合しない場合には、日本での受益証券の販売を行うことはできません。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためにのみ募集、発行されます。当該販売がサブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはなりません。受託会社は、管理会社と協議の上、前記に反して販売された、または発行された受益証券を強制的に買い戻す権利を有し、当該権利を行使する予定です。

過剰取引の経歴のある者からの購入申込やマーケット・タイミングに関する行為を行った疑いのある者からの購入申込は、拒絶される可能性があります。

2 【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

後記場合を除き、受益者はその選択により、各買戻日に受益証券を買戻しのために提出することができるものとします。

受益者は、記入済の買戻請求書を、管理事務代行会社が必要とするその他の情報および書類(以下「付属書類」といいます。)とあわせて、ファクシミリまたは電子メール(記入・署名済の買戻請求書を読取ったものを添付します。)により、買戻期限までに、管理事務代行会社が受領することができるよう送付しなければなりません。投資運用会社は、特定の場合において、管理事務代行会社が買戻期限後も買戻請求書および付属書類を受領および受理できることを決定することができます。

買戻請求書は、郵便、ファックスまたは電子メール(記入・署名済の申込書を読取ったものを添付します。)により送付することができます。

一度提出された買戻請求書は、投資運用会社が、一般的にまたは特定の場合に撤回不能ではないと決定した場合を除き、撤回不能とします。

管理事務代行会社は、その単独の裁量において、受益証券の申込者の身元および申込金の資金源を証明するために必要なすべての情報および書類が受領されたことに満足していない場合、受益証券の買戻しを禁止するか、または買戻代金の支払いを延期することができるものとします。

買戻価格

受益証券1口当たり買戻価格は、関連する買戻日に当たる評価日の評価時点の受益証券1口当たり純資産価格とします。受益証券1口当たり買戻価格を計算するため、管理会社は、管理事務代行会社に対し、受益証券1口当たり純資産価格から、買戻請求に応じるための資金を調達するために資産を換金し、またはポジションを解消する際にサブ・ファンドの計算において負担する財務上の負担額および売却に関する手数料に相当する金額の引当金の控除を指示することができます。

決済

上記および後記の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理の概要 (1) 資産の評価 ② 発行、買戻しおよび純資産総額の計算の停止」という見出しのセクションの規定に従って、買戻代金は、可能な場合、関連する取引日の翌営業日またはその後実務上可能な限り速やかに支払われるものとします。支払いは、受益者の危険負担かつ、受益者の費用負担により、買戻請求を行った受益者が最初に受益証券の申込金を送金した口座と同一口座に、トルコリラ建てで直接送金されます。ただし、受託会社はその単独の裁量で別途同意した場合は、この限りではありません。買戻代金は、関連する受益証券の買戻しを請求した登録受益者に対してのみ支払われるものとし、第三者方払いは認められないものとします。

買戻しの繰延べ

受益者の利益を保護するために、いずれかの買戻日に買い戻すことのできるサブ・ファンドの受益証券の口数を、当該買戻日および直前の9買戻日(以下「10日期間」といいます。)に買い戻される受益証券口数を斟酌しつつ、発行済受益証券口数の10パーセント(以下「10パーセント上限値」といいます。)に相当する口数まで制限することができます。かかる目的において、10パーセント上限値は、10日期間における各買戻日に買い戻された受益証券の日々の割合の合計を通算して算定されるものとします。「日々の割合」は、ある買戻日における発行済受益証券の総計に対する割合として表示される、当該買戻日に買い戻される受益証券の口数です(当該買戻日になされた受益証券の申込みは考慮し

ません。)。かかる場合、制限は比例按分方式で適用されます。管理会社は、当該制限の影響を受ける受益者に対し、通知を行うものとします。当該買戻日に買い戻されなかった受益証券に関する買戻請求、および買戻期限までに受領された受益証券に関する買戻請求は、翌買戻日に繰り延べられるものとし、当該買戻請求の対象となっているすべての受益証券は、(同一制限に服し、以下に定められる通り、)買い戻されるものとします。買戻請求が繰り延べられた場合、その後の買戻日における買戻しについては、繰り延べられた期間に従って、繰り延べられた買戻請求が優先されるものとします。

停止

受託会社は、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社と協議の上、以下の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理の概要 (1) 資産の評価 ② 発行、買戻し、純資産総額の計算の停止」記載の通り、一定の状況において、受益証券の買戻しの停止を宣言することができます。受託会社は、管理会社と協議の上、以下の「停止等」記載の状況においても、受益証券の買戻しの停止を宣言することができます。当該停止期間中は、受益証券の買戻しは行なわれないものとします。

強制買戻し

受託会社は、受益証券が適格投資家でない者によってもしくはかかる者の利益のために保有されていると判断した場合、当該受益証券の保有によりトラストもしくはサブ・ファンドが登録を要求され、税金を課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断した場合、または当該受益証券の申込みもしくは購入のために使用された資金源の合法性を疑う理由がある場合、管理会社および／またはその適正な受託者と協議の上、当該受益証券の保有者に対し、当該受益証券を受託会社が決定する期間内に(以下の「第二部 ファンド情報 第4 外国投資信託受益証券事務の概要 1 受益証券の譲渡」記載の規定に従って、)売却し、受託会社に当該売却の証拠を提出するように指示することができ、当該保有者がこれに応じなかった場合、当該受益証券は買い戻されるものとします。当該強制買戻しに関して支払われる価額は、当該強制買戻日に当たる評価日(または当該日が評価日でない場合はその直前の評価日)の評価時点に算定される受益証券1口当たり純資産価格に相当する受益証券1口当たりの価格に、関連する買戻しのために要する資金を調達するために換金したサブ・ファンドの投資対象の関連する評価日時点の公表価額と当該投資対象のその後の換金価額の差額調整額を(受託会社の裁量で)加減し、未控除の償却額調整額を減じた額とします。

停止等

受託会社の停止を宣言する権能を害しない限り、「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理の概要 (1) 資産の評価 ② 発行、買戻し、純資産総額の計算の停止」記載のとおり、受託会社は、管理会社と協議の上、受益証券1口当たり純資産価格が受益証券1口当たり0.01トルコリラを下回り、または買戻請求の履行後に0.01トルコリラを下回ると判断した場合、受益証券1口当たり純資産価格の算定、受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止し、ならびに／または買戻しのために受益証券を提出した者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。一定の状況の結果、停止が解除されない場合(受益証券1口当たり純資産価格が0.01トルコリラを下回っており、または下回ることになる場合を含みます。)、サブ・ファンドは償還されることがあり、結果として受益者が損失を被ることがあります。

(2) 日本における買戻し手続

受益証券は、以下の買戻請求手続に従って、各買戻日に、関連する買戻日に当たる評価日の評価時点における受益証券1口当たり価格(以下「買戻価格」といいます。)で買い戻されます。

日本の受益者は、以下の制限に従って、販売会社に対し、日本の営業日の午後3時(日本時間)までに通知することで、1口以上の受益証券の買戻しを請求できます。販売会社は、当該通知に関する買戻請求書を関連する買戻日の午前8時(ダブリン時間)までに管理事務代行会社に提出しなければなりません。「買戻日」とは、各営業日および／または管理会社が、受託会社と協議の上、随時決定する当該その他の日をいいます。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、通常、適用ある日本の取扱日の日本の翌営業日、または実務上可能な限り速やかになされます。

買戻手数料は課されません。買戻代金の支払は、口座契約に基づいて、販売会社を通じて日本円またはトルコリラで行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 純資産総額の計算

各サブ・ファンドの純資産総額は、以下に記載されている通り、基本信託証書に記載される原則に従って、当該サブ・ファンドの各評価日の評価時点において、当該サブ・ファンドの表示通貨で計算されます。あるサブ・ファンドに関して発行されている受益証券のクラスが一つの場合は、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、当該サブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの発行済み受益証券口数で除し、本書に記載されている方法で四捨五入して計算されるものとします。

あるサブ・ファンドに関し、複数のクラスの受益証券が発行されている場合は、当該サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドの特定のクラスに帰属する資産および負債が、実質的に当該クラスの受益証券の所有者に帰属し、当該サブ・ファンドの他のクラスの受益証券の所有者には帰属しないようにするため、受託会社の決定する合理的な割当方法に基づいて当該サブ・ファンドの受益証券が発行済みの異なるクラス間で割り当てられるものとします。表示通貨以外で表示されている各クラスに帰属する当該サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドの各評価日において受託会社が決定する実勢為替レートで当該通貨に換算されます。当該サブ・ファンドの表示通貨以外で表示されているあるクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、当該クラスに帰属する当該サブ・ファンドの純資産総額の当該部分(当該通貨に換算する)を当該クラスの発行済み受益証券口数で除して計算されます。当該サブ・ファンドの表示通貨と同一の通貨で表示されているあるクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、当該クラスに帰属する当該サブ・ファンドの純資産総額の当該部分を当該クラスの発行済み受益証券口数で除して計算されます。あるクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、当該サブ・ファンドに関して本書に記載されている方法で四捨五入されるものとします。

受託会社が管理会社と協議した上で別途決定した場合、または本書において別途開示された場合を除き、各サブ・ファンドの資産の価額は、特に、以下の規定に従って計算されるものとします。

- (a) いずれかの証券取引所に上場され、または値付けされており、下記(h)項に従って評価されない有価証券は、関連する評価日の最終取引価格で評価されるものとし、また当該日に取引が行われなかった場合は、最終の入手可能な取引価格で評価されるものとします。特定の有価証券に関して、複数の証券取引所で価格が入手可能な場合は、当該有価証券の主要な市場である証券取引所、または受託会社が管理会社と協議した上で有価証券の評価額の算定において最も公正な基準を提供すると判断する証券取引所の最終取引価格とします。証券取引所が閉鎖されている場合、当該証券取引所に上場され、または値付けされている有価証券は当該取引所が閉鎖される前の取引日の最終取引価格で評価されます。
- (b) いずれかの証券取引所に上場され、または値付けされているが、証券取引所の価格が代表的な価格とはいえないか、またはその価格を入手することができない有価証券は、受託会社が管理会社と協議した上で、または受託会社により当該目的のために承認される適格者が、慎重かつ誠実に見積もった予想換金価格で評価されるか、または受託会社が評価額を承認するその他の手段で評価されます。
- (c) 証券取引所に上場されておらず、また値付けされていない有価証券は、受託会社が承認した株式ブローカーまたはその他の適格者が慎重かつ誠実に見積もった予想換金価格で評価されます。
- (d) 取引所または市場で取り扱われ、または取引される派生商品は、該当する取引所または市場の関連する決済価格で評価されるものとします。当該価格を入手することができない場合、当該商

品の価額は、受託会社が管理会社と協議した上で選任した適格者が慎重かつ誠実に見積もった予想換金価格とします。証券取引所または市場で取り扱われておらず、また取引されていない派生商品は、取引相手方から入手した最新の評価額に基づいて評価されます。ただし、受託会社が管理会社と協議した上で、絶対の裁量により別途決定した場合はこの限りではありません。

- (e) 集団投資スキームへの投資は、当該集団投資スキームの投資口または受益証券の入手可能な最新の純資産価格で評価されるものとします。管理事務代行会社が集団投資スキームへの投資を評価する際に採用する予定の価格決定の順序(降順)は、以下の通りです。(1)関連する集団投資スキームの管理事務代行会社からの最終価格を採用、(2)対象集団投資スキームの関連する管理会社からの最終価格を採用、(3)関連する対象集団投資スキームの管理事務代行会社によって決定される見積価格を採用、(4)関連する対象集団投資スキームの投資運用会社によって決定される見積価格を採用、または(5)事前の最終価格を採用します。見積価格が採用される場合、それは関連する集団投資スキームの純資産総額がその後変化したとしても、最終的かつ決定的な価格とみなされます。
- (f) 為替予約は、関連する評価日において新たに発効する同一金額および満期の為替予約の価格を参照して評価されます。
- (g) 預金は、預入金額に経過利息を加算した価格で評価されます。
- (h) 残余期間が365日以内であり、投資適格の格付けを取得している一切の債券は、償却原価ベース(すなわちプレミアム分を償却またはディスカウント分を増額して調整した後の取得価格)で評価されます。受託会社が投資運用会社と協議した上で当該評価方法が正確でないまたは受益者に対して公正でないと合理的に判断した場合は、受託会社は以下の(j)項および(k)項に従って他の評価方法を採用することができます。
- (i) 関連するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示されている(有価証券、派生商品契約、集団投資スキームへの投資、または現金かを問いません。)評価額は、特に、受託会社が管理会社と協議した上で適切であるとみなすプレミアムまたはディスカウントおよび換算費用を考慮した上で、受託会社が管理会社と協議した上で関連する評価日において適切と判断するレート(公定レートその他を問いません。)で当該サブ・ファンドの基準通貨に換算されるものとします。
- (j) 上記の評価方法に従って特定の資産を評価することができない場合、受託会社は、当該資産の適切な評価を行うために他の一般に認められた評価方法を採用することができます。
- (k) 他の評価方法が投資対象の価値をより正確に反映し、公正妥当な会計慣行に従っていると判断した場合、受託会社は管理会社と協議した上で、当該評価方法の採用を認めることができます。

あるサブ・ファンドの投資対象の評価額を計算する際に、受託会社はその絶対の裁量により決定した自動価格設定サービスに依拠することができます。当該自動価格設定サービスから価格を入手できない投資対象については、管理会社、受託会社または両社の委託先としての管理事務代行会社はその絶対の裁量により、他の適当な独立した情報源、独立したブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介機関または第三者によって提供された情報を使用することができます。管理会社、受託会社または両社の委託先としての管理事務代行会社は、いかなる場合も、(a)上記の自動価格設定サービス、独立した情報源、独立したブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介機関もしくは第三者によって提供された情報が正確でなかったことに起因するサブ・ファンドの投資対象の価額および受益証券1口当たり純資産価格の計算のミス、または(b)特定の自動価格設定サービス、独立した情報源、独立したブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介機関もしくは第三者による価格決定情報が遅延もしくは提供されなかったことによって被った一切の損失、損害、負債、費用または請求について、第三者に対して責任を負わないものとします。

管理会社がサブ・ファンドの計算において、上記の自動価格設定サービスを使用することによって評価することができない店頭派生商品(以下「店頭派生商品」という。)に投資する場合、管理会社は、店頭派生商品取引のすべての取引相手方が受託会社に対し店頭派生商品の評価額を提供し、当該評価額が当該サブ・ファンドの純資産総額に算入されるようにする責任を負います。サブ・ファンドの純資産総額を計算するために、受託会社は、店頭派生商品取引の取引相手方から受領した評価額の上に依拠することができるものとし、また当該評価額が正確であること、または当該評価額が店頭派生商品の正味実現可能価額に相当することを確認する責任はないものとします。

② 発行、買戻し、純資産総額の計算の停止

受託会社は、管理会社と協議した上で、以下に定める期間の全部または一部において、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の計算、および／または当該サブ・ファンドの受益証券の発行および／または買戻しを停止することができるものとし、ならびに／または買戻しのために当該サブ・ファンドの受益証券を提出した者に対する買戻代金の支払期間を延長することができるものとします。

- (a) 当該サブ・ファンドの投資対象の重要な部分が通常取引されている証券市場が閉鎖されている、またはかかる市場における取引が制限もしくは停止されている期間、または当該サブ・ファンドの投資対象の価格もしくは当該サブ・ファンドの純資産総額もしくは当該サブ・ファンドの受益証券の買付価格もしくは買戻価格を確定する際に受託会社によって通常採用される手段が機能していない期間
 - (b) その他の何らかの理由により、当該サブ・ファンドの投資対象の価格、ポジションまたは規模を合理的に確定することができないと受託会社またはその委託先としての管理事務代行会社が判断した期間
 - (c) 当該サブ・ファンドの投資対象を換金することが合理的に実行可能でない状況にあると受託会社が判断した期間
 - (d) 当該サブ・ファンドの投資対象の換金もしくはかかる投資対象に関する支払い、または当該サブ・ファンドの受益証券の発行もしくは買戻しに係る資金の送金が遅延し、または通常の為替レートで迅速に実行することができないと受託会社またはその委託先としての管理事務代行会社が判断した期間
 - (e) 受益証券1口当たり純資産価格が受託会社または管理会社が決定した特定の最低水準を下回り、または買戻請求の履行後にこれを下回る期間、または
 - (f) 当該サブ・ファンドに関して本書に開示されているその他の状況における期間
- かかる停止は、その宣言により直ちに効果を生じるものとし、その後は、当該サブ・ファンドの純資産総額および／または当該サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定は、受託会社またはその委託先としての管理事務代行会社が停止の解除を宣言するまでは、行われたいものとします。ただし、かかる停止は、(a)停止の理由となった状況が存在しなくなり、かつ(b)停止の理由となるその他の状況が存在しなくなった当該サブ・ファンドの最初の営業日の翌日に解除されるものとします。当該サブ・ファンド受益証券は、当該停止期間中は発行または買戻しをすることができません。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書(もしあれば)は受益者の責任において保管されます。

日本の投資家に販売される受益証券の確認書(もしあれば)は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、トラスト設定日に開始し、原則として、基本信託証書の締結日(2013年6月10日)から150年間存続しますが、後記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 ② ファンドの償還」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に償還されることがあります。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの会計年度は、毎年3月19日に終了します。監査済年次報告書は、米国GAAPに従って作成されるものとし、通常、各会計年度末から6ヶ月以内に受益者および(ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に従って)ケイマン諸島金融庁に送付されるものとし、未監査の半期報告書は、関連する期間に対して作成され、通常、当該期間終了後3ヶ月以内に受益者に送付されるものとし、

(5) 【その他】

① 発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていません。

② ファンドの償還

サブ・ファンドは、以下の事項のいずれかの事由最初に発生した場合に償還されるものとし、

- (a) サブ・ファンドを継続すること、またはトラストを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、現実的でないか不可能もしくは不得策または当該サブ・ファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により当該サブ・ファンドの償還を決定した場合
- (c) 基本信託証書の日付に開始し、その150年後に満了する期間の最終日
- (d) 受託会社が退任する意向を書面により通知した場合、または受託会社が強制清算もしくは任意清算される場合で、受託会社および管理会社が、かかる通知が出された後または清算が行われてから90日以内に、受託会社の代わりに受託者の職務に就くことを受諾する用意のある他の法人を選任できない、またはかかる選任を確保できない場合
- (e) 管理会社が退任する意向を書面により通知した場合、または管理会社が強制清算もしくは任意清算される場合で、受託会社および管理会社が、かかる通知が出された後または清算が行われてから90日以内に、管理会社の代わりに管理者の職務に就くことを受諾する用意のある他の法人を選任できない、またはかかる選任を確保できない場合
- (f) 受益証券1口当たり純資産価格が受託会社または管理会社が決定した特定の最低水準を下回り、または買戻請求の履行後にこれを下回る場合、または
- (g) 関連する追補証書の条項により想定されている、またはサブ・ファンドに適用される本書に開示されている日または状況において

サブ・ファンドが解散された場合、受託会社は、直ちに、当該解散について当該サブ・ファンドのすべての受益者に通知するものとし、

上記に従って事前に償還される場合を除き、サブ・ファンドは、受託会社と管理会社がサブ・ファンドを償還することを合意した場合に償還されるものとします。特に、受益証券1口当たり純資産価格が、受託会社または管理会社が投資運用会社と協議の上で決定する最低水準を下回っており、または買戻請求の履行後に下回る場合、サブ・ファンドは償還されることがあります。

③ 信託証書の変更等

受託会社および管理会社は、受益者全員または影響を受けるサブ・ファンドの受益者に対し10日以上前の書面による通知(受益者決議または適切な場合、サブ・ファンド決議によって放棄することができます。)により、受託会社および管理会社が受益者全員または影響を受けるサブ・ファンドの受益者の最善の利益になると判断する方法および範囲で、基本信託証書または追補証書に対する追補証書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権利を有するものとします。ただし、(i)当該修正、変更、改訂または追加によっても既存の受益者または影響を受ける受益者の利益が大幅に損なわれず、受益者全員または影響を受けるサブ・ファンドの受益者に対する受託会社および管理会社の責任が免除されないと受託会社が書面で証明した場合を除き、当該修正、変更、改訂または追加は、かかる修正、変更、改訂または追加を承認する受益者決議またはサブ・ファンド決議を、先ず受託会社が取得しなければ行うことはできないこと、および(ii)かかる修正、変更、改訂または追加は、受益者に対し、保有する受益証券に関し追加支払義務または責任を引き受ける義務を課すものではないものとします。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、いずれかの当事者が90日前に書面による通知をすることにより終了されます。ただし、管理事務代行契約は、いずれかの当事者の支払不能もしくは違反を認識した後も改善策をとらなかったといった一定の状況において書面により通知する場合には、直ちに終了するものとします。各当事者による書面の締結がなければ、管理事務代行契約に関する修正、変更および放棄は効力を有しません。管理事務代行契約は、アイルランド法に準拠するものとし、また同法に従って解釈されるものとします。

保管契約

各当事者または各当事者を代表して書面へ署名がなされない限り、保管契約は有効に変更されません。保管契約は、英国法に準拠するものとし、また同法に従って解釈されるものとします。保管会社の選任は、保管会社または受託会社のいずれかが他方当事者に対し90日前に書面による通知をすることにより終了します。

投資運用契約

投資運用会社の選任は、管理会社または投資運用会社が他方当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより何時でも、また投資運用契約に記載されるその他の状況において終了します。各当事者または各当事者を代表して書面へ署名がなされない限り、投資運用契約は有効に変更されません。投資運用契約は、ケイマン諸島法に準拠し、また同法に従って解釈されるものとします。

副投資運用契約

副投資運用会社の選任は、投資運用会社または副投資運用会社が他方当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより何時でも、また副投資運用契約に記載されるその他の状況において終了します。各当事者または各当事者を代表して書面へ署名がなされない限り、副投資運用契約は有効に変更されません。副投資運用契約は、ケイマン諸島法に準拠し、また同法に従って解釈されるものとします。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれかの当事者が他方の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。各当事者または各当事者を代表して書面へ署名がなされない限り、代行協会員契約は有効に変更されません。代行協会員契約は、日本法に準拠し、また同法に従って解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、いずれかの当事者が他方の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。各当事者または各当事者を代表して書面へ署名がなされない限り、受益証券販売・買戻契約は有効に変更されません。受益証券販売・買戻契約は、日本法に準拠し、また同法に従って解釈されるものとします。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者がサブ・ファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければなりません。したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、サブ・ファンドに関する受益権を直接行使することはできません。日本の受益者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。受益証券の保管を販売会社に委託していない日本の受益者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができます。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(i) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を請求する権利を有します。

(ii) 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、基本信託証書および追補信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有します。

(iii) 残余財産分配請求権

サブ・ファンドの償還日におけるサブ・ファンドの登録名義人は、サブ・ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金およびサブ・ファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされるサブ・ファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有しています。

(iv) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、基本信託証書および追補信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

(v) 議決権

受託会社は、基本信託証書の条項により要求される場合、または受益者決議の提議においては、受益証券1口当たり純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の3分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはサブ・ファンド決議の提議においては、関連するサブ・ファンドの受益証券口数の3分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、適宜すべての受益者の集会またはサブ・ファンドの受益者の集会を招集通知に記載された日時および場所において招集するものとします。受託会社は各集会について、集会の場所、日時および集会で提議される予定の決議事項を記載した書面による通知を15日前までに、すべての受益者の集会の場合は各受益者に対し、サブ・ファンドの受益者の集会の場合は当該サブ・ファンドの受益者に対し郵送します。集会の基準日は、集会の招集通知に記載された日の21日以上前であるものとします。受益者に対する通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとします。受託会社または管理会社の取締役またはその他の権限ある役員は、いずれの集会においても出席し、発言することができます。定足数の要件は、2名の受益者としてします。ただし、受益者が1名しか存在しない場合は、定足数は1名の受益者としてします。

いずれの集会においても、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、決議は、(i)基本信託証書の第39条(c)項の目的のみにおいて、トラストが「投資信託」であるものの「規制投資信託」(当該用語はミューチュアル・ファンド法において定義されています。)ではない場合においては何時でも、すべてのサブ・ファンドの受益者の過半数によって可決された決議、および(ii)その他のあらゆる場合において、受益者決議の提議においては、本人もしくは代理

人が出席している集会の基準日に受益証券1口当たり純資産価格の合計額が全サブ・ファンドの純資産総額の50%以上にあたる受益証券の保有者によって可決された決議、またはサブ・ファンド決議の提議においては、サブ・ファンドの発行済み受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者によって承認された場合に、投票の結果が集会の決議とみなされるものとします。受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会の開催日の直前の関連する評価日の評価時点において行なわれるものとします。投票は、本人または代理人のいずれによっても行われ得るものとします。

(2) 【為替管理上の取扱い】

2019年9月19日現在、日本の受益者に対する分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(i) 管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(ii) 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が購入した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、トルコリラで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2019年6月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1トルコリラ＝18.69円）で換算されています。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

(1) 【2019年3月19日計算期間】

① 【貸借対照表】

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

貸借対照表

2019年3月19日

		2019年	
	注記	トルコリラ	日本円
資産			
公正価値により測定される負債証券への投資 (取得原価：348,800,311トルコリラ)	3	359,232,539	6,714,056,154
現金及び現金同等物	6	55,902,243	1,044,812,922
レポ取引による債権	9、10	74,500,000	1,392,405,000
ファンドの販売受益証券に対する未収金		1,757,193	32,841,937
未収利息		5,093,256	95,192,955
資産合計		496,485,231	9,279,308,967
負債			
購入有価証券の未払金		20,000,000	373,800,000
ファンドの買戻受益証券に対する未払金		632,571	11,822,752
未払分配金		4,926,835	92,082,546
その他の未払金	8	902,525	16,868,192
負債合計		26,461,931	494,573,490
純資産	11	470,023,300	8,784,735,477
1口当たり純資産価額（「NAV」） （期末における口数残高47,009,923,913口に 基づく）	5、11	0.01	0.19

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

受託会社の代理として署名：

(署名)

(署名)

日付：2019年9月9日

② 【損益計算書】

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

損益計算書

2019年3月19日に終了する計算期間

		2019年	
	注記	トルコリラ	日本円
投資収益			
受取利息		17,668,613	330,226,377
取得時のディスカウント分のアキュムレーション		47,798,283	893,349,909
		<u>65,466,896</u>	<u>1,223,576,286</u>
費用			
投資運用報酬	7、8	995,247	18,601,166
副投資運用報酬	7、8	1,824,619	34,102,129
管理報酬	7、8	82,937	1,550,093
管理事務代行報酬	8	430,904	8,053,596
保管報酬	8	398,099	7,440,470
受託報酬	7、8	132,700	2,480,163
販売報酬及び代行協会員報酬	8	1,491,488	27,875,911
監査報酬		178,823	3,342,202
その他の報酬および費用		712,811	13,322,438
		<u>6,247,628</u>	<u>116,768,167</u>
純投資収益		59,219,268	1,106,808,119
投資に係る実現純損失		(170,569)	(3,187,935)
運用による純資産の純増額		59,048,699	1,103,620,184

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

純資産変動計算書

2019年3月19日に終了する計算期間

	2019年	
	トルコリラ	日本円
期首純資産	273,535,543	5,112,379,299
運用による純資産の純増額	59,048,699	1,103,620,184
受益者への分配金	(58,972,957)	(1,102,204,566)
受益証券の発行	386,819,298	7,229,652,680
受益証券の買戻	(190,407,283)	(3,558,712,119)
期末純資産	470,023,300	8,784,735,477

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2019年3月19日に終了する計算期間

	2019年	
	トルコリラ	日本円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
運用による純資産の純増額	59,048,699	1,103,620,184
運用による純資産の純増額から営業活動による現金及び 現金同等物の変動（純額）への調整		
負債証券の購入	(1,315,653,885)	(24,589,571,111)
レポ取引における負債証券の買戻しによる支出	(201,000,000)	(3,756,690,000)
負債証券の売却	1,174,456,190	21,950,586,191
レポ取引における負債証券の売却による収入	146,500,000	2,738,085,000

投資に係る実現純損失		170,569	3,187,935
未収利息の増加額		(3,601,036)	(67,303,363)
その他の未払金の増加額		464,292	8,677,617
営業活動による現金及び現金同等物の変動（純額）		(139,615,171)	(2,609,407,546)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
受益証券発行による収入	5	341,897,777	6,390,069,452
受益証券買戻による支出	5	(190,008,787)	(3,551,264,229)
分配金	5	(12,081,074)	(225,795,273)
財務活動による現金及び現金同等物の増加（純額）		139,807,916	2,613,009,950
現金及び現金同等物の純増額		192,745	3,602,404
現金及び現金同等物の期首残高		55,709,498	1,041,210,518
現金及び現金同等物の期末残高		55,902,243	1,044,812,922

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務状況の指標

2019年3月19日に終了する計算期間

	2019年	
	トルコリラ	日本円
受益証券1口当たり運用成績：		
期首における受益証券1口当たりNAV	0.01	0.19
投資活動による収益（B）		
純投資収益	—	—
純実現利益及び未実現利益の純変動額	—	—
投資活動による収益合計	—	—
期末における受益証券1口当たりNAV	0.01	0.19

比率／補足データ：

平均純資産総額に対する費用比率（A）	(1.83)%
平均純資産総額に対する純投資収益比率（A）	17.32%
総収益（A）	—

（A）総収益は、当期中のNAVの変動に基づいて計算される。費用比率および純投資収益比率は当期中の平均純資産残高に基づいて計算される。財務状況の指標は、全ての投資関連費用および運用費用を反映したものである。

（B）特定の投資、手数料の取決めおよび資本取引のタイミングにより結果は異なる。受益証券1口当たりの情報については、当期中の月平均受益証券口数残高に基づいて計算される。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド**財務諸表に対する注記**

2019年3月19日

1. トラストに関する説明

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド（以下「当シリーズ・トラスト」という。）は、マルチ-ストラテジーズ・ファンド（以下「当トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。当トラストは、受託会社と管理会社との間で締結された2013年6月10日付基本信託証書に基づき設定されたオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストである。当トラストは2013年6月18日に、ケイマン諸島の信託法に準拠しアンブレラ型ユニット・トラストとして設定され、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき登録された。関連する資産や負債が帰属する個別のポートフォリオやシリーズ・トラストを組成および設定することができる。基本信託証書はケイマン諸島法に準拠している。

2019年3月19日現在、当トラストには2つのシリーズ・トラスト（UBPアフリカ株式ファンド及び当シリーズ・トラスト）が存在していた。当シリーズ・トラストは2013年9月24日に運用を開始した。これらの財務諸表は当シリーズ・トラストの口座だけで構成されている。

当シリーズ・トラストの投資目的は、国債、社債、譲渡性預金証書、資産担保証券、銀行預金ならびにレポ取引及びリバースレポ取引（ただし、これらに限定されない）のトルコリラ建て短期金融商品への投資を通じて、収益を提供しつつ、元本価値を確保し、高水準の流動性を維持することである。

インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド（以下「管理会社」という。）は管理会社である。損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下「投資運用会社」という。）は投資運用会社である。アク・ポルトフェイ・イエネティミ・アノニム・シルケティ（以下「副投資運用会社」という。）は副投資運用会社である。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド（以下「保管会社」という。）は保管会社である。当シリーズ・トラストの管理事務業務は、エスエムティー・ファンド・サービスーズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）に委託されている。

2. 重要な会計方針の要約

本財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準（以下「米国GAAP」という。）に準拠して作成されている。米国GAAPに準拠した財務諸表の作成において、管理会社は、財務諸表で報告される金額および開示に影響を与える見積もりや仮定をする必要がある。実際の結果は、それらの見積もりとは異なる場合がある。

本財務諸表は、当シリーズ・トラストの機能通貨であるトルコリラ（以下「TRY」という。）建てで作成されている。

当シリーズ・トラストは米国GAAPの下で投資会社と見なされており、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）の会計基準コディフィケーション（以下「ASC」という。）946「金融サービス-投資会社（以下「ASC946」という。）」において投資会社に適用できる会計ガイダンス及び報告ガイダンスに従っている。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

（続き）

2. 重要な会計方針の要約（続き）

当シリーズ・トラストは、投資会社の基本的な特性および全ての典型的な特性を有している。

投資運用会社の見解では、以下の状況が存在するため、当シリーズ・トラストは、投資会社の基本的な特性を有している。

- i 当シリーズ・トラストは投資家から資金を集め、それらの投資家に投資管理サービスを提供している。
- ii 投資家に通知された事業目的および唯一の実質的な活動は、投資によるキャピタルゲインやインカムゲインによるリターンのためだけに投資することである。
- iii 当シリーズ・トラストは、投資によるキャピタルゲインによるリターンのために当シリーズ・トラストが保有する投資に対する出口戦略を特定している。
- iv 当シリーズ・トラストは、投資によるキャピタルゲインおよびインカムゲイン以外に成果または便益を得る目的を有していない。

投資運用会社の見解では、当シリーズ・トラストは、投資会社の典型的な特徴も有している。

- i 当シリーズ・トラストは、複数の投資を保有している。
- ii 当シリーズ・トラストには、複数の投資家が資金を提供している。
- iii 当シリーズ・トラストには、当シリーズ・トラストに大きな関心を示し、投資運用会社に関連のない投資家がいる。
- iv 当シリーズ・トラストのオーナーシップは、出資を通じて取得された株式持分により表される。
- v 当シリーズ・トラストは、公正価値ベースで投資のパフォーマンスを管理・評価している。

当シリーズ・トラストが採用した重要な会計方針は以下の通り。

投資の評価

投資は社債、国債、預金およびレポ取引から成る。償還までの残余期間が1年未満の社債および国債といった債券は、公正価値のもっとも妥当な見積もりとして、償却原価法（例えば、取得価額が額面より高い場合におけるプレミアム分のアモチゼーション、または取得価額が額面より低い場合におけるディスカウント分のアキュムレーションにより取得価額を調整する。）を用いて、公正価値で評価

される。管理会社は、投資がそれらの公正市場価格で計上されることを担保するために、同社の代理人を通じて償却原価法を継続的にレビューする。当シリーズ・トラストが金融資産を購入すると同時に将来の期日に一定の価格で同資産を売戻す契約を締結する（「レポ取引」）場合、その契約は債権（「レポ取引による債権」）勘定に計上され、原資産は当シリーズ・トラストの財務諸表上において認識されない。

当シリーズ・トラストが金融資産を売却すると同時に、将来において一定の価格で同資産を買戻す契約を締結する場合、この契約は借入金（レポ取引の下での債務）勘定に計上され、当シリーズ・トラストの財務諸表において原資産の消滅の認識は行われない。レポ取引による債権および債務は、増分の直接取引費用控除後の公正価値で当初測定され、その後は実効金利法を用いて償却原価で測定される。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

（続き）

2. 重要な会計方針の要約（続き）

投資の評価（続き）

投資取引は取引日基準で計上される。計算期間末については、2019年3月18日および19日が営業日ではないため、当シリーズ・トラストの目論見書に従い、全ての投資は2019年3月15日現在で評価されている。

実現損益、および未実現損益の変動額は、先入先出法によって決定され、損益計算書に計上される。公正価値の変動額は評価日ごとに損益に計上される。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、購入日から90日以内に容易に一定の金額に換金可能であるマネー・マーケット・ファンドなど流動性の高い投資が含まれる。全ての現金残高は、主要な銀行及び証券会社で保管されている。

現金およびその他の流動性の高い資産については、適切な場合には、該当日末までの未収利息を加えた額面価額で評価される。

投資収益

受取利息は実効金利法によって計算される。有価証券の取得価額が額面より低い場合におけるディスカウント額、および取得価額が額面より高い場合におけるプレミアム額については、それぞれの有価証券の償還までの期間にわたり実効金利法によりアモチゼーションまたはアキュムレーション処理が行われる。

費用

費用は発生主義で計上される。

外国為替換算

外貨建の資産および負債は、2019年3月18日および19日が営業日ではないため、2019年3月15日の最終為替相場で換算され、為替差損益は損益計算書に反映される。有価証券の売買や収益および費用は、それらの各取引日の実勢為替レートで換算される。未実現損益は、投資有価証券の公正価値と取得原価との差額である。

当シリーズ・トラストでは、有価証券について市場価格の変動による損益部分と外国為替レートの変動によって発生する損益部分を分離していない。かかる変動については、損益計算書において投資に係る実現純損失に含まれている。

レポ取引による債権

レポ取引に係わる取引は、有担保の金融取引として取り扱われ、契約された再売買金額で計上される。取引による利息は未収利息に含まれる。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

2. 重要な会計方針の要約 (続き)

資産と負債の相殺

当シリーズ・トラストは、財務諸表の利用者が、財政状態において認識された資産および負債に関するネッティング協定の影響または潜在的影響を評価できるように、貸借対照表に表示される資産と負債の相殺による影響を開示することが求められる。これら認識された資産および負債は、強制力のあるマスター・ネッティング協定または類似の契約の対象となっているか、あるいは相殺権に関する次の基準を満たす金融商品及びデリバティブ商品である。その基準とは、1) 当シリーズ・トラストが別の当事者に支払うべき金額が確定していること、2) 当シリーズ・トラストが、その支払うべき金額とその他の当事者が支払うべき金額とを相殺する権利を有していること、3) 当シリーズ・トラストが相殺する意図を有すること、4) 当シリーズ・トラストの相殺権に法的強制力があること。

見積りの利用

米国GAAPに準拠して財務諸表を作成するためには、経営者は、注記3に記載されている投資の公正価値を含む資産および負債の報告金額を決定する上で、重要な会計上の見積りや判断を行う必要がある。実際の結果がこれらの見積りと異なる場合もある。

税制

当シリーズ・トラストはケイマン諸島の免税信託である。ケイマン諸島の現行法の下では、収益、不動産、譲渡、売却、あるいはその他に対して当シリーズ・トラストが支払うべき税金は存在しない。当シリーズ・トラストの自己勘定のために売買する株式および有価証券に係わる収益については、一般的に米国の課税対象にならない（ただし、以下に示された特定の源泉徴収税を除く。）。投資運用会社は、当シリーズ・トラストの活動が米国での取引や事業に該当しないように、実行可能な最大限の範囲において当シリーズ・トラストの運用を行う方針である。米国以外のソースから当シリーズ・トラストが実現した利息やその他の収益、および米国以外の発行体の有価証券売却で実現したキャピタルゲインは、収益の源泉となった税管轄地において源泉徴収税やその他の税金が課せられる可能性がある。信託法(2011年改正)に従って、当トラストは、トラストの設定から50年の期間にわたり全ての現地での課税について免税措置を受けている。

当シリーズ・トラストの財務諸表に計上する法人所得税の未確定事項の会計処理は、会計基準コーディフィケーション（以下「ASC」という。）740号の「法人所得税における未確定事項に係る会計処理」によって明らかにされている。ASC740号は、納税申告書に記載されるか、または記載されたと予想されるタックス・ポジションの財務諸表上の認識および測定のために、認識の基準や測定の指針を規定する。ASC740号は、タックス・ポジションについて、税務調査で容認される可能性が50%超の可能性であるか否かを会計主体が判断することを求めている。それには、同タックス・ポジションのテクニカル・メリットに基づき、関連するあらゆる申立てまたは訴訟プロセスの解決も含まれる。企業は、タックス・ポジションが50%超の可能性の判断基準を満たしていたか否かを評価する際に、全ての関連情報を十分に有している適切な税務当局により同タックス・ポジションが調査されることを前提とする必要がある。50%超の可能性の判断基準を満たしているタックス・ポジション

は、タックス・ベネフィットの額を判断するために測定され、財務諸表上で認識される。このタックス・ポジションの測定は、50%超の確率で確定する金額のうち最大値をもってなされる。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

2. 重要な会計方針の要約（続き）

税制（続き）

投資運用会社は当シリーズ・トラストのタックス・ポジションを分析し、未確定のタックス・ポジションに関して、未認識のタックス・ベネフィットに対して計上されるべき負債はないと判断した。さらに、投資運用会社は、未認識のタックス・ベネフィットの総額が今後12ヶ月間に、大幅に変動する合理的な可能性のあるタックス・ポジションが存在するとは認識していない。

保証および／または補償

通常の事業活動の中で、当シリーズ・トラストは一般的な補償を提供する様々な条項を含む契約を締結する。これによって、現在はまだ発生していないが、将来、当シリーズ・トラストに対して何らかの請求が起こされる可能性があり、これらの契約に伴う当シリーズ・トラストの最大エクスポージャーは不明である。ただし、経験に基づく、当シリーズ・トラストは損失を被るリスクはごく僅かであると予想する。

分配金

管理会社は各取引日に代理人を通じて分配金を公表する。受益証券1口当たりの分配金額は、各取引日における当該受益証券1口当たりの純資産価額を0.01トルコリラに維持するために必要な金額の合計に等しい。

買戻しの分類

A S C 480号の「負債と資本の双方の特性を有する特定の金融商品の会計処理」の規定では、買戻通知で要求される金額が確定した時点で、買戻しを負債として認識する。この認識日は通常、買戻要求の性質によって、買戻通知の受領時または計算期間の末日のいずれかになる。したがって、計算期間末後に支払われるが、計算期間末の資本残高に基づく買戻しは、2019年3月19日時点でファンドの買戻受益証券に対する未払解約金として反映される。

3. 公正価値の測定

金融商品は公正価値で計上される。公正価値は、測定日時点における市場参加者間の秩序ある取引において資産の売却によって受け取られる、または負債の移転（出口価格）のために支払われる価格として定義される。

インプットの公正価値ヒエラルキーは、入手可能な場合には観測可能なインプットのほとんどが使用されることを要求することにより、観測可能なインプットの使用を最大化し、観測不能なインプットの使用を最小化するような公正価値を測定する上で使用される。観測可能なインプットとは、当シリーズ・トラストとは無関係の情報源から得られる市場データに基づき、市場参加者が資産または負債を値付けする際に使用するインプットである。観測不能なインプットは、市場参加者が資産または負債を値付けする際に使用するであろうインプットに対する当シリーズ・トラストの仮定を反映したものであり、この仮定は入手可能な最良の情報に基づいている。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

3. 公正価値の測定(続き)

公正価値ヒエラルキーは、インプットに基づき以下の3つの水準に分類される。

- －レベル1－当シリーズ・トラストが測定日にアクセス可能な、同一の資産または負債の活発な市場における調整なしの相場価格を反映するインプット；
- －レベル2－活発とは見なされない市場におけるインプットなど、資産または負債に関して直接的または間接的に観測可能な相場価格以外のインプット；
- －レベル3－観測不能なインプット。

インプットは様々な評価手法適用に際して利用されるものであり、リスクに関する仮定を含め、評価を決定するにあたり市場参加者が用いる仮定を広く示している。金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。管理会社は観測可能なデータを、容易に利用可能であり、定期的に配布または更新され、信頼でき検証可能であり、独占されていない、かつ活発な関連市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供される市場データであると見なす。ヒエラルキー内の金融商品の分類は、金融商品の価格設定における透明性に基づいており、管理会社が認識している金融商品のリスクと必ずしも一致しない。

その価値が活発な市場における相場価格に基づいている投資は、レベル1に分類される。2019年3月19日現在、シリーズ・トラストはレベル1に分類される投資を保有していなかった。

活発とは見なされない市場で取引されているが、相場価格、ディーラーの気配値、あるいは観測可能なインプットにより支持されるそれに代わるプライシング・ソースなどに基づき評価される投資は、レベル2に分類される。レベル2の投資には、活発な市場で取引されず、および（または）譲渡制限を受けるポジションが含まれるため、非流動性および（または）非譲渡性を反映するために調整されることもある。非流動性や非譲渡性については通常、利用可能な市場情報に基づいている。負債証券は償却原価法を用いて評価されており、レベル2に分類される。

レベル3に分類される投資は、取引が稀であるか、または全く取引がないため、著しく観測不能なインプットしか有していない。2019年3月19日現在、シリーズ・トラストはレベル3に分類される投資を保有していなかった。

以下の表は、公正価値で測定される当シリーズ・トラストの投資について、2019年3月19日現在の公正価値ヒエラルキー内のレベルごとの評価を示す：

	レベル1 トルコリラ	レベル2 トルコリラ	レベル3 トルコリラ	合計 トルコリラ
資産				
負債証券	—	359,232,539	—	359,232,539
レポ取引による債権	—	74,500,000	—	74,500,000
	—	433,732,539	—	433,732,539

全ての有価証券がレベル2に分類されている。当計算期間において、レベル間の資産の大きな移動はなかった。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

（続き）

3. 公正価値の測定（続き）

レポ取引は、カウンターパーティからの証券の購入とともに、当シリーズ・トラストが当該カウンターパーティに契約した価格で満期日に証券を売戻す義務を含む。このレポ取引に関しては、当シリーズ・トラストに代わって行動する保管会社が、その担保証券の公正価値が未収利息を含め常にレポ取引の元本金額の少なくとも110%となるように管理する方針である。カウンターパーティがレポ取引の下で債務不履行に陥るとともに担保の公正価値が減少した場合、当シリーズ・トラストによる担保の回収が遅れるかまたは制限される場合がある。

2019年3月19日現在、当シリーズ・トラストは国債で構成される担保を受領しており、同レポ取引に対する担保の公正価値は83,778,435トルコリラであった。当シリーズ・トラストは、このレポ取引に関連して受領した担保を売却または再担保差入することを許可されていない。

4. 金融商品および関連リスク

以下に当シリーズ・トラストの金融商品から生じる主なリスクの概要を示す。

市場リスク

2019年3月19日現在の貸借対照表には、当シリーズ・トラストにより保有される負債証券およびレポ取引から生じる契約上のコミットメントの公正価値が含まれている。これらの投資には、市場リスクへのエクスポージャーが含まれている。

当シリーズ・トラストの金融商品の評価額は、金利または為替変動以外の要因による市場価格の変動に伴い変動する。

金利リスク

金利の上昇により、一般的に当シリーズ・トラストの将来収益の現在価値が低下する。有価証券の市場価格は、将来収益に対する投資家全体の見通しに基づいて絶えず変動するので、投資家が金利上昇を予想するか、または経験した時に、有価証券の価格は通常下落する。

流動性リスク

流動性リスクは、高ボラティリティや金融ストレスが存在する時期に、当シリーズ・トラストがその投資ポジションの規模を妥当な価格で迅速に調整することができない可能性を示す。

当シリーズ・トラストの主な負債は、投資家が売却したいと考える可能性のある受益証券の買戻しである。当シリーズ・トラストは、買戻し可能参加受益証券の現金による日々の買戻しリスクにさらされている。

当シリーズ・トラストの流動性は、組入れ有価証券の流動性に左右される。当シリーズ・トラストの資産は、主に容易に換金可能な有価証券で構成されている。管理会社の見解によると、このことにより、当シリーズ・トラストの負債の支払いや、全ての受益者の買戻し可能参加受益証券の買戻しが可能になる。

投資運用会社の見解によると、2019年3月19日時点で保有されている当シリーズ・トラストの資産の大部分は、通常の状況で1か月以内に現金化が可能である。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

（続き）

4. 金融商品および関連リスク（続き）

為替リスク

当シリーズ・トラストの有価証券と現金及び現金同等物の全ては、当シリーズ・トラストの基準通貨建てであるため、貸借対照表および損益計算書は為替変動による影響を受けない。したがって、感応度分析は実施されていない。

信用リスク

信用リスクは、カウンターパーティが当シリーズ・トラストに対する債務を条件にしたがって履行できなくなった場合、当シリーズ・トラストが計上する可能性のある損失により測定される。当シリーズ・トラストは、取引の関係者の信用リスクにさらされるとともに、決済不履行のリスクも負う。特に当シリーズ・トラストは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「BBH アンド・カンパニー」という。）（以下「副保管会社」という。）（フィッチによる信用格付けはA+）やアクバンク・マルタ支店（注記6）（フィッチによる信用格付けはA+）に係る信用リスクにさらされている。

当シリーズ・トラストは負債証券に投資している。発行体の財政状態の悪化、または経済情勢の悪化、あるいはその両方、または予想外の金利の上昇などにより、発行体の元利金の支払能力が低下する可能性がある。発行体が期日に元利金支払ができなくなった場合、当シリーズ・トラストの口座で保有されている有価証券の価値に悪影響が及ぶ場合がある。流動性のある取引市場がない有価証券については、公正価値を当シリーズ・トラストの評価手法に従って確定することができなくなる可能性がある。さらに、新興国市場への投資に伴う信用リスクは、概して先進国への投資に比べ大きくなる傾向がある。

2019年3月19日現在、当シリーズ・トラストは以下の信用格付けを有する負債証券に投資している。

信用格付け

	トルコリラ	%
A ⁺ *	82,130,325	22.86
AA [*]	277,102,214	77.14
合計	359,232,539	100.00

* 国の長期格付け

レポ取引およびリバースレポ取引には、そのようなレポ取引またはリバースレポ取引の担保の評価の違いに関連したリスクが含まれる場合がある。そのような取引において受け取りまたは差し入れられた担保の価格が、当シリーズ・トラストに悪影響を及ぼす場合がある。関係するカウンターパーティが不履行に陥った場合、不正確な価格設定や、担保が取引される関連市場の非流動性および市場動向により、当シリーズ・トラストの投資パフォーマンスに大きな悪影響が及ぶ可能性がある。これらの影響の結果には（これらに限定されないが）、純資産額の急激な減少、現金回収の遅延、担保の現金化に伴う困難、さらにこれらの結果に関連する追加のリスクが含まれる。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

（続き）

4. 金融商品および関連リスク（続き）

信用リスク（続き）

受託会社は、保管会社を選任した。保管会社の最終的な親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（株式会社日本格付研究所による信用格付けはA A-）である。保管会社は、副保管会社を選任した。現金および有価証券は、最終的に副保管会社にて保管され、現金は銀行である副保管会社に預けられている。

当シリーズ・トラストの有価証券は、分別された口座において副保管会社が保管する。したがって、副保管会社が支払不能あるいは破綻に陥った場合においても、当シリーズ・トラストの資産は分別されている。ただし、当シリーズ・トラストは、副保管会社の信用リスク、あるいは当シリーズ・トラストの現金に関して保管会社または副保管会社が利用する預託機関の信用リスクにさらされる。副保管会社が支払い不能または破綻に陥った場合、当シリーズ・トラストは当シリーズ・トラストの現金保有高に関して副保管会社の一般債権者として扱われることになる。

当シリーズ・トラストが取引を行ってきた適格有価証券の全ての格付けを掲載する投資ユニバースはメンテナンスされており、フィッチによる格付け変更を記録するために毎日監視される。格付けの変更は、すべて運用会社に報告される。

副保管会社が破たんした場合、または支払不能に陥った場合、同社が保管している当シリーズ・トラストの負債証券に対して権利行使する際に遅延または制限が生じる可能性がある。

5. 元本

当シリーズ・トラストは受益証券を発行及び買戻すことができるため、当シリーズ・トラストの元本は、当シリーズ・トラストへの購入及び買戻し請求によって変動する可能性がある。受益者一人当たりの最低購入又は買戻し額は1口であり、以降1口単位で計算される。

受益証券は、前評価日における営業終了時点の受益証券1口当たりNAVで各営業日に買戻し可能である。ただし、関連営業日の午前8時（ダブリンの時間）または投資運用会社が決定した期限までに買戻し通知を提出することを条件とする。期限までに買戻し通知が提出されなかった場合には、買戻し請求は次の取引日まで持ち越され、その取引日に適用される買戻し価格で買戻されることになる。

2019年3月19日を期末とする計算期間中における受益証券の口数の異動は以下の通り：

	口数
期首における受益証券の口数残高	27,368,722,497
受益証券の発行口数	38,681,929,759
受益証券の買戻し口数	(19,040,728,343)
期末における受益証券の口数残高	<u>47,009,923,913</u>

2019年3月19日終了会計年度に、58,972,957トルコリラの分配金が支払われ、その内43,670,594トルコリラが当シリーズ・トラストに再投資された。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

（続き）

6. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は2019年3月19日現在、以下の通り副保管会社で保管されている手許現金、及びアクバンク・マルタ支店で保管されている満期が3ヶ月以下の定期預金により構成されている：

トルコリラ

手許現金 - BBHアンド・カンパニー	902,243
定期預金 - アクバンク・マルタ支店	55,000,000
合計	55,902,243

7. 関連当事者取引

一方の当事者が、他方の当事者を支配可能であるか、または、他の当事者の財務上および業務上の意思決定に対して重要な影響力を行使可能である場合、それらの当事者は関連していると見なされる。管理会社の意見によると通常の事業取引以外に関連当事者との取引は発生していない。管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、受託会社、及びアクバンク T.A.S（レポ取引および預金のカウンターパーティであり、かつ当シリーズ・トラストにおいて35,464,156口の受益証券を保有している）は、当シリーズ・トラストの関連当事者と見なされる。当シリーズ・トラストはアクバンク・マルタ支店（注記6）に55,000,000トルコリラの預金を保有している。当計算期間に関連当事者に支払った報酬は、損益計算書および注記8に開示されている。当計算期間末に関連当事者に支払うべき未払金は貸借対照表および注記8に開示されている。

2名の投資家が、当シリーズ・トラストに28.03%および14.23%の投資を行っている。その結果、これらの関連当事者による何らかの行為が、当シリーズ・トラストに重大な影響を与える可能性がある。

8. 報酬および費用

管理会社は、純資産総額に対して年率0.025%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月米ドルにて後払いで支払われる。ただし、年間の管理報酬の下限を40,000トルコリラに定める。

受託会社は、純資産総額に対して年率0.04%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月ユーロにて後払いで支払われる。ただし、年間の受託報酬の下限を43,000トルコリラに定める。

投資運用会社は、純資産総額に対して年率0.30%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月日本円にて後払いで支払われる。

副投資運用会社は、純資産総額に対して年率0.55%の報酬を受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月トルコリラにて後払いで支払われる。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

（続き）

8. 報酬および費用（続き）

管理事務代行会社は、純資産総額に対して年率0.08%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月ユーロにて後払いで支払われる。ただし、毎月の管理事務代行報酬の下限を8,900トルコリラに定める。また、管理事務代行会社には、8,900トルコリラに相当するユーロでの監査補助報酬も支払われる。さらに、管理事務代行会社には、各新規受益者1人につき270トルコリラの手数料と、引受時に必要な登録の更新毎に45トルコリラの手数料も支払わなければならない。また、管理事務代行会社は、その義務の履行において必要となる全ての妥当な立替支出に関して払い戻しを受ける。

保管会社は、純資産総額に対して年率0.12%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月米ドルにて後払いで支払われる。ただし、毎月の保管報酬の下限を2,100トルコリラ相当額のUSドルに定める。また、保管会社は、その義務の履行において必要となる全ての妥当な立替支出に関して払い戻しを受ける。

販売会社は、純資産総額に対して年率0.35%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月日本円にて後払いで支払われる。計算期末時点で、当シリーズ・トラストには22の販売会社が存在していた。

代行協会員は、純資産総額に対して年率0.10%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月日本円にて後払いで支払われる。

2019年3月19日時点における未払報酬は以下の通り：

	トルコリラ
投資運用報酬	73,435
副投資運用報酬	134,632
管理報酬	6,120
管理事務代行報酬	43,623
保管報酬	29,374
受託報酬	9,791
販売報酬及び代行協会員報酬	109,800
監査報酬	125,619
その他の報酬および費用	370,131
	902,525

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

9. レポ取引による債権

レポ取引とは、当シリーズ・トラストが合意した価格、期日および利息で将来有価証券を売戻すことを取り決めた契約に基づき有価証券を購入することである。レポ取引のカウンターパーティはデフォルトする可能性があり、レポ取引にはこうした信用リスクが伴う。2019年3月19日現在、売戻契約の下で購入された有価証券は、主に国債やトルコ政府機関債により担保されており、その額は74,500,000トルコリラとなっている。

当シリーズ・トラストは、契約に基づく金額に対する担保の市場評価額を、経過利息も含め、契約期間の開始から終了までモニタリングしている。また、必要な場合には、エクスポージャーや流動性を管理するために、現金または有価証券の入れ替えを要求する。このような契約に関連して、カウンターパーティが債務不履行や破産手続き開始の状況に陥った場合は、当シリーズ・トラストに対する担保の換金または回収が遅延あるいは制限される場合がある。

2019年3月19日現在、売戻契約に基づき購入された有価証券は、2019年3月28日以前に満期となる。適用金利は22.75%、22.95%および23.69%である。

10. 資産と負債の相殺

2019年3月19日現在、当シリーズ・トラストは貸借対照表において相殺可能なレポ取引を保有している。当シリーズ・トラストは、このレポ取引による債権を担保と相殺することが可能である。

以下の表は、貸借対照表及び純資産変動計算書において示されている認識された資産の相殺による潜在的影響を開示している。

2019年

貸借対照表において相殺されない関連金額

説明	認識された 資産の総額 トルコリラ	純資産変動 計算書に おいて相殺 された総額 トルコリラ	純資産変動 計算書において 示されている 認識された 資産の純額 トルコリラ	金融商品 トルコリラ	金融担保の 受領額(a) トルコリラ	純額 トルコリラ
レポ取引 からの未収金	74,500,000	-	74,500,000	-	(74,500,000)	-
	74,500,000	-	74,500,000	-	(74,500,000)	-

- (a) 当シリーズ・トラストが定めるマスター・ネットィング契約および担保契約に係わる金額については、債務不履行の場合における法的強制力があるが、特定の他の要件は適用される相殺に係わる会計上のガイダンスを満たしていない。担保金額が貸借対照表に表示される金融資産と金融負債の純額を上回る場合、報告される合計額は、カウンターパーティに対する金融資産と金融負債の純額に限定される。

2019年3月19日現在、貸借対照表において、相殺の対象となるような認識された負債はない。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2019年3月19日

(続き)

11. 取引純資産総額から財務諸表上の純資産総額への調整

	2019年 トルコリラ
公表純資産総額	468,974,628
取引日調整	1,124,622
費用計上済みの設立費用	(543,418)
公表純資産総額において償却した設立費用	467,468
財務諸表上の受益証券の保有者に帰属する純資産総額	470,023,300
公表純資産総額に基づく受益証券口数	46,897,461,708
取引日調整	112,462,205
財務諸表上の受益証券口数	47,009,923,913
受益証券1口当たり公表純資産価額	0.01
財務諸表上の受益証券1口当たり純資産価額	0.01

543,418トルコリラと見積もられた設立費用は、費用が発生した計算期間の損益計算書において全額計上した。取引の目的で使用する受益証券1口当たりの公表純資産価額を計算する目的上、当シリーズ・トラストの設定に係わるこれらの設立費用は、当シリーズ・トラストの最初の7事業年度を通じて償却されるか、あるいは管理会社が募集目論見書に従って、その絶対的裁量権で公正と見なす方法で決定する期間内に償却される。

受益者の取引目的では、取引は取引日プラス1営業日をベースとして会計処理される。財務報告目的では、取引は取引日をベースとして会計処理される。最終取引日における営業終了時点と財務報告期間末日の間に発生した取引に関して、1,124,622トルコリラの調整が必要であった。

12. 後発事象

管理会社は2019年3月19日から財務諸表の発行が可能となった2019年9月4日までの期間に対する後発事象のレビューを行なった。2019年9月4日までに、投資家から当シリーズ・トラストに284,606,871トルコリラの購入申込みがあった一方、当シリーズ・トラストから99,027,563トルコリラの買戻しが行われた。

管理会社は、これらの財務諸表において追加開示が必要なその他の後発事象はないとの結論を下した。

③ 【投資有価証券明細表等】

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

有価証券明細表 2019年3月19日現在

債券	取得原価 トルコリラ	公正価値 トルコリラ	純資産に対する 割合(%)
トルコ			
Ak Yatirim Menkul Deg As 0% 28-Mar-19	12,187,890	12,442,574	2.65
Akbank Tas 0% 22-Mar-19	34,315,750	34,960,900	7.44
Alternatifbank As 0% 10-Apr-19	25,234,531	26,167,781	5.57
Qnb Finansbank As Turkey 0% 12-Jul-19	32,402,476	32,773,550	6.97
Tc Ziraat Bankasi As 0% 22-Mar-19	33,634,519	34,959,467	7.44
Turkey Govt Bond 11.1% 15-May-19	49,081,500	52,603,880	11.19
Turkey Govt Bond 13% 13-Nov19	32,760,000	33,240,528	7.07
Turkiye Is Bankasi As 0% 03-Apr-19	34,083,000	34,726,851	7.39
Turkiye Vakiflar Bankasi 0% 05-Apr-19	28,759,050	29,716,355	6.32
Yapi Kredi Yat Men 0% 03-Apr-19	13,087,140	13,087,140	2.78
Yapi Kredi Yat Menkul 0% 20-Mar-19	19,341,555	20,000,000	4.26
Yapi Ve Kredi Bankasi As 0% 12-Apr-19	33,912,900	34,553,513	7.35

公正価値により測定される負債証券への投資	348,800,311	359,232,539	76.43
レポ取引による債権			
マルタ			
TRT210721T11 28-Mar-19 22.75% AKM	4,000,000	4,000,000	0.85
TRT210721T11 28-Mar-19 22.95% AKM	20,000,000	20,000,000	4.26
TRT210721T11 28-Mar-19 23.69% AKM	50,500,000	50,500,000	10.74
レポ取引による債権合計	74,500,000	74,500,000	15.85
定期預金（3ヶ月未満）			
マルタ			
FDTRY Akbank Malta 19% 26-Mar-19	55,000,000	55,000,000	11.70
定期預金（3ヶ月未満）合計	55,000,000	55,000,000	11.70

Turkish Lira Money Market Fund

Statement of Assets and Liabilities

As at March 19, 2019

	Note	2019 TRY
Assets		
Investment in debt securities, at fair value (Cost: TRY348,800,311)	3	359,232,539
Cash and cash equivalents	6	55,902,243
Receivables from repurchase agreements	9,10	74,500,000
Subscriptions receivable		1,757,193
Interest receivable		5,093,256
Total Assets		496,485,231
Liabilities		
Payable for investments purchased		20,000,000
Redemptions payable		632,571
Distributions payable		4,926,835
Other payables	8	902,525
Total Liabilities		26,461,931
Net Assets	11	470,023,300
Net Asset Value ("NAV") per Unit (based on 47,009,923,913 units outstanding)	5,11	TRY0.01

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Signed on behalf of the Trustee:

Colin Curtis

Sheenagh Connolly

Date: 9/9/19

Turkish Lira Money Market Fund

Statement of Operations

For the year ended March 19, 2019

	Note	2019 TRY
Investment income		
Interest income		17,668,613
Accretion of acquisition discount		<u>47,798,283</u>
		<u>65,466,896</u>
Expenses		
Investment Manager fees	7,8	995,247
Sub-Investment Manager fees	7,8	1,824,619
Manager fees	7,8	82,937
Administration fees	8	430,904
Custodian fees	8	398,099
Trustee fees	7,8	132,700
Distributors and Agent Company fees	8	1,491,488
Audit fees		178,823
Other fees and expenses		<u>712,811</u>
		<u>6,247,628</u>
Net investment income		59,219,268
Net realized loss on investments		<u>(170,569)</u>
Net increase in Net Assets resulting from operations		<u>59,048,699</u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Turkish Lira Money Market Fund**Statement of Changes in Net Assets**

For the year ended March 19, 2019

	2019 TRY
Net Assets at beginning of year	273,535,543
Net increase in Net Assets resulting from operations	59,048,699
Distributions to Unitholders	(58,972,957)
Units issued	386,819,298
Units redeemed	<u>(190,407,283)</u>
Net Assets at end of year	<u>470,023,300</u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Turkish Lira Money Market Fund

Statement of Cash Flows For the year ended March 19, 2019

	Note	2019 TRY
Cash flows from operating activities		
Net increase in Net Assets resulting from operations		59,048,699
Adjustments to reconcile net increase in Net Assets resulting from operations to net cash used in operating activities:		
Payments for purchase of debt securities		(1,315,653,885)
Payments for purchase of repurchase agreements		(201,000,000)
Proceeds from sale of debt securities		1,174,456,190
Proceeds from settlement of repurchase agreements		146,500,000
Net realized loss on investments		170,569
Increase in interest receivable		(3,601,036)
Increase in other payables		464,292
Net cash used in operating activities		<u>(139,615,171)</u>
Cash flows from financing activities		
Proceeds from issuance of Units	5	341,897,777
Payments for redemption of Units	5	(190,008,787)
Distributions	5	<u>(12,081,074)</u>
Net cash provided by financing activities		<u>139,807,916</u>
Net increase in cash and cash equivalents		192,745
Cash and cash equivalents at beginning of year		<u>55,709,498</u>
Cash and cash equivalents at end of year		<u>55,902,243</u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Turkish Lira Money Market Fund

Financial Highlights

For the year ended March 19, 2019

	2019 TRY
Per Unit operating performance:	
NAV per Unit, beginning of year	<u>0.01</u>
Income from investment operations (B)	
Net investment income	-
Net realized and change in unrealized gain	<u>-</u>
Total income from investment operations	<u>-</u>
NAV per Unit, end of year	<u>0.01</u>
Ratios/supplemental data:	
Ratio of total expenses to average Net Assets (A)	<u>(1.83)%</u>
Ratio of net investment income to average Net Assets (A)	<u>17.32%</u>
Total Return (A)	<u>-</u>

(A) Total return is calculated based on the change in NAV during the year. Expense ratios and net investment income ratio are calculated based on the average Net Assets outstanding throughout the year. The financial highlights are reflected after all investment-related and operating expenses.

(B) Results vary based upon participation in certain investments, fee arrangements and timing of capital transactions. Per Unit information is calculated based upon the monthly average Units outstanding during the year.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2019

1. Description of the Trust

Turkish Lira Money Market Fund (the “Series Trust”) is a series trust of Multi Strategies Fund (the “Trust”). The Trust is an open-ended umbrella unit trust constituted by a master trust deed dated June 10, 2013 and made between the Trustee and the Manager. The Trust has been constituted as an umbrella unit trust under the Trusts Law of the Cayman Islands and registered under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on June 18, 2013. A separate portfolio or series trust can be created and established to which assets and liabilities attributable to the relevant series trust will be applied. The Master Trust Deed is governed by the laws of the Cayman Islands.

As at March 19, 2019 there were two series trusts of the Trust. UBP African Equity Fund and the Series Trust. The Series Trust commenced operations on September 24, 2013. These financial statements comprise only the accounts of the Series Trust.

The investment objective of the Series Trust is to preserve principal value and maintain a high degree of liquidity while providing current income by investing in Turkish Lira denominated short term financial instruments, including but not limited to government bonds, corporate bonds, certificates of deposit, asset backed securities, bank deposits and repurchase and reverse repurchase agreements.

International Management Services Ltd. (the “Manager”) is the Manager, Sompo Japan Nipponkoa Asset Management Co., Ltd. (the “Investment Manager”) is the Investment Manager, Ak Portföy Yönetimi A.Ş. (the “Sub-Investment Manager”) is the Sub-Investment Manager and Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited (the “Custodian”) is the Custodian. The administration of the Series Trust is delegated to SMT Fund Services (Ireland) Limited (the “Administrator”).

2. Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared in conformity with US generally accepted accounting principals (“US GAAP”). The preparation of financial statements in conformity with US GAAP requires the Manager to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

The financial statements have been prepared in Turkish Lira (“TRY”), which is the Series Trust’s functional currency.

The Series Trust is considered an investment company under US GAAP and follows the accounting and reporting guidance applicable to investment companies in the Financial Accounting Standards Board (“FASB”) Accounting Standards Codification (“ASC”) 946, Financial Services - Investment Companies (“ASC 946”).

The Series Trust possesses the fundamental characteristics of an investment company and all typical characteristics of an investment company.

In the opinion of the Investment Manager, the Series Trust possesses the fundamental characteristics of an investment company because the following conditions exist:

- i. The Series Trust obtains funds from the investors and provides those investors with investment management services.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2019

(Continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

- ii. The business purpose and only substantive activities, which were communicated to investors, are investing solely for returns from capital appreciation and investment income.
- iii. The Series Trust has identified exit strategies for the investments it holds for returns from capital appreciation.
- iv. The Series Trust does not have an objective of obtaining results or benefits other than capital appreciation and investment income from its investments.

In the opinion of the Investment Manager, the Series Trust also possesses the typical characteristics of an investment company:

- i. The Series Trust holds more than one investment.
- ii. The Series Trust is funded by multiple investors.
- iii. The Series Trust has investors that hold a significant interest in the Series Trust and are not related to the Investment Manager.
- iv. Ownership in the Series Trust is represented by equity interests acquired through capital contributions.
- v. The Series Trust manages and evaluates performance of investments on a fair value basis.

The significant accounting policies adopted by the Series Trust are as follows:

Valuation of investments

Investments consist of corporate bonds, government bonds, deposits and repurchase agreements. Debt securities such as corporate bonds and government bonds with a remaining maturity of less than one year are valued at fair value using an amortized cost technique (i.e. at their acquisition cost as adjusted for the amortization of premium or accretion of discount) as the best estimate of fair value. The Manager, through its delegates, continuously reviews the amortized cost method to ensure that investments are stated at their fair market value. When the Series Trust purchases a financial asset and simultaneously enters into an agreement to resell the asset at a fixed price on a future date ("repurchase agreement"), the arrangement is accounted for as a receivable ("receivables from repurchase agreements"), and the underlying asset is not recognized on the Series Trust's financial statements.

When the Series Trust sells a financial asset and simultaneously enters into an agreement to repurchase the same asset at a fixed price on a future date, the agreement is accounted for as borrowings ("payables under repurchase agreements"), and the underlying asset is not derecognized in the Series Trust's financial statements. Receivables and payables from repurchase agreements are initially measured at fair value less incremental direct transaction costs, and subsequently measured at amortized cost, using the effective interest method.

Investment transactions are accounted for on a trade date basis. At year end, all investments are valued as at March 15, 2019, due to March 18 and 19, 2019 being non-business days in accordance with the Series Trust's Offering Memorandum.

Realized gains and losses and movements in unrealized gains and losses are recognized in the Statement of Operations and determined on a first-in-first-out basis. Movements in fair value are recorded in the Statement of Operations at each valuation date.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2019

(Continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents includes highly liquid investments, such as money market funds, that are readily convertible to known amounts of cash within 90 days from the date of purchase. All cash balances are held at major banking and broker institutions.

Cash and other liquid assets are valued at their face value with coupon interest receivable accrued, where applicable, to the end of the relevant day.

Investment Income

Interest income is accounted for on an effective yield basis. Discounts and premiums on securities are amortized and accreted on the effective yield basis over the life of the respective securities.

Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis.

Foreign Exchange Transactions

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the closing rates of exchange on March 15, 2019, due to March 18 and 19, 2019 being non-business days, with foreign currency gains and losses reflected in the Statement of Operations. Purchases and sales of securities and income and expenses are translated at the prevailing rate of exchange on the respective dates of such transactions. Unrealized gains and losses are calculated by comparing the fair value of the investments to the prices at which those assets were originally purchased.

The Series Trust does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in the market prices of securities. Such fluctuations are included in net realized loss on investments in the Statement of Operations.

Receivables from Repurchase Agreements

Transactions involving repurchase agreements are treated as collateralized financing transactions and are recorded at their contracted resell amounts. Interest on transactions is included in interest receivable.

Offsetting assets and liabilities

The Series Trust is required to disclose the impact of offsetting assets and liabilities represented in the Statement of Assets and Liabilities to enable users of the financial statements to evaluate the effect or potential effect of netting arrangements on its financial position for recognized assets and liabilities. These recognized assets and liabilities are financial instruments and derivative instruments that are either subject to an enforceable master netting arrangement or similar agreement or meet the following right of set-off criteria: the amounts owed by the Series Trust to another party are determinable, the Series Trust has the right to set-off the amounts owed with the amounts owed by the other party, the Series Trust intends to set-off, and the Series Trust's right of set-off is enforceable at law.

Use of Estimates

Preparing financial statements in accordance with US GAAP requires management to make estimates and assumptions in determining the reported amounts of assets and liabilities, including fair value of investments set out in Note 3. Actual results could differ from those estimates.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2019

(Continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

Taxation

The Series Trust is a Cayman Islands exempted Trust. Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sale or other taxes payable by the Series Trust. The Series Trust trades stocks and securities for its own account and, as such, is generally not subject to U.S. tax on such earnings (other than certain withholding taxes indicated below). The Investment Manager intends to conduct the business of the Series Trust to the maximum extent practicable so that the Series Trust's activities do not constitute a U.S. trade or business. Interest and other income realized by the Series Trust from non-U.S. sources and capital gains realized on the sale of securities of non-U.S. issuers may be subject to withholding and other taxes levied by the jurisdiction in which the income is sourced. In accordance with the Trusts Law (2011 Revision), the Trust has received an undertaking exempting it from all local taxes for a period of 50 years from the date of creation of the Trust.

Accounting Standard Codification ("ASC") 740, "Accounting for Uncertainty in Income Taxes", clarifies the accounting for uncertainty in income taxes recognized in the Series Trust's financial statements. ASC 740 prescribes a recognition threshold and measurement attribute for the financial statement recognition and measurement of a tax position taken or expected to be taken in a tax return. ASC 740 requires that the enterprise determines whether it is more likely than not that a tax position will be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. In evaluating whether a tax position has met the more-likely-than-not recognition threshold, the enterprise should presume that the position will be examined by the appropriate taxing authority that has full knowledge of all relevant information. A tax position that meets the more-likely-than-not recognition threshold is measured to determine the amount of benefit to recognize in the financial statements. The tax position is measured at the largest amount of benefit that is greater than 50% likely of being realized upon settlement.

The Investment Manager has analysed the Series Trust's tax positions and has concluded that no liability for unrecognized tax benefits should be recorded related to uncertain tax positions. Furthermore, the Investment Manager is not aware of any tax positions for which it is reasonably possible that the total amounts of unrecognized tax benefits will significantly change in the next twelve months.

Guarantees and/or Indemnifications

In the normal course of business the Series Trust enters into contracts that contain a variety of representations, which provide general indemnifications. The Series Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown, as this would involve future claims that may be made against the Series Trust that have not yet occurred. However, based on experience, the Series Trust expects the risk of loss to be remote.

Distributions

The Manager, through its delegates, declares distributions on each dealing day. The amount per Unit distributed is a sum equal to the amount required to maintain the relevant NAV per Unit on each dealing day at TRY0.01.

Classification of Redemptions

ASC 480, *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of Both Liabilities and Equity*, recognizes redemptions as liabilities, when the amount requested in the redemption notice becomes fixed. This generally may occur at the time of the receipt of the notice, or on the last day of a fiscal year, depending on the nature of the request. As a result, redemptions paid after the end of the year, but based upon year end capital balance are reflected as redemptions payable at March 19, 2019.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2019

(Continued)

3. Fair Value Measurements

Financial instruments are recorded at fair value. Fair value is defined as the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability (i.e., the “exit price”) in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

A fair value hierarchy of inputs is used in measuring fair value that maximizes the use of observable inputs and minimizes the use of unobservable inputs by requiring that the most observable inputs be used when available. Observable inputs are those that market participants would use in pricing the asset or liability based on market data obtained from sources independent of the Series Trust. Unobservable inputs reflect the Series Trust’s assumptions about the inputs market participants would use in pricing the asset or liability developed based on the best information available in the circumstances.

The fair value hierarchy is categorized into three levels based on the inputs as follows:

- Level 1 – Inputs that reflect unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that the Series Trust has the ability to access at the measurement date;
- Level 2 – Inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;
- Level 3 – Inputs that are unobservable.

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. A financial instrument’s level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. The Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Manager’s perceived risk of that instrument.

Investments whose values are based on quoted market prices in active markets are classified within Level 1. The Series Trust did not hold any Level 1 investments at March 19, 2019.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information. Debt securities are valued using an amortized cost technique and are classified as Level 2.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2019

(Continued)

3. Fair Value Measurements (continued)

Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently or not at all. The Series Trust did not hold any Level 3 investments at March 19, 2019.

The following table presents the investments of the Series Trust measured at fair value within the fair valuation hierarchy as of March 19, 2019:

	Level 1 TRY	Level 2 TRY	Level 3 TRY	Total TRY
Assets				
Debt securities	-	359,232,539	-	359,232,539
Receivables from repurchase agreements	-	74,500,000	-	74,500,000
	-	433,732,539	-	433,732,539

All securities are classified as Level 2. There were no significant transfers of assets between levels during the year.

Repurchase agreements involve the purchase of a security from a counterparty, with an obligation of the Series Trust to resell the security to the counterparty at a contracted price on maturity. In connection with its repurchase agreements, it is the Series Trust's policy that its Custodian, acting on behalf of the Series Trust, take possession of the underlying collateral securities, the fair value of which, at all times, to be least 110% of the principal amount of the repurchase agreements, including accrued interest. If the counterparty defaults under repurchase agreements, and the fair value of the collateral declines, the realization of the collateral by the Series Trust may be delayed or limited.

At March 19, 2019, the Series Trust received collateral consisting of government bonds, with a fair value of TRY83,778,435 for its repurchase agreements. The Series Trust is not permitted to sell or repledge collateral received in connection with its repurchase agreements.

4. Financial Instruments and Related Risks

The main risks arising from the Series Trust's financial instruments can be summarized as follows:

Market Risk

The Statement of Assets and Liabilities as of March 19, 2019, includes the fair value of the contractual commitment arising from debt securities and repurchase agreements owned by the Series Trust. These investments involve exposure to market risk.

The value of the Series Trust's financial instruments will fluctuate as a result of changes in market prices caused by factors other than interest rates or foreign currency movement.

Interest Rate Risk

Increases in interest rates typically lower the present value of the Series Trust's future earnings stream. Since the market price of a security changes continuously based upon the investors' collective perceptions of future earnings, security prices will generally decline when investors anticipate or experience rising interest rates.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2019

(Continued)

4. Financial Instruments and Related Risks (continued)

Liquidity Risk

Liquidity risk represents the possibility that the Series Trust may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price.

The main liability of the Series Trust is the redemption of any Units that investors may wish to sell. The Series Trust is exposed to daily cash redemptions of Redeemable Participating Units.

The liquidity of the Series Trust is a factor of the liquidity of the underlying investments. The Series Trust's assets mainly consist of readily realizable securities. In the opinion of the Manager this should enable the payment of the Series Trust's liabilities and any Unitholder's redemption of Redeemable Participating Units.

In the opinion of the Investment Manager, the majority of assets of the Series Trust held at March 19, 2019, can be liquidated within one month in normal circumstances.

Currency Risk

Since all of the investments and cash and cash equivalents of the Series Trust are denominated in the base currency of the Series Trust, the Statement of Assets and Liabilities and Statement of Operations will not be affected by currency movements and as a result, a sensitivity analysis has not been performed.

Credit Risk

Credit risk is measured by the loss the Series Trust would record if its counterparties failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Series Trust. The Trust will be exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. In particular, the Series Trust is exposed to credit risk with Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH & Co.") ("the Sub-Custodian"), which has a Fitch credit rating of A+ and Akbank Malta (Note 6) which has a Fitch credit rating of A+.

The Series Trust invests in debt securities. Adverse changes in the financial condition of the issuer, or in general economic conditions, or both, or an unanticipated rise in interest rates, may impair the ability of the issuer to make payments of interest and principal. The inability of issuers to make timely payments of interest and principal may affect the value of securities held for the account of the Series Trust. In the absence of a liquid trading market for certain securities it may not be possible to establish the fair value of such securities in accordance with the valuation methodology of the Series Trust. Furthermore, the credit risk of making such investments in emerging economies, generally tends to be greater when compared to investing in developed countries.

As at March 19, 2019, the Series Trust invested in debt securities with the following credit quality:

Credit Rating

	TRY	%
A+*	82,130,325	22.86
AA*	277,102,214	77.14
Total	359,232,539	100.00

* National long term rating

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2019

(Continued)

4. Financial Instruments and Related Risks (continued)

Credit Risk (continued)

Repurchase and reverse repurchase transactions may include risks associated with the difference between the valuations of the legs of such repurchase or reverse repurchase transactions. The price of the collateral received or lent in such a transaction may adversely affect the Series Trust. In the event of the failure of the relevant counterparty, inaccurate pricing, illiquidity of the relevant market in which the collateral is traded and market movements may materially and adversely affect the investment performance of the Series Trust. These effects may include, but are not limited to, a sudden decrease in the NAV, delays in recovering cash, difficulties in realizing collateral and there may be additional risks related to these effects.

The Trustee has appointed the Custodian, whose ultimate parent Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc has a JCR credit rating of AA-. The Custodian has in turn appointed the Sub-Custodian. Both the cash & securities are ultimately held at the Sub-Custodian, with cash being held at the Sub-Custodian as Banker.

The Series Trust's securities are maintained by the Sub-Custodian in segregated accounts, thus in the event of insolvency or bankruptcy of the Sub-Custodian, the Series Trust's assets are segregated. The Series Trust will, however, be exposed to the credit risk of the Sub-Custodian, or any depository used by the Custodian or Sub-Custodian, in relation to the Series Trust's cash. In the event of insolvency or bankruptcy of the Sub-Custodian, the Series Trust will be treated as a general creditor of the Sub-Custodian in relation to cash holdings of the Series Trust.

An investment universe which lists all the ratings of eligible securities that the Series Trust has traded in is maintained, and monitored daily to record rating changes by Fitch. Any rating changes are reported to the Investment Manager.

Bankruptcy or insolvency of the Sub-Custodian may cause the Series Trust rights with respect to its investments in debt securities held by the bank to be delayed or limited.

5. Unit Capital

As a result of the ability to issue and redeem Units, the capital of the Series Trust can vary depending on the demand for subscriptions and redemptions to/from the Series Trust. The minimum amount of subscriptions or redemptions per Unitholder is one Unit and thereafter in one Unit increments.

Units are redeemable on each business day subject to the submission of a repurchase notice by no later than 8am (Dublin time) on the relevant business day or such other deadline as the Investment Manager may determine at the NAV per unit prevailing at the close of business on the preceding valuation day, failing which the repurchase request will be held over until the following dealing day and Units will be redeemed at the repurchase price applicable for that dealing day.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2019

(Continued)

5. Unit Capital (continued)

The movements in the number of Units issued during the year ended March 19, 2019 are as follows:

	Number of Units
Number of Units outstanding as at beginning of year	27,368,722,497
Number of Units issued	38,681,929,759
Number of Units redeemed	<u>(19,040,728,343)</u>
Number of Units outstanding as at end of year	<u>47,009,923,913</u>

During the year ended March 19, 2019 distributions of TRY58,972,957 were paid of which TRY43,670,594 was reinvested back into the Series Trust.

6. Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents at March 19, 2019, is comprised of cash at hand held with the Sub-Custodian and deposits with maturities of 3 months or less held with Akbank Malta are as follows:

	TRY
Cash at hand - BBH & Co.	902,243
Deposit - Akbank Malta	<u>55,000,000</u>
Total	<u>55,902,243</u>

7. Related Party Transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. In the opinion of the Manager there were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. The Manager, Investment Manager, Sub-Investment Manager, Trustee and Akbank T.A.S. which is the counterparty to the repurchase agreements and deposits and holds 35,464,156 Units in the Series Trust, are deemed to be related to the Series Trust. The Series Trust has deposits of TRY55,000,000 with Akbank Malta (Note 6). Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Operations and in Note 8. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in the Statement of Assets and Liabilities and in Note 8.

Two investors hold an investment of 28.03% and 14.23% in the Series Trust. As a result, any actions of these related parties can materially impact the Series Trust.

8. Fees and Expenses

The Manager receives out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.025% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in US Dollars monthly in arrears, subject to a minimum fee of TRY40,000 per calendar year.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2019

(Continued)

8. Fees and Expenses (continued)

The Trustee receives out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.04% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in Euro monthly in arrears, subject to a minimum fee of TRY43,000 per calendar year.

The Investment Manager receives out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.30% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in Japanese Yen monthly in arrears.

The Sub-Investment Manager receives a fee at the rate of 0.55% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in TRY monthly in arrears.

The Administrator receives out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.08% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in Euro monthly in arrears, subject to a minimum fee of TRY8,900 per month. The Administrator will also be paid an audit assistance fee of an amount equivalent in Euro to TRY8,900. In addition, the Administrator will also be paid a fee of TRY270 in respect of each new Unitholder and a fee of TRY45 for each update of the Register that it is required to undertake. The Administrator is also reimbursed for any reasonable out-of-pocket expenses necessarily incurred in the performance of its duties.

The Custodian receives out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.12% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in US Dollars monthly in arrears, subject to a minimum fee in US Dollars of an amount equivalent to TRY2,100 per month. The Custodian is also reimbursed for any reasonable out-of-pocket expenses necessarily incurred in the performance of its duties.

The distributors receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.35% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in Japanese Yen monthly in arrears. As at year end, there were 22 distributors to the Series Trust.

The Agent Company receives out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in Japanese Yen monthly in arrears.

The fees payable as at March 19, 2019 are as follows:

	TRY
Investment Manager fees	73,435
Sub-Investment Manager fees	134,632
Manager fees	6,120
Administration fees	43,623
Custodian fees	29,374
Trustee fees	9,791
Distributors and Agent Company fees	109,800
Audit fees	125,619
Other fees and expenses	370,131
	<u>902,525</u>

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2019

(Continued)

9. Receivables from Repurchase Agreements

Repurchase agreements involve the purchase of securities by the Series Trust with an agreement by the Series Trust to resell the securities at an agreed upon price, date and interest payment. Repurchase agreements involve the credit risk that the counterparty to the repurchase agreement may default. As at March 19, 2019, securities purchased under agreements to resell are collateralized principally by government bonds and Turkish agency bonds in the amount of TRY74,500,000.

The Series Trust monitors collateral market values relative to the amounts due under the agreements, including accrued interest, throughout the lives of the agreements, and when necessary, requires transfer of cash or securities in order to manage exposure and liquidity. In connection with such agreements, if the counterparty defaults or enters an insolvency proceeding, realization or return of the collateral to the Series Trust may be delayed or limited.

As at March 19, 2019, the securities purchased under agreements to resell mature on or before March 28, 2019 and the interest applicable is 22.75%, 22.95% and 23.69%.

10. Offsetting assets and liabilities

As of March 19, 2019, the Series Trust holds repurchase agreements that are eligible for offset in the Statement of Assets and Liabilities. The repurchase arrangement allows the Series Trust to net any receivables against collateral held.

The table below provides disclosure regarding the potential effect of offsetting of recognized assets presented in the Statement of Assets and Liabilities and Statement of Changes in Net Assets:

2019	Related amounts not offset in the Statement of Assets and Liabilities					
	Gross Amounts of Recognized Assets TRY	Gross Offset in the Statement of Changes in Net Assets TRY	Net Amounts of Recognized Assets Presented in the Statement of Changes in Net Assets TRY	Financial Instruments TRY	Financial Collateral Received (a) TRY	Net amount TRY
Receivables from Repurchase Agreements	74,500,000	-	74,500,000	-	(74,500,000)	-
	74,500,000	-	74,500,000	-	(74,500,000)	-

(a) Amounts related to master netting agreements and collateral agreements determined by the Series Trust to be legally enforceable in the event of any default, but certain other criteria are not met in accordance with applicable offsetting accounting guidance. The collateral amounts may exceed the related net amounts of financial assets and liabilities presented in the Statement of Assets and Liabilities, if this is the case, the total amount reported is limited to net amounts of financial assets and liabilities with that counterparty.

As at March 19, 2019, there are no recognized liabilities presented in the Statement of Assets and Liabilities that are subject to offsetting.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2019

(Continued)

11. Reconciliation of the Dealing NAV to NAV per Financial Statements

	2019 TRY
Reported NAV	468,974,628
Trade date adjustment	1,124,622
Establishment costs written off	(543,418)
Establishment costs amortized in reported NAV	467,468
NAV attributable to Holders of Units per Financial Statements	<u>470,023,300</u>
 Number of Units per Reported NAV	 46,897,461,708
Trade date adjustment	112,462,205
Number of Units per Financial Statements	<u>47,009,923,913</u>
Reported NAV per Unit	<u>0.01</u>
NAV per Unit per Financial Statements	<u>0.01</u>

The establishment costs, estimated at TRY543,418 were fully charged in the Statement of Operations in the period in which they were incurred. For the purpose of calculating the Reported NAV per Unit used for dealing purposes, these establishment costs relating to the creation of the Series Trust are amortized over the first seven accounting periods of the Series Trust or such other period as the Manager may determine and in such manner as the Manager in its absolute discretion deems fair in accordance with the Offering Memorandum.

For Unitholder dealing purposes, transactions are accounted for on a trade date plus 1 business day basis. For financial reporting purposes, transactions are accounted for on a trade date basis. Transactions occurring between close of business on the last trade date and the financial reporting year end date have required an adjustment of TRY1,124,622.

12. Subsequent Events

The Manager has performed a subsequent review from March 19, 2019 through to September 9, 2019 being the date that the financial statements were available to be issued. Through September 9, 2019 investors subscribed TRY294,939,945 into the Series Trust and redeemed TRY102,304,697 capital from the Series Trust.

The Manager concluded that there were no other subsequent events which required additional disclosure in these financial statements.

Turkish Lira Money Market Fund

Schedule of Investments

March 19, 2019

	Cost TRY	Fair Value TRY	% of NAV
Debt Securities			
Turkey			
Ak Yatirim Menkul Deg As 0% 28-Mar-19	12,187,890	12,442,574	2.65
Akbank Tas 0% 22-Mar-19	34,315,750	34,960,900	7.44
Alternatifbank As 0% 10-Apr-19	25,234,531	26,167,781	5.57
Qnb Finansbank As Turkey 0% 12-Jul-19	32,402,476	32,773,550	6.97
Tc Ziraat Bankasi As 0% 22-Mar-19	33,634,519	34,959,467	7.44
Turkey Govt Bond 11.1% 15-May-19	49,081,500	52,603,880	11.19
Turkey Govt Bond 13% 13-Nov-19	32,760,000	33,240,528	7.07
Turkiye Is Bankasi As 0% 03-Apr-19	34,083,000	34,726,851	7.39
Turkiye Vakiflar Bankasi 0% 05-Apr-19	28,759,050	29,716,355	6.32
Yapi Kredi Yat Men 0% 03-Apr-19	13,087,140	13,087,140	2.78
Yapi Kredi Yat Menkul 0% 20-Mar-19	19,341,555	20,000,000	4.26
Yapi Ve Kredi Bankasi As 0% 12-Apr-19	33,912,900	34,553,513	7.35
Investments in Debt Securities, at fair value	348,800,311	359,232,539	76.43
Receivable from Repurchase Agreements			
Malta			
TRT210721T11 28-Mar-19 22.75% AKM	4,000,000	4,000,000	0.85
TRT210721T11 28-Mar-19 22.95% AKM	20,000,000	20,000,000	4.26
TRT210721T11 28-Mar-19 23.69% AKM	50,500,000	50,500,000	10.74
Total Receivables from Repurchase Agreements	74,500,000	74,500,000	15.85
Deposits (less than 3 months)			
Malta			
FDTRY Akbank Malta 19% 26-Mar-19	55,000,000	55,000,000	11.70
Total Deposits (less than 3 months)	55,000,000	55,000,000	11.70

(2) 【2018年3月19日計算期間】

① 【貸借対照表】

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

貸借対照表

2018年3月19日

		2018年	
	注記	トルコリラ	日本円
資産			
公正価値により測定される負債証券への投資 (取得原価：215,217,997トルコリラ)	3	218,205,413	4,078,259,169
現金及び現金同等物	6	55,709,498	1,041,210,518
ファンドの販売受益証券に対する未収金		506,266	9,462,112
未収利息		1,492,220	27,889,592
資産合計		275,913,397	5,156,821,390
負債			
ファンドの買戻受益証券に対する未払金		234,075	4,374,862
未払分配金		1,705,546	31,876,655
その他の未払金	8	438,233	8,190,575
負債合計		2,377,854	44,442,091
純資産	10	273,535,543	5,112,379,299
1口当たり純資産価額（「NAV」） （期末における口数残高27,368,722,497口に 基づく）	5、10	0.01	0.19

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

受託会社の代理として署名:

(署名)

(署名)

日付: 2018年9月12日

② 【損益計算書】

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

損益計算書

2018年3月19日に終了する計算期間

		2018年	
	注記	トルコリラ	日本円
投資収益			
受取利息		6,316,189	118,049,572
取得時のディスカウント分のアキュムレーション		21,090,238	394,176,548
		<u>27,406,427</u>	<u>512,226,121</u>
費用			
投資運用報酬	7、8	642,297	12,004,531
副投資運用報酬	7、8	1,177,541	22,008,241
管理報酬	7、8	53,732	1,004,251
管理事務代行報酬	8	321,440	6,007,714
保管報酬	8	256,919	4,801,816
受託報酬	7、8	85,640	1,600,612
販売報酬及び代行協会員報酬	8	962,429	17,987,798
監査報酬	8	104,901	1,960,600
その他の費用		447,472	8,363,252
		<u>4,052,371</u>	<u>75,738,814</u>
純投資収益		23,354,056	436,487,307
投資に係る実現純損失			
		<u>(73,384)</u>	<u>(1,371,547)</u>
運用による純資産の純増額		23,280,672	435,115,760

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

純資産変動計算書

2018年3月19日に終了する計算期間

	2018年	
	トルコリラ	日本円
期首純資産	134,183,224	2,507,884,457
運用による純資産の純増額	23,280,672	435,115,760
受益者への分配金	(23,205,121)	(433,703,711)
受益証券の発行	243,223,168	4,545,841,010
受益証券の買戻	(103,946,400)	(1,942,758,216)
期末純資産	273,535,543	5,112,379,299

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2018年3月19日に終了する計算期間

	2018年	
	トルコリラ	日本円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
運用による純資産の純増額	23,280,672	435,115,760
運用による純資産の純増額から営業活動による現金及び 現金同等物の変動（純額）への調整		
負債証券の購入	(777,450,564)	(14,530,551,041)
負債証券の売却	667,552,551	12,476,557,178
投資に係る実現純損失	73,384	1,371,547
未収利息の増加額	(1,100,155)	(20,561,897)
その他の未払金の増加額	158,773	2,967,467

営業活動による現金及び現金同等物の変動（純額）		(87,485,339)	(1,635,100,986)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
受益証券発行による収入	5	225,642,177	4,217,252,288
受益証券買戻による支出		(103,732,810)	(1,938,766,219)
分配金	5	(4,911,897)	(91,803,355)
財務活動による現金及び現金同等物の増加（純額）		116,997,470	2,186,682,714
現金及び現金同等物の純増額		29,512,131	551,581,728
現金及び現金同等物の期首残高		26,197,367	489,628,789
現金及び現金同等物の期末残高		55,709,498	1,041,210,518
情報の補足開示：			
受取利息		5,216,035	97,487,694

添付の注記と明細表は本財務諸表の不可分の一部である。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務状況の指標

2018年3月19日に終了する計算期間

	2018年	
	トルコリラ	日本円
受益証券1口当たり運用成績：		
期首における受益証券1口当たりNAV	0.01	0.19
投資活動による収益（B）		
純投資収益	—	—
純実現利益及び未実現利益の純変動額	—	—
投資活動による収益合計	—	—
期末における受益証券1口当たりNAV	0.01	0.19

比率／補足データ：

平均純資産総額に対する費用比率（A）	(1.85)%
平均純資産総額に対する純投資収益比率（A）	10.64%
総収益（A）	—

（A）総収益は、当期中のNAVの変動に基づいて計算される。費用比率および純投資収益比率は当期中の平均純資産残高に基づいて計算される。財務状況の指標は、全ての投資関連費用および運用費用を反映したものである。

（B）特定の投資、手数料の取決めおよび資本取引のタイミングにより結果は異なる。受益証券1口当たりの情報については、当期中の月平均受益証券口数残高に基づいて計算される。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2018年3月19日

1. トラストに関する説明

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド（以下「当シリーズ・トラスト」という。）は、マルチ-ストラテジーズ・ファンド（以下「当トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。当トラストは、受託会社と管理会社との間で締結された2013年6月10日付基本信託証書に基づき設定されたオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストである。当トラストは2013年6月18日に、ケイマン諸島の信託法に準拠しアンブレラ型ユニット・トラストとして設定され、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき登録された。関連する資産や負債が帰属する個別のポートフォリオやシリーズ・トラストを組成および設定することができる。基本信託証書はケイマン諸島法に準拠している。

当シリーズ・トラストの投資目的は、国債、社債、譲渡性預金証書、資産担保証券、銀行預金ならびにレポ取引及びリバースレポ取引（ただし、これらに限定されない）のトルコリラ建て短期金融商品への投資を通じて、収益を提供しつつ、元本価値を確保し、高水準の流動性を維持することである。

インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド（以下「管理会社」という。）は管理会社である。損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下「投資運用会社」という。）は投資運用会社である。アク・ポルトフェイ・イエネティミ・アノニム・シルケティ（以下「副投資運用会社」という。）は副投資運用会社である。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド（以下「保管会社」という。）は保管会社である。当シリーズ・トラストの管理事務業務は、エスエムティー・ファンド・サービスーズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）に委託されている。

2. 重要な会計方針の要約

本財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準（以下「米国GAAP」という。）に準拠して作成されている。米国GAAPに準拠した財務諸表の作成において、管理会社は、

財務諸表で報告される金額および開示に影響を与える見積もりや仮定をする必要がある。実際の結果は、それらの見積もりとは異なる場合がある。

本財務諸表は、当シリーズ・トラストの機能通貨であるトルコリラ（以下「TRY」という。）建てで作成されている。

当シリーズ・トラストは米国GAAPの下で投資会社と見なされており、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）の会計基準コーディフィケーション（以下「ASC」という。）946「金融サービス-投資会社（以下「ASC946」という。）」において投資会社に適用できる会計ガイダンス及び報告ガイダンスに従っている。

当シリーズ・トラストは、当シリーズ・トラストの全体的な構造の結果として、直接的または間接的に、投資会社の基本的な特性および全ての典型的な特性を有している。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2018年3月19日

（続き）

2. 重要な会計方針の要約（続き）

投資運用会社の見解では、以下の状況が存在するため、当シリーズ・トラストは、投資会社の基本的な特性を有している。

- i 当シリーズ・トラストは投資家から資金を集め、それらの投資家に投資管理サービスを提供している。
- ii 投資家に通知された事業目的および唯一の実質的な活動は、投資によるキャピタルゲインやインカムゲインによるリターンのためだけに投資することである。
- iii 当シリーズ・トラストは、投資によるキャピタルゲインによるリターンのために当シリーズ・トラストが保有する投資に対する出口戦略を特定している。
- iv 当シリーズ・トラストは、投資によるキャピタルゲインおよびインカムゲイン以外に成果または便益を得る目的を有していない。

投資運用会社の見解では、当シリーズ・トラストは、投資会社の典型的な特徴も有している。

- i 当シリーズ・トラストは、複数の投資を保有している。
- ii 当シリーズ・トラストには、複数の投資家が資金を提供している。
- iii 当シリーズ・トラストには、当シリーズ・トラストに大きな関心を示し、投資運用会社に関連のない投資家がいる。
- iv 当シリーズ・トラストのオーナーシップは、出資を通じて取得された株式持分により表される。
- v 当シリーズ・トラストは、公正価値ベースで投資のパフォーマンスを管理・評価している。

当シリーズ・トラストが採用した重要な会計方針は以下の通り。

投資の評価

投資は社債、国債および預金から成る。償還までの残余期間が1年未満の社債および国債といった債券は、公正価値のもっとも妥当な見積もりとして、償却原価法（例えば、取得価額が額面より高い場合におけるプレミアム分のアモチゼーション、または取得価額が額面より低い場合におけるディスカウント分のアキュムレーションにより取得価額を調整する。）を用いて、公正価値で評価される。管理会社は、投資がそれらの公正市場価格で計上されることを担保するために、同社の代理人を通じて償却原価法を継続的にレビューする。

投資取引は取引日基準で計上される。計算期間末については、2018年3月19日が営業日ではないため、当シリーズ・トラストの目論見書に従い、全ての投資は2018年3月16日現在で評価されている。

実現損益、および未実現損益の変動額は、先入先出法によって決定され、損益計算書に計上される。公正価値の変動額は評価日ごとに損益に計上される。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2018年3月19日

（続き）

2. 重要な会計方針の要約（続き）

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、購入日から90日以内に容易に一定の金額に換金可能であるマネー・マーケット・ファンドなど流動性の高い投資が含まれる。全ての現金残高は、主要な銀行及び証券会社で保管されている。

現金およびその他の流動性の高い資産については、適切な場合には、該当日末までの未収利息を加えた額面価額で評価される。

投資収益

受取利息は実効金利法によって計算される。有価証券の取得価額が額面より低い場合におけるディスカウント額、および取得価額が額面より高い場合におけるプレミアム額については、それぞれの有価証券の償還までの期間にわたり実効金利法によりアモチゼーションまたはアキュムレーション処理が行われる。

費用

費用は発生主義で計上される。

外国為替換算

外貨建の資産および負債は、2018年3月19日が営業日ではないため、2018年3月16日の最終為替相場で換算され、為替差損益は損益計算書に反映される。有価証券の売買や収益および費用は、それらの各取引日の実勢為替レートで換算される。未実現損益は、投資有価証券の公正価値と取得原価との差額である。

当シリーズ・トラストでは、有価証券について市場価格の変動による損益部分と外国為替レートの変動によって発生する損益部分を分離していない。かかる変動については、損益計算書において投資に係る実現純損失に含まれている。

見積りの利用

米国GAAPに準拠して財務諸表を作成するためには、経営者は、注記3に記載されている投資の公正価値を含む資産および負債の報告金額を決定する上で、重要な会計上の見積りや判断を行う必要がある。実際の結果がこれらの見積りと異なる場合もある。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2018年3月19日

(続き)

2. 重要な会計方針の要約 (続き)**税制**

当シリーズ・トラストはケイマン諸島の免税信託である。ケイマン諸島の現行法の下では、収益、不動産、譲渡、売却、あるいはその他に対して当シリーズ・トラストが支払うべき税金は存在しない。当シリーズ・トラストの自己勘定のために売買する株式および有価証券に係わる収益については、一般的に米国の課税対象にならない（ただし、以下に示された特定の源泉徴収税を除く。）。投資運用会社は、当シリーズ・トラストの活動が米国での取引や事業に該当しないように、実行可能な最大限の範囲において当シリーズ・トラストの運用を行う方針である。米国以外のソースから当シリーズ・トラストが実現した利息やその他の収益、および米国以外の発行体の有価証券売却で実現したキャピタルゲインは、収益の源泉となった税管轄地において源泉徴収税やその他の税金が課せられる可能性がある。信託法(2011年改正)に従って、当トラストは、トラストの設定から50年の期間にわたり全ての現地での課税について免税措置を受けている。

当シリーズ・トラストの財務諸表に計上する法人所得税の未確定事項の会計処理は、会計基準コーディフィケーション（以下「ASC」という。）740号の「法人所得税における未確定事項に係る会計処理」によって明らかにされている。ASC 740号は、納税申告書に記載されるか、または記載されないと予想されるタックス・ポジションの財務諸表上の認識および測定のために、認識の基準や測定の指針を規定する。ASC 740号は、タックス・ポジションについて、税務調査で容認される可能性が50%超の可能性であるか否かを会計主体が判断することを求めている。それには、同タックス・ポジションのテクニカル・メリットに基づき、関連するあらゆる申立てまたは訴訟プロセスの解決も含まれる。企業は、タックス・ポジションが50%超の可能性の判断基準を満たしていたか否かを評価する際に、全ての関連情報を十分に有している適切な税務当局により同タックス・ポジションが調査されることを前提とする必要がある。50%超の可能性の判断基準を満たしているタックス・ポジションは、タックス・ベネフィットの額を判断するために測定され、財務諸表上で認識される。このタックス・ポジションの測定は、50%超の確率で確定する金額のうち最大値をもってなされる。

投資運用会社は当シリーズ・トラストのタックス・ポジションを分析し、未確定のタックス・ポジションに関して、未認識のタックス・ベネフィットに対して計上されるべき負債はないと判断した。さらに、投資運用会社は、未認識のタックス・ベネフィットの総額が今後12ヶ月間に、大幅に変動する合理的な可能性のあるタックス・ポジションが存在するとは認識していない。

保証および／または補償

通常の事業活動の中で、当シリーズ・トラストは一般的な補償を提供する様々な条項を含む契約を締結する。これによって、現在はまだ発生していないが、将来、当シリーズ・トラストに対して何らかの請求が起こされる可能性があり、これらの契約に伴う当シリーズ・トラストの最大エクスポージャーは不明である。ただし、経験に基づく、当シリーズ・トラストは損失を被るリスクはごく僅かであると予想する。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2018年3月19日

(続き)

2. 重要な会計方針の要約 (続き)**分配金**

管理会社は各取引日に代理人を通じて分配金を公表する。受益証券1口当たりの分配金額は、各取引日における当該受益証券1口当たりの純資産価額を0.01トルコリラに維持するために必要な金額の合計に等しい。

買戻しの分類

A S C 480号の「負債と資本の双方の特性を有する特定の金融商品の会計処理」の規定では、買戻通知で要求される金額が確定した時点で、買戻しを負債として認識する。この認識日は通常、買戻要求の性質によって、買戻通知の受領時または計算期間の末日のいずれかになる。したがって、計算期間末後に支払われるが、計算期間末の資本残高に基づく買戻しは、2018年3月19日時点でファンドの買戻受益証券に対する未払解約金として反映される。

3. 公正価値の測定

金融商品は公正価値で計上される。公正価値は、測定日時点における市場参加者間の秩序ある取引において資産の売却によって受け取られる、または負債の移転（出口価格）のために支払われる価格として定義される。

インプットの公正価値ヒエラルキーは、入手可能な場合には観測可能なインプットのほとんどが使用されることを要求することにより、観測可能なインプットの使用を最大化し、観測不能なインプットの使用を最小化するような公正価値を測定する上で使用される。観測可能なインプットとは、当シリーズ・トラストとは無関係の情報源から得られる市場データに基づき、市場参加者が資産または負債を値付けする際に使用するインプットである。観測不能なインプットは、市場参加者が資産または負債を値付けする際に使用するであろうインプットに対する当シリーズ・トラストの仮定を反映したものであり、この仮定は入手可能な最良の情報に基づいている。

公正価値ヒエラルキーは、インプットに基づき以下の3つの水準に分類される。

- －レベル1－当シリーズ・トラストが測定日にアクセス可能な、同一の資産または負債の活発な市場における調整なしの相場価格を反映するインプット；
- －レベル2－活発とは見なされない市場におけるインプットなど、資産または負債に関して直接的または間接的に観測可能な相場価格以外のインプット；
- －レベル3－観測不能なインプット。

インプットは様々な評価手法適用に際して利用されるものであり、リスクに関する仮定を含め、評価を決定するにあたり市場参加者が用いる仮定を広く示している。金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。管理会社は観測可能なデータを、容易に利用可能であり、定期的に配布または更新され、信頼でき検証可能であり、独占されていない、かつ活発な関連市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供される市場データであると見なす。ヒエラルキー内の金融商品の分類は、金融商品の価格設定における透明性に基づいており、管理会社が認識している金融商品のリスクと必ずしも一致しない。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2018年3月19日

（続き）

3. 公正価値の測定（続き）

その価値が活発な市場における相場価格に基づいている投資は、レベル1に分類される。2018年3月19日現在、シリーズ・トラストはレベル1に分類される投資を保有していなかった。

活発とは見なされない市場で取引されているが、相場価格、ディーラーの気配値、あるいは観測可能なインプットにより支持されるそれに代わるプライシング・ソースなどに基づき評価される投資は、レベル2に分類される。レベル2の投資には、活発な市場で取引されず、および（または）譲渡制限を受けるポジションが含まれるため、非流動性および（または）非譲渡性を反映するために調整されることもある。非流動性や非譲渡性については通常、利用可能な市場情報に基づいている。負債証券は償却原価法を用いて評価されており、レベル2に分類される。

レベル3に分類される投資は、取引が稀であるか、または全く取引がないため、著しく観測不能なインプットしか有していない。2018年3月19日現在、シリーズ・トラストはレベル3に分類される投資を保有していなかった。

以下の表は、公正価値で測定される当シリーズ・トラストの投資について、2018年3月19日現在の公正価値ヒエラルキー内のレベルごとの評価を示す：

	レベル1 トルコリラ	レベル2 トルコリラ	レベル3 トルコリラ	合計 トルコリラ
資産				
負債証券	—	218,205,413	—	218,205,413
	—	218,205,413	—	218,205,413

全ての有価証券がレベル2に分類されている。当計算期間において、レベル間の資産の大きな移動はなかった。

4. 金融商品および関連リスク

以下に当シリーズ・トラストの金融商品から生じる主なリスクの概要を示す。

市場リスク

2018年3月19日現在の貸借対照表には、当シリーズ・トラストにより保有される負債証券から生じる契約上のコミットメントの公正価値が含まれている。これらの投資には、市場リスクへのエクスポージャーが含まれている。

当シリーズ・トラストの金融商品の評価額は、金利または為替変動以外の要因による市場価格の変動に伴い変動する。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2018年3月19日

（続き）

4. 金融商品および関連リスク（続き）

金利リスク

金利の上昇により、一般的に当シリーズ・トラストの将来収益の現在価値が低下する。有価証券の市場価格は、将来収益に対する投資家全体の見通しに基づいて絶えず変動するので、投資家が金利上昇を予想するか、または経験した時に、有価証券の価格は通常下落する。

流動性リスク

流動性リスクは、高ボラティリティや金融ストレスが存在する時期に、当シリーズ・トラストがその投資ポジションの規模を妥当な価格で迅速に調整することができない可能性を示す。

当シリーズ・トラストの主な負債は、投資家が売却したいと考える可能性のある受益証券の買戻しである。当シリーズ・トラストは、買戻し可能参加受益証券の現金による日々の買戻しリスクにさらされている。

当シリーズ・トラストの流動性は、組入れ有価証券の流動性に左右される。当シリーズ・トラストの資産は、主に容易に換金可能な有価証券で構成されている。管理会社の見解によると、このことにより、当シリーズ・トラストの負債の支払いや、全ての受益者の買戻し可能参加受益証券の買戻しが可能になる。

投資運用会社の見解によると、2018年3月19日時点で保有されている当シリーズ・トラストの資産の大部分は、通常の場合で1か月以内に現金化が可能である。

為替リスク

当シリーズ・トラストの有価証券と現金及び現金同等物の全ては、当シリーズ・トラストの基準通貨建てであるため、貸借対照表および損益計算書は為替変動による影響を受けない。したがって、感応度分析は実施されていない。

信用リスク

信用リスクは、カウンターパーティが当シリーズ・トラストに対する債務を条件にしたがって履行できなくなった場合、当シリーズ・トラストが計上する可能性のある損失により測定される。当シリーズ・トラストは、取引の関係者の信用リスクにさらされるとともに、決済不履行のリスクも負う。特に当シリーズ・トラストは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「BBH アンド・カンパニー」という。）（以下「副保管会社」という。）（フィッチによる信用格付けはA+）やアクバンク・マルタ支店（注記6）（フィッチによる信用格付けはA A+）に係る信用リスクにさらされている。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2018年3月19日

（続き）

4. 金融商品および関連リスク（続き）

信用リスク（続き）

当シリーズ・トラストは負債証券に投資している。発行体の財政状態の悪化、または経済情勢の悪化、あるいはその両方、または予想外の金利の上昇などにより、発行体の元利金の支払能力が低下する可能性がある。発行体が期日に元利金支払ができなくなった場合、当シリーズ・トラストの口座で保有されている有価証券の価値に悪影響が及ぶ場合がある。流動性のある取引市場がない有価証券については、公正価値を当シリーズ・トラストの評価手法に従って確定することができなくなる可能性がある。さらに、新興国市場への投資に伴う信用リスクは、概して先進国への投資に比べ大きくなる傾向がある。

2018年3月19日現在、当シリーズ・トラストは以下の信用格付けを有する負債証券に投資している。

信用格付け

トルコリラ

%

AA ⁺ *	24,044,622	11.02
AAA [*]	194,160,791	88.98
合計	218,205,413	100.00

* 国の長期格付け

受託会社は、保管会社を選任した。保管会社の最終的な親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（株式会社日本格付研究所による信用格付けはAA-）である。保管会社は、副保管会社を選任した。現金および有価証券は、最終的に副保管会社にて保管され、現金は銀行である副保管会社に預けられている。

当シリーズ・トラストの有価証券は、分別された口座において副保管会社が保管する。したがって、副保管会社が支払不能あるいは破綻に陥った場合においても、当シリーズ・トラストの資産は分別されている。ただし、当シリーズ・トラストは、副保管会社の信用リスク、あるいは当シリーズ・トラストの現金に関して保管会社または副保管会社が利用する預託機関の信用リスクにさらされる。副保管会社が支払い不能または破綻に陥った場合、当シリーズ・トラストは当シリーズ・トラストの現金保有高に関して副保管会社の一般債権者として扱われることになる。

当シリーズ・トラストが取引を行ってきた適格有価証券の全ての格付けを掲載する投資ユニバースはメンテナンスされており、フィッチによる格付け変更を記録するために毎日監視される。格付けの変更は、すべて運用会社に報告される。

副保管会社が破たんした場合、または支払不能に陥った場合、同社が保管している当シリーズ・トラストの負債証券に対して権利行使する際に遅延または制限が生じる可能性がある。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2018年3月19日

（続き）

5. 元本

当シリーズ・トラストは受益証券を発行及び買戻すことができるため、当シリーズ・トラストの元本は、当シリーズ・トラストへの購入及び買戻し請求によって変動する可能性がある。受益者一人当たりの最低購入又は買戻し額は1口であり、以降1口単位で計算される。

受益証券は、前評価日における営業終了時点の受益証券1口当たりNAVで各営業日に買戻し可能である。ただし、関連営業日の午前8時（ダブリンの時間）または投資運用会社が決定した期限までに買戻し通知を提出することを条件とする。期限までに買戻し通知が提出されなかった場合には、買戻し請求は次の取引日まで持ち越され、その取引日に適用される買戻し価格で買戻されることになる。

2018年3月19日を期末とする計算期間中における受益証券の口数の異動は以下の通り：

	口数
期首における受益証券の口数残高	13,441,045,658
受益証券の発行口数	24,322,316,835

受益証券の買戻し口数	(10,394,639,996)
------------	------------------

期末における受益証券の口数残高	27,368,722,497
-----------------	----------------

2018年3月19日終了会計年度に、23,205,121トルコリラの分配金が支払われ、その内17,220,230トルコリラが当シリーズ・トラストに再投資された。

6. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は2018年3月19日現在、以下の通り副保管会社で保管されている手許現金、及びアクバンク・マルタ支店で保管されている満期が3ヶ月以下の定期預金により構成されている：

	トルコリラ
手許現金 - BBHアンド・カンパニー	709,498
定期預金 - アクバンク・マルタ支店	55,000,000
合計	55,709,498

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2018年3月19日

(続き)

7. 関連当事者取引

一方の当事者が、他方の当事者を支配可能であるか、または、他の当事者の財務上および業務上の意思決定に対して重要な影響力を行使可能である場合、それらの当事者は関連していると見なされる。管理会社の意見によると通常の事業取引以外に関連当事者との取引は発生していない。管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、受託会社、及びアクバンクT.A.S（預金のカウンターパーティであり、かつ当シリーズ・トラストにおいて30,000,170口の受益証券を保有している）は、当シリーズ・トラストの関連当事者と見なされる。当シリーズ・トラストはアクバンク・マルタ支店（注記6）に55,000,000トルコリラの預金を保有している。当計算期間に関連当事者に支払った報酬は、損益計算書および注記8に開示されている。当計算期間末に関連当事者に支払うべき未払金は貸借対照表および注記8に開示されている。

2名の投資家が、当シリーズ・トラストに24.81%および15.51%の投資を行っている。その結果、これらの関連当事者による何らかの行為が、当シリーズ・トラストに重大な影響を与える可能性がある。

8. 報酬および費用

管理会社は、純資産総額に対して年率0.025%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月米ドルにて後払いで支払われる。ただし、年間の管理報酬の下限を40,000トルコリラに定める。

受託会社は、純資産総額に対して年率0.04%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月ユーロにて後払いで支払われる。ただし、年間の受託報酬の下限を43,000トルコリラに定める。

投資運用会社は、純資産総額に対して年率0.30%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月日本円にて後払いで支払われる。

副投資運用会社は、純資産総額に対して年率0.55%の報酬を受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月トルコリラにて後払いで支払われる。

管理事務代行会社は、純資産総額に対して年率0.08%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月ユーロにて後払いで支払われる。ただし、毎月の管理事務代行報酬の下限を8,900トルコリラに定める。また、管理事務代行会社には、8,900トルコリラに相当するユーロでの監査補助報酬も支払われる。さらに、管理事務代行会社には、各新規受益者1人につき270トルコリラの手数料と、引受時に必要な登録の更新毎に45トルコリラの手数料も支払わなければならない。また、管理事務代行会社は、その義務の履行において必要となる全ての妥当な立替支出に関して払い戻しを受ける。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2018年3月19日

(続き)

8. 報酬および費用（続き）

保管会社は、純資産総額に対して年率0.12%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月米ドルにて後払いで支払われる。ただし、毎月の保管報酬の下限を2,100トルコリラ相当額のUSドルに定める。また、保管会社は、その義務の履行において必要となる全ての妥当な立替支出に関して払い戻しを受ける。

販売会社は、純資産総額に対して年率0.35%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月日本円にて後払いで支払われる。

代行協会員は、純資産総額に対して年率0.10%の報酬を当シリーズ・トラストの資産から受け取る。この報酬は、評価日ごとに計算の上、未払計上され、毎月日本円にて後払いで支払われる。

2018年3月19日時点における未払報酬は以下の通り：

	トルコリラ
投資運用報酬	42,471
副投資運用報酬	77,864
管理報酬	3,539
管理事務代行報酬	32,530
保管報酬	16,989
受託報酬	5,663
販売報酬及び代行協会員報酬	63,613
監査報酬	95,784
その他の費用	99,780
	438,233

9. 資産と負債の相殺

当シリーズ・トラストは、財務諸表の利用者が、認識された資産および負債について財政状態へのネットティング契約の影響または潜在的影響を評価できるように、貸借対照表において表示される資産と負債の相殺による影響を開示する必要がある。

これらの認識された資産および負債は、強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似の契約の対象となっているか、あるいは相殺権に関する次の基準を満たしている金融商品及びデリバティブ商品である。その基準とは、1) 別の当事者に対して当シリーズ・トラストが支払うべき金額が確定できること、2) その他の当事者が支払うべき金額により、当シリーズ・トラストが支払うべき金額を相殺する権利を有していること、3) 当シリーズ・トラストが相殺する意図を有していること、4) 当シリーズ・トラストが法的強制力のある相殺権を有していること。

2018年3月19日現在、貸借対照表において相殺された資産および負債はない。

トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド

財務諸表に対する注記

2018年3月19日

(続き)

10. 取引純資産総額から財務諸表上の純資産総額への調整

	2018年 トルコリラ
公表純資産総額	273,415,048
取引日調整	272,191
費用計上済みの設立費用	(543,418)
公表純資産総額において償却した設立費用	391,722
財務諸表上の受益証券の保有者に帰属する純資産総額	273,535,543
公表純資産総額に基づく受益証券口数	27,341,503,382
取引日調整	27,219,115
財務諸表上の受益証券口数	27,368,722,497
受益証券1口当たり公表純資産価額	0.01
財務諸表上の受益証券1口当たり純資産価額	0.01

543,418トルコリラと見積もられた設立費用は、費用が発生した計算期間の損益計算書において全額計上した。取引の目的で使用する受益証券1口当たりの公表純資産価額を計算する目的上、当シリーズ・トラストの設定に係わるこれらの設立費用は、当シリーズ・トラストの最初の7事業年度を通じて償却されるか、あるいは管理会社が募集目論見書に従って、その絶対的裁量権で公正と見なす方法で決定する期間内に償却される。

受益者の取引目的では、取引は取引日プラス1営業日をベースとして会計処理される。財務報告目的では、取引は取引日をベースとして会計処理される。最終取引日における営業終了時点と財務報告期間末日の間に発生した取引に関して、272,191トルコリラの調整が必要であった。

11. 後発事象

管理会社は2018年3月19日から財務諸表の発行が可能となった2018年9月12日までの期間に対する後発事象のレビューを行なった。2018年9月12日までに、投資家から当シリーズ・トラストに119,991,093トルコリラの購入申込みがあった一方、当シリーズ・トラストから85,134,092トルコリラの買戻しが行われた。

管理会社は、これらの財務諸表において追加開示が必要なその他の後発事象はないとの結論を下した。

Turkish Lira Money Market Fund**Statement of Assets and Liabilities**

As at March 19, 2018

	Note	2018 TRY
Assets		
Investment in debt securities, at fair value (Cost: TRY215,217,997)	3	218,205,413
Cash and cash equivalents	6	55,709,498
Subscriptions receivable		506,266
Interest receivable		<u>1,492,220</u>
Total Assets		<u>275,913,397</u>
Liabilities		
Redemptions payable		234,075
Distributions payable		1,705,546
Other payables	8	<u>438,233</u>
Total Liabilities		<u>2,377,854</u>
Net Assets	10	<u>273,535,543</u>
Net Asset Value ("NAV") per Unit (based on 27,368,722,497 units outstanding)	5,10	<u>TRY0.01</u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Signed on behalf of the Trustee:

Colin Curtis

Shereagh Carroll

Date: SEPTEMBER 12, 2018

Turkish Lira Money Market Fund

Statement of Operations

For the year ended March 19, 2018

	Note	2018 TRY
Investment income		
Interest income		6,316,189
Accretion of acquisition discount		<u>21,090,238</u>
		<u>27,406,427</u>
Expenses		
Investment Manager fees	7,8	642,297
Sub-Investment Manager fees	7,8	1,177,541
Manager fees	7,8	53,732
Administration fees	8	321,440
Custodian fees	8	256,919
Trustee fees	7,8	85,640
Distributor and Agent Company fees	8	962,429
Audit fees	8	104,901
Other expenses		<u>447,472</u>
		<u>4,052,371</u>
Net investment income		23,354,056
Net realized loss on investments		<u>(73,384)</u>
Net increase in Net Assets resulting from operations		<u>23,280,672</u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Turkish Lira Money Market Fund**Statement of Changes in Net Assets**

For the year ended March 19, 2018

	2018 TRY
Net Assets at beginning of year	134,183,224
Net increase in Net Assets resulting from operations	23,280,672
Distributions to Unitholders	(23,205,121)
Units issued	243,223,168
Units redeemed	<u>(103,946,400)</u>
Net Assets at end of year	<u>273,535,543</u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Turkish Lira Money Market Fund**Statement of Cash Flows**

For the year ended March 19, 2018

	Note	2018 TRY
Cash flows from operating activities		
Net increase in Net Assets resulting from operations		23,280,672
Adjustments to reconcile net increase in Net Assets resulting from operations to net cash used in operating activities:		
Payments for purchase of debt securities		(777,450,564)
Proceeds from sale of debt securities		667,552,551
Net realized loss on investments		73,384
Increase in interest receivable		(1,100,155)
Increase in other payables		158,773
Net cash used in operating activities		<u>(87,485,339)</u>
Cash flows from financing activities		
Proceeds from issuance of Units	5	225,642,177
Payments for redemption of Units		(103,732,810)
Distributions	5	<u>(4,911,897)</u>
Net cash provided by financing activities		<u>116,997,470</u>
Net increase in cash and cash equivalents		29,512,131
Cash and cash equivalents at beginning of year		<u>26,197,367</u>
Cash and cash equivalents at end of year		<u>55,709,498</u>
Supplementary information:		
Interest received		5,216,035

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Turkish Lira Money Market Fund

Financial Highlights

For the year ended March 19, 2018

	2018 TRY
Per Unit operating performance:	
NAV per Unit, beginning of year	<u>0.01</u>
Income from investment operations (B)	
Net investment income	-
Net realized and change in unrealized gain	<u>-</u>
Total income from investment operations	<u>-</u>
NAV per Unit, end of year	<u>0.01</u>
Ratios/supplemental data:	
Ratio of total expenses to average Net Assets (A)	<u>(1.85)%</u>
Ratio of net investment income to average Net Assets (A)	<u>10.64%</u>
Total Return (A)	<u>-</u>

(A) Total return is calculated based on the change in NAV during the year. Expense ratios and net investment income ratio are calculated based on the average Net Assets outstanding throughout the year. The financial highlights are reflected after all investment-related and operating expenses.

(B) Results vary based upon participation in certain investments, fee arrangements and timing of capital transactions. Per Unit information is calculated based upon the monthly average Units outstanding during the year.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2018

1. Description of the Trust

Turkish Lira Money Market Fund (the “Series Trust”) is a series trust of Multi Strategies Fund (the “Trust”). The Trust is an open-ended umbrella unit trust constituted by a master trust deed dated June 10, 2013 and made between the Trustee and the Manager. The Trust has been constituted as an umbrella unit trust under the Trusts Law of the Cayman Islands and registered under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on June 18, 2013. A separate portfolio or series trust can be created and established to which assets and liabilities attributable to the relevant series trust will be applied. The Master Trust Deed is governed by the laws of the Cayman Islands.

The investment objective of the Series Trust is to preserve principal value and maintain a high degree of liquidity while providing current income by investing in Turkish Lira denominated short term financial instruments, including but not limited to government bonds, corporate bonds, certificates of deposit, asset backed securities, bank deposits and repurchase and reverse repurchase agreements.

International Management Services Ltd. (the “Manager”) is the Manager, Sompo Japan Nipponkoa Asset Management Co., Ltd. (the “Investment Manager”) is the Investment Manager, Ak Portföy Yönetimi A.Ş. (the “Sub-Investment Manager”) is the Sub-Investment Manager and Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited (the “Custodian”) is the Custodian. The administration of the Series Trust is delegated to SMT Fund Services (Ireland) Limited (the “Administrator”).

2. Summary of Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared in conformity with US generally accepted accounting principals (“US GAAP”). The preparation of financial statements in conformity with US GAAP requires the Manager to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

The financial statements have been prepared in Turkish Lira (“TRY”), which is the Series Trust’s functional currency.

The Series Trust is considered an investment company under US GAAP and follows the accounting and reporting guidance applicable to investment companies in the Financial Accounting Standards Board (“FASB”) Accounting Standards Codification (“ASC”) 946, Financial Services - Investment Companies (“ASC 946”).

The Series Trust possesses the fundamental characteristics of an investment company and all typical characteristics of an investment company, either directly or indirectly as a result of the overall structure with the Series Trust.

In the opinion of the Investment Manager, the Series Trust possesses the fundamental characteristics of an investment company because the following conditions exist:

- i. The Series Trust obtains funds from the investors and provides those investors with investment management services.
- ii. The business purpose and only substantive activities, which were communicated to investors, are investing solely for returns from capital appreciation and investment income.
- iii. The Series Trust has identified exit strategies for the investments it holds for returns from capital appreciation.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2018

(Continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

- iv. The Series Trust does not have an objective of obtaining results or benefits other than capital appreciation and investment income from their investments.

In the opinion of the Investment Manager, the Series Trust also possesses the typical characteristics of an investment company:

- i. The Series Trust holds more than one investment.
- ii. The Series Trust is funded by multiple investors.
- iii. The Series Trust has investors that hold a significant interest in the Series Trust and are not related to the Investment Manager.
- iv. Ownership in the Series Trust is represented by equity interests acquired through capital contributions.
- v. The Series Trust manages and evaluates performance of investments on a fair value basis.

The significant accounting policies adopted by the Series Trust are as follows:

Valuation of investments

Investments consist of corporate bonds, government bonds and deposits. Debt securities such as corporate bonds and government bonds with a remaining maturity of less than one year are valued at fair value using an amortized cost technique (i.e. at their acquisition cost as adjusted for the amortization of premium or accretion of discount) as the best estimate of fair value. The Manager, through its delegates, continuously reviews the amortized cost method to ensure that investments are stated at their fair market value.

Investment transactions are accounted for on a trade date basis. At year end, all investments are valued as at March 16, 2018, due to March 19, 2018 being a non-business day in accordance with the Series Trust's Offering Memorandum.

Realized gains and losses and movements in unrealized gains and losses are recognized in the Statement of Operations and determined on a first-in-first-out basis. Movements in fair value are recorded in the Statement of Operations at each valuation date.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents includes highly liquid investments, such as money market funds, that are readily convertible to known amounts of cash within 90 days from the date of purchase. All cash balances are held at major banking and broker institutions.

Cash and other liquid assets are valued at their face value with coupon interest receivable accrued, where applicable, to the end of the relevant day.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2018

(Continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

Investment Income

Interest income is accounted for on an effective yield basis. Discounts and premiums on securities are amortized and accreted on the effective yield basis over the life of the respective securities.

Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis.

Foreign Exchange Transactions

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the closing rates of exchange on March 16, 2018, due to March 19, 2018 being a non-business day, with foreign currency gains and losses reflected in the Statement of Operations. Purchases and sales of securities and income and expenses are translated at the prevailing rate of exchange on the respective dates of such transactions. Unrealized gains and losses are calculated by comparing the fair value of the investments to the prices at which those assets were originally purchased.

The Series Trust does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in the market prices of securities. Such fluctuations are included in net realized loss on investments in the Statement of Operations.

Use of Estimates

Preparing financial statements in accordance with US GAAP requires management to make estimates and assumptions in determining the reported amounts of assets and liabilities, including fair value of investments set out in note 3. Actual results could differ from those estimates.

Taxation

The Series Trust is a Cayman Islands exempted Trust. Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sale or other taxes payable by the Series Trust. The Series Trust trades stocks and securities for its own account and, as such, is generally not subject to U.S. tax on such earnings (other than certain withholding taxes indicated below). The Investment Manager intends to conduct the business of the Series Trust to the maximum extent practicable so that the Series Trust's activities do not constitute a U.S. trade or business. Interest and other income realized by the Series Trust from non-U.S. sources and capital gains realized on the sale of securities of non-U.S. issuers may be subject to withholding and other taxes levied by the jurisdiction in which the income is sourced. In accordance with the Trusts Law (2011 Revision), the Trust has received an undertaking exempting it from all local taxes for a period of 50 years from the date of creation of the Trust.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2018

(Continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

Taxation (continued)

Accounting Standard Codification (“ASC”) 740, “Accounting for Uncertainty in Income Taxes”, clarifies the accounting for uncertainty in income taxes recognized in the Series Trust’s financial statements. ASC 740 prescribes a recognition threshold and measurement attribute for the financial statement recognition and measurement of a tax position taken or expected to be taken in a tax return. ASC 740 requires that the enterprise determines whether it is more likely than not that a tax position will be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. In evaluating whether a tax position has met the more-likely-than-not recognition threshold, the enterprise should presume that the position will be examined by the appropriate taxing authority that has full knowledge of all relevant information. A tax position that meets the more-likely-than-not recognition threshold is measured to determine the amount of benefit to recognize in the financial statements. The tax position is measured at the largest amount of benefit that is greater than 50% likely of being realized upon settlement.

The Investment Manager has analysed the Series Trust’s tax positions and has concluded that no liability for unrecognized tax benefits should be recorded related to uncertain tax positions. Furthermore, the Investment Manager is not aware of any tax positions for which it is reasonably possible that the total amounts of unrecognized tax benefits will significantly change in the next twelve months.

Guarantees and/or Indemnifications

In the normal course of business the Series Trust enters into contracts that contain a variety of representations, which provide general indemnifications. The Series Trust’s maximum exposure under these arrangements is unknown, as this would involve future claims that may be made against the Series Trust that have not yet occurred. However, based on experience, the Series Trust expects the risk of loss to be remote.

Distributions

The Manager, through its delegates, declares distributions on each dealing day. The amount per Unit distributed is a sum equal to the amount required to maintain the relevant NAV per Unit on each dealing day at TRY0.01.

Classification of Redemptions

ASC 480, *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of Both Liabilities and Equity*, recognizes redemptions as liabilities, when the amount requested in the redemption notice becomes fixed. This generally may occur at the time of the receipt of the notice, or on the last day of a fiscal year, depending on the nature of the request. As a result, redemptions paid after the end of the year, but based upon year end capital balance are reflected as redemptions payable at March 19, 2018.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2018

(Continued)

3. Fair Value Measurements

Financial instruments are recorded at fair value. Fair value is defined as the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability (i.e., the “exit price”) in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

A fair value hierarchy of inputs is used in measuring fair value that maximizes the use of observable inputs and minimizes the use of unobservable inputs by requiring that the most observable inputs be used when available. Observable inputs are those that market participants would use in pricing the asset or liability based on market data obtained from sources independent of the Series Trust. Unobservable inputs reflect the Series Trust’s assumptions about the inputs market participants would use in pricing the asset or liability developed based on the best information available in the circumstances.

The fair value hierarchy is categorized into three levels based on the inputs as follows:

- Level 1 – Inputs that reflect unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that the Series Trust has the ability to access at the measurement date;
- Level 2 – Inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;
- Level 3 – Inputs that are unobservable.

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. A financial instrument’s level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. The Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Manager’s perceived risk of that instrument.

Investments whose values are based on quoted market prices in active markets are classified within Level 1. The Series Trust did not hold any Level 1 investments at March 19, 2018.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information. Debt securities are valued using an amortized cost technique and are classified as Level 2.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2018

(Continued)

3. Fair Value Measurements (continued)

Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently or not at all. The Series Trust did not hold any Level 3 investments at March 19, 2018.

The following table presents the investments of the Series Trust measured at fair value within the fair valuation hierarchy as of March 19, 2018:

	Level 1 TRY	Level 2 TRY	Level 3 TRY	Total TRY
Assets				
Debt securities	-	218,205,413	-	218,205,413
	-	218,205,413	-	218,205,413

All securities are classified as Level 2. There were no significant transfers of assets between levels during the year.

4. Financial Instruments and Related Risks

The main risks arising from the Series Trust's financial instruments can be summarized as follows:

Market Risk

The Statement of Assets and Liabilities as of March 19, 2018, includes the fair value of the contractual commitment arising from debt securities owned by the Series Trust. These investments involve exposure to market risk.

The value of the Series Trust's financial instruments will fluctuate as a result of changes in market prices caused by factors other than interest rates or foreign currency movement.

Interest Rate Risk

Increases in interest rates typically lower the present value of the Series Trust's future earnings stream. Since the market price of a security changes continuously based upon the investors' collective perceptions of future earnings, security prices will generally decline when investors anticipate or experience rising interest rates.

Liquidity Risk

Liquidity risk represents the possibility that the Series Trust may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price.

The main liability of the Series Trust is the redemption of any Units that investors may wish to sell. The Series Trust is exposed to daily cash redemptions of Redeemable Participating Units.

The liquidity of the Series Trust is a factor of the liquidity of the underlying investments. The Series Trust's assets mainly consist of readily realizable securities. In the opinion of the Manager this should enable the payment of the Series Trust's liabilities and any Unitholder's redemption of Redeemable Participating Units.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2018

(Continued)

4. Financial Instruments and Related Risks (continued)

Liquidity Risk (continued)

In the opinion of the Investment Manager, the majority of assets of the Series Trust held at March 19, 2018, can be liquidated within one month in normal circumstances.

Currency Risk

Since all of the investments and cash and cash equivalents of the Series Trust are denominated in the base currency of the Series Trust, the Statement of Assets and Liabilities and Statement of Operations will not be affected by currency movements and as a result, a sensitivity analysis has not been performed.

Credit Risk

Credit risk is measured by the loss the Series Trust would record if its counterparties failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Series Trust. The Trust will be exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. In particular, the Series Trust is exposed to credit risk with Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH & Co.") ("the Sub-Custodian"), which has a Fitch credit rating of A+ and Akbank Malta (Note 6) which has a Fitch credit rating of AA+.

The Series Trust invests in debt securities. Adverse changes in the financial condition of the issuer, or in general economic conditions, or both, or an unanticipated rise in interest rates, may impair the ability of the issuer to make payments of interest and principal. The inability of issuers to make timely payments of interest and principal may affect the value of securities held for the account of the Series Trust. In the absence of a liquid trading market for certain securities it may not be possible to establish the fair value of such securities in accordance with the valuation methodology of the Series Trust. Furthermore, the credit risk of making such investments in emerging economies, generally tends to be greater when compared to investing in developed countries.

As at March 19, 2018, the Series Trust invested in debt securities with the following credit quality:

Credit Rating

	TRY	%
AA+*	24,044,622	11.02
AAA*	194,160,791	88.98
Total	218,205,413	100.00

* National long term rating

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2018

(Continued)

4. Financial Instruments and Related Risks (continued)

Credit Risk (continued)

The Trustee has appointed the Custodian, whose ultimate parent Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc has a JCR credit rating of AA-. The Custodian has in turn appointed the Sub-Custodian. Both the cash & securities are ultimately held at the Sub-Custodian, with cash being held at the Sub-Custodian as Banker.

The Series Trust's securities are maintained by the Sub-Custodian in segregated accounts, thus in the event of insolvency or bankruptcy of the Sub-Custodian, the Series Trust's assets are segregated. The Series Trust will, however, be exposed to the credit risk of the Sub-Custodian, or any depository used by the Custodian or Sub-Custodian, in relation to the Series Trust's cash. In the event of insolvency or bankruptcy of the Sub-Custodian, the Series Trust will be treated as a general creditor of the Sub-Custodian in relation to cash holdings of the Series Trust.

An investment universe which lists all the ratings of eligible securities that the Series Trust has traded in is maintained, and monitored daily to record rating changes by Fitch. Any rating changes are reported to the Investment Manager.

Bankruptcy or insolvency of the Sub-Custodian may cause the Series Trust rights with respect to its investments in debt securities held by the bank to be delayed or limited.

5. Unit Capital

As a result of the ability to issue and redeem Units, the capital of the Series Trust can vary depending on the demand for subscriptions and redemptions to/from the Series Trust. The minimum amount of subscriptions or redemptions per Unitholder is one Unit and thereafter in one Unit increments.

Units are redeemable on each business day subject to the submission of a repurchase notice by no later than 8am (Dublin time) on the relevant business day or such other deadline as the Investment Manager may determine at the NAV per unit prevailing at the close of business on the preceding valuation day, failing which the repurchase request will be held over until the following dealing day and Units will be redeemed at the repurchase price applicable for that dealing day.

The movements in the number of Units issued during the year ended March 19, 2018 are as follows:

	Number of Units
Number of Units outstanding as at beginning of year	13,441,045,658
Number of Units issued	24,322,316,835
Number of Units redeemed	<u>(10,394,639,996)</u>
Number of Units outstanding as at end of year	<u>27,368,722,497</u>

During the year ended March 19, 2018 distributions of TRY23,205,121 were paid of which TRY17,220,230 was reinvested back into the Series Trust.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2018

(Continued)

6. Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents at March 19, 2018, is comprised of cash at hand held with the Sub-Custodian and deposits with maturities of 3 months or less held with Akbank Malta are as follows:

	TRY
Cash at hand - BBH & Co.	709,498
Deposit - Akbank Malta	<u>55,000,000</u>
Total	<u>55,709,498</u>

7. Related Party Transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. In the opinion of the Manager there were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. The Manager, Investment Manager, Sub-Investment Manager, Trustee and Akbank T.A.S. which is the counterparty to the deposit and holds 30,000,170 Units in the Series Trust, are deemed to be related to the Series Trust. The Series Trust has deposits of TRY55,000,000 with Akbank Malta (Note 6). Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Operations and in Note 8. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in the Statement of Assets and Liabilities and in Note 8.

Two investors hold an investment of 24.81% and 15.51% in the Series Trust. As a result, any actions of these related parties can materially impact the Series Trust.

8. Fees and Expenses

The Manager receives out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.025% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in US Dollars monthly in arrears, subject to a minimum fee of TRY40,000 per calendar year.

The Trustee receives out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.04% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in Euro monthly in arrears, subject to a minimum fee of TRY43,000 per calendar year.

The Investment Manager receives out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.30% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in Japanese Yen monthly in arrears.

The Sub-Investment Manager receives a fee at the rate of 0.55% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in TRY monthly in arrears.

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2018

(Continued)

8. Fees and Expenses (continued)

The Administrator receives out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.08% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in Euro monthly in arrears, subject to a minimum fee of TRY8,900 per month. The Administrator will also be paid an audit assistance fee of an amount equivalent in Euro to TRY8,900. In addition, the Administrator will also be paid a fee of TRY270 in respect of each new Unitholder and a fee of TRY45 for each update of the Register that it is required to undertake. The Administrator is also reimbursed for any reasonable out-of-pocket expenses necessarily incurred in the performance of its duties.

The Custodian receives out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.12% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in US Dollars monthly in arrears, subject to a minimum fee in US Dollars of an amount equivalent to TRY2,100 per month. The Custodian is also reimbursed for any reasonable out-of-pocket expenses necessarily incurred in the performance of its duties.

The Distributor receives out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.35% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in Japanese Yen monthly in arrears.

The Agent Company receives out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the NAV, accrued on and calculated as at each valuation day and payable in Japanese Yen monthly in arrears.

The fees payable as at March 19, 2018 are as follows:

	TRY
Investment Manager fees	42,471
Sub-Investment Manager fees	77,864
Manager fees	3,539
Administration fees	32,530
Custodian fees	16,989
Trustee fees	5,663
Distributor and Agent Company fees	63,613
Audit fees	95,784
Other expenses	99,780
	<u>438,233</u>

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2018

(Continued)

9. Offsetting assets and liabilities

The Series Trust is required to disclose the impact of offsetting assets and liabilities represented in the Statement of Assets and Liabilities to enable users of the financial statements to evaluate the effect or potential effect of netting arrangements on its financial position for recognized assets and liabilities.

These recognized assets and liabilities are financial instruments and derivative instruments that are either subject to an enforceable master netting arrangement or similar agreement or meet the following right of set-off criteria: the amounts owed by the Series Trust to another party are determinable, the Series Trust has the right to set-off the amounts owed with the amounts owed by the other party, the Series Trust intends to set-off, and the Series Trust's right of set-off is enforceable at law.

As at March 19, 2018, no assets and liabilities were offset on the Statement of Assets and Liabilities.

10. Reconciliation of the Dealing NAV to NAV per Financial Statements

	2018 TRY
Reported NAV	273,415,048
Trade date adjustment	272,191
Establishment costs written off	(543,418)
Establishment costs amortized in reported NAV	391,722
NAV attributable to Holders of Units per Financial Statements	<u>273,535,543</u>
 Number of Units per Reported NAV	 27,341,503,382
Trade date adjustment	27,219,115
Number of Units per Financial Statements	<u>27,368,722,497</u>
Reported NAV per Unit	<u>0.01</u>
NAV per Unit per Financial Statements	<u>0.01</u>

Turkish Lira Money Market Fund

Notes to the Financial Statements

March 19, 2018

(Continued)

10. Reconciliation of the Dealing NAV to NAV per Financial Statements (continued)

The establishment costs, estimated at TRY543,418 were fully charged in the Statement of Operations in the period in which they were incurred. For the purpose of calculating the Reported NAV per Unit used for dealing purposes, these establishment costs relating to the creation of the Series Trust are amortized over the first seven accounting periods of the Series Trust or such other period as the Manager may determine and in such manner as the Manager in its absolute discretion deems fair in accordance with the Offering Memorandum.

For Unitholder dealing purposes, transactions are accounted for on a trade date plus 1 business day basis. For financial reporting purposes, transactions are accounted for on a trade date basis. Transactions occurring between close of business on the last trade date and the financial reporting year end date have required an adjustment of TRY272,191.

11. Subsequent Events

The Manager has performed a subsequent review from March 19, 2018 through to September 12, 2018 being the date that the financial statements were available to be issued. Through September 12, 2018 investors subscribed TRY119,991,093 into the Series Trust and redeemed TRY85,134,092 capital from the Series Trust.

The Manager concluded that there were no other subsequent events which required additional disclosure in these financial statements.

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2019年6月末日現在）

	トルコリラ (IVを除きます。)	円 (IVを除きます。)
I 資産総額	561,611,386.23	10,496,516,809
II 負債総額	2,014,939.58	37,659,221
III 純資産総額（I－II）	559,596,446.65	10,458,857,588
IV 発行済口数	55,959,640,167口	
V 1口当たり純資産価格	0.01	0.1869

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド受益証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称	エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド
取扱場所	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の条項により要求される場合、または受益者決議の提議においては、受益証券1口当たり純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の3分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはサブ・ファンド決議の提議においては、関連するサブ・ファンドの受益証券口数の3分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、適宜すべての受益者の集会またはサブ・ファンドの受益者の集会を招集通知に記載された日時および場所において招集するものとします。受託会社は各集会について、集会の場所、日時および集会で提議される予定の決議事項を記載した書面による通知を15日前までに、すべての受益者の集会の場合は各受益者に対し、サブ・ファンドの受益者の集会の場合は当該サブ・ファンドの受益者に対し郵送します。集会の基準日は、集会の招集通知に記載された日の21日以上前であるものとします。受益者に対する通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとします。受託会社または管理会社の取締役またはその他の権限ある役員は、いずれの集会においても出席し、発言することができる。定足数の要件は、2名の受益者とし、ただし、受益者が1名しか存在しない場合は、定足数は1名の受益者とし、

いずれの集会においても、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、決議は、(i)基本信託証書の第39条(c)項の目的のみに、トラストが「投資信託」であるものの「規制投資信託」(当該用語はミューチュアル・ファンド法において定義されています。)ではない場合においては何時でも、すべてのサブ・ファンドの受益者の過半数によって可決された決議、および(ii)その他のあらゆる場合において、受益者決議の提議においては、本人もしくは代理人が出席している集会の基準日に受益証券1口当たり純資産価格の合計額が全サブ・ファンドの純資産総額の50%以上にあたる受益証券の保有者によって可決された決議、またはサブ・ファンド決議の提議においては、サブ・ファンドの発行済み受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者によって承認された場合に、投票の結果が集会の決議とみなされるものとします。受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会の開催日の直前の関連する評価日の評価時点において行なわれるものとします。投票は、本人または代理人のいずれによっても行われ得るものとします。

(ハ) 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

(ニ) 受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による承諾に従い、受託会社が随時承認する様式の書面により、自らが保有するいずれの受益証券についても譲渡することができます。ただし、譲受人

は、譲受人の身元を証明するため、関連もしくは該当する法域における法律規定、政府その他の要件もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社または管理事務代行会社が要求する情報を事前に提供するものとします。さらに、譲受人は、(a)受益証券の譲渡が適格投資家に対するものであること、(b)譲受人が専ら投資目的のために自己勘定で受益証券を取得すること、および(c)受託会社がその裁量により要求するその他の事項につき、書面で受託会社に対して表明および保証する必要があります。

受託会社は、管理会社と協議の上、当該譲渡によって、サブ・ファンドが本来負担することのない納税義務が発生するか、本来被ることのないその他の金銭上の不利を被ると判断した場合、サブ・ファンドの受益証券の譲渡に関する書面による同意をしないものとします。

受託会社または管理会社は、すべての譲渡証書について、譲渡人および譲受人によって、もしくはこれらの者のために署名されることを要求することができます。譲渡人は、譲渡が登録され、譲受人の氏名(もしくは名称)がトラストの受益者名簿に受益者として記載されるまでは、引き続き受益者であり、譲渡の対象である受益証券に関する権利を有するものとみなされます。譲渡は、譲渡証書の原本および前記の情報が受託会社によって受領されるまでは、登録されないものとします。

(ホ)その他外国投資信託受益証券事務に関し投資家に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2019年6月末日現在、管理会社の発行済および払込済株式資本の額は、50,000米ドル(538万9,500円)です。管理会社の発行済株式数は41,667株です。

最近5年間に資本の増減はなされていません。

(2) 管理会社の機構(2019年6月末日現在)

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。同社の取締役会は、以下の5名の取締役から構成されます。

ポール・ハリス	チェアマン
ギャリー・バトラー	マネージング・ディレクター、リーガル・カウンセラー
イアン・グッドール	ディレクター
クリストファー・パウリング	ディレクター
ダミアン・オースティン	ディレクター

取締役は、管理会社を代理してサブ・ファンドに関する委任状を発行する権限を授權されています。

管理会社は、サブ・ファンドの管理事務をエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドに委託しており、また、投資運用業務を損保ジャパン日本興亜アセット・マネジメントに委託しています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、適式に設立され、有効に存続し、またケイマン諸島の銀行および信託会社法(2018年改正済み)の規定に基づき信託業務を行う免許を受けた信託会社です。管理会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンド管理者としての免許を受けており、またケイマン諸島の証券および投資業務法(2019年改正済み)のセクション5(2)および別紙4に基づく除外者として登録されています。

2019年6月末日現在、管理会社は、以下の投資信託の管理および運用を行っています。

国別(設立国)	種別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型契約型投資信託	5	290,686,574米ドル (約313億3,311万円)

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の連結財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成された原文の連結財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の連結財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領しています。これは「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の2の規定にもとづく監査証明に相当すると認められるため、日本の公認会計士または監査法人による監査は受けていません。
- c. 管理会社の原文の連結財務書類は米ドルで表示されています。日本文の連結財務書類には、円換算額が併記されています。日本円による金額は、2019年6月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.79円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド

連結財政状態計算書

2018年12月31日現在

	注記	2018年		2017年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産の部					
流動資産					
現金および現金同等物		1,418,614	152,912	1,401,140	151,029
売掛金	3、5	982,827	105,939	541,245	58,341
その他未収金および前払費用		112,528	12,129	93,213	10,047
関連会社に対する債権	12	157,411	16,967	200,107	21,570
		2,671,380	287,948	2,235,705	240,987
非流動資産					
有形固定資産	8	337,104	36,336	355,195	38,286
		337,104	36,336	355,195	38,286
資産合計					
		3,008,484	324,284	2,590,900	279,273
負債および資本の部					
流動負債					
買掛金および未払費用		137,255	14,795	178,468	19,237
前受収入および顧客買掛金	6	735,961	79,329	742,026	79,983
未払従業員賞与		533,732	57,531	390,169	42,056
未払配当金		951,536	102,566	630,237	67,933
		2,358,484	254,221	1,940,900	209,210
資本					
株式資本	9	50,000	5,390	50,000	5,390
利益剰余金		600,000	64,674	600,000	64,674
		650,000	70,064	650,000	70,064
負債および資本合計					
		3,008,484	324,284	2,590,900	279,273

添付の連結財務諸表に対する注記を参照。

2019年3月27日に取締役会を代表して承認した。

取締役 ギャリー・バトラー

(2)【損益計算書】

インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド

連結包括利益計算書

2018年12月31日に終了した事業年度

	注記	2018年		2017年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収入					
収益	6	9,990,854	1,076,914	10,424,230	1,123,628
控除：不良債権	7	(80,230)	(8,648)	(228,308)	(24,609)
		9,910,624	1,068,266	10,195,922	1,099,018
その他収入		330,831	35,660	182,293	19,649
賃料収入		53,195	5,734	51,219	5,521
管理費	10、11	(6,949,592)	(749,097)	(7,426,076)	(800,457)
営業活動による損益		3,345,058	360,564	3,003,358	323,732
当期純利益		3,345,058	360,564	3,003,358	323,732

添付の連結財務諸表に対する注記を参照。

インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド

連結株主資本等変動計算書

2018年12月31日に終了した事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
2016年12月31日現在	50,000	5,390	600,000	64,674	650,000	70,064
当期純利益	-	-	3,003,358	323,732	3,003,358	323,732
公表配当額	-	-	(3,003,358)	(323,732)	(3,003,358)	(323,732)
2017年12月31日現在	50,000	5,390	600,000	64,674	650,000	70,064
当期純利益	-	-	3,345,058	360,564	3,345,058	360,564
公表配当額	-	-	(3,345,058)	(360,564)	(3,345,058)	(360,564)
2018年12月31日現在	50,000	5,390	600,000	64,674	650,000	70,064

添付の連結財務諸表に対する注記を参照。

インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッド

連結キャッシュフロー計算書

2018年12月31日に終了した事業年度

	2018年		2017年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動による（営業活動で使用した） キャッシュフロー				
当期純利益	3,345,058	360,564	3,003,358	323,732
追加／（控除）：				
現金の変動に影響を及ぼさない項目：				
減価償却	39,747	4,284	47,936	5,167
営業活動に関連のある非現金残高の正味 変動：				
売掛金	(441,582)	(47,598)	497,807	53,659
その他未収金および前払費用	(19,315)	(2,082)	37,878	4,083
関連会社に対する債権	42,696	4,602	38,008	4,097
買掛金および未払費用	(41,213)	(4,442)	75,668	8,156
前受収入および顧客買掛金	(6,065)	(654)	(137,456)	(14,816)
未払従業員賞与	143,563	15,475	(559,101)	(60,265)
	3,062,889	330,149	3,004,098	323,812
投資活動による（投資活動で使用した） キャッシュフロー				
固定資産の購入	(33,640)	(3,626)	(25,142)	(2,710)
資産売却による損失	11,984	1,292	0	0
	(21,656)	(2,334)	(25,142)	(2,710)
財務活動による（財務活動で使用した） キャッシュフロー				
支払配当金	(3,023,759)	(325,931)	(3,527,240)	(380,201)
	(3,023,759)	(325,931)	(3,527,240)	(380,201)
現金および現金同等物の当期増加／（減少）	17,474	1,884	(548,284)	(59,100)
現金および現金同等物の期首残高	1,401,140	151,029	1,949,424	210,128
現金および現金同等物の期末残高	1,418,614	152,912	1,401,140	151,029

添付の連結財務諸表に対する注記を参照。

連結財務諸表に対する注記

2018年12月31日

（米ドル表示）

1. 会社設立および一般情報

インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッド（以下「当社」という。）は、1974年8月30日にケイマン諸島の会社法（2018年改正）に基づき設立され、会社管理、保険管理および法人事務サービスを提供している。1985年12月12日、当社は会社管理法（2018年改正）の第4（5）節に基づき、ケイマン諸島における会社管理事業の運営認可を得た。1988年5月13日、当社は2010年保険法の第4（2）節に基づき、ケイマン諸島における保険管理事業の運営認可を得た。1994年7月27日、当社はミューチュアル・ファンド法（2015年改正）の第12節に基づき、ミューチュアル・ファンド管理事業の運営認可を得た。2004年6月7日、当社は銀行および信託会社法（2018年改正）に基づき、ケイマン諸島における信託事業の運営認可を得た。2006年12月28日、当社は会社管理事業の認可を放棄した。

当社は、ケイマン諸島で設立されたIMSグループ・リミテッドの完全子会社である。

当社およびその完全子会社（以下「当グループ」という。）の財務結果は、年末に当グループに連結される。

当社の登録所在地は、ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1102、ジョージタウン、ハーバーセンター3階、私書箱61号である。

2018年12月31日現在の当社の従業員数は28名であった（2017年：28名）。

2. 表示の基準

(a) 順守声明

本連結財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表する国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従い取締役会により作成および承認されている。

経営陣は、当グループの継続企業の前提について検討し、予測可能な将来において当グループが事業継続のための資源を有していることを認めている。さらに、経営陣は、当グループの継続企業の前提について重大な疑義を生じる可能性のある重要な不確実性を認識していない。ゆえに、本連結財務諸表は、引き続き継続企業としての前提に基づき作成される。

(b) 測定基準

本連結財務諸表は、償却原価で測定される金融資産および金融負債を除き、取得原価基準で作成される。

(c) 機能通貨および表示通貨

当グループの機能通貨および表示通貨は米ドルであり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当グループの業務が主に米ドルで行われている事実を反映したものである。

(d) 見積りおよび判断の使用

IFRSに基づいた連結財務諸表の作成においては、経営陣が判断を下し、見積りおよび仮定を作成することが必要となる。この判断、見積りおよび仮定は、会計方針の適用、本連結財務諸表日における資産および負債の計上金額、偶発資産および偶発負債の開示、ならびに、事業年度における損益の計上金額に影響を及ぼす。実際の結果はこれらの見積りと異なる場合がある。

(e) 未適用の新たな会計基準

今日までに公表された、一定の新基準ならびに既存の基準の改訂および解釈は2018年12月31日に終了した事業年度の当グループの連結財務諸表に対し効力を有さず、また本連結財務諸表の作成において適用も早期適用もされていない。経営陣は、現在これらの基準が当グループの連結財務諸表に及ぼす影響を評価している。

IFRS第16号「リース」は、2019年1月1日以降に開始する会計期間から適用となる時点で、IAS第17号の「リース」および関連する解釈指針を含む現行のリース指針に取って代わるもので

ある。IFRS第16号は、リース・アレンジメントの識別および貸主と借主双方の財務諸表における、その取扱いに関する包括的なモデルを提供している。なお、IFRS第16号の適用による重大な影響はないと予想される。

3. 重要な会計方針の変更

(a) IFRS第15号、「顧客との契約からの収益」

当事業年度において、当グループは、2018年1月1日以降に開始する事業年度から効力を生じるIFRS第15号「顧客との契約からの収益」を適用している。IFRS第15号は、収益が認識されているかどうか、いつ、どれだけの収益が認識されているかを決定するための包括的な枠組みを確立している。それは、IAS第18号「収益」、IAS第11号「工事契約」および関連する解釈に取って代わった。IFRS第15号では、収益は、顧客が商品またはサービスの支配を獲得した時点で認識される。経営陣は、要件を評価し、収益を以前に認識した方法がIFRS第15号と整合的であるため、遡及的な変更または判断の重要な変更は要求されないと結論づけた。IFRS第15号に従った追加表示および開示要件に対応するための修正が行われており、注記6に開示されている。

(b) IFRS第9号、「金融商品」

当事業年度において、当グループは、2018年1月1日以降に開始する事業年度から効力を生じるIFRS第9号「金融商品」を適用している。IFRS第9号は、金融資産、金融負債および非金融商品の売買契約の一部の認識および測定要件を規定している。

この基準は、IAS第39号「金融商品：認識および測定」に取って代わるものである。IFRS第9号における金融資産の分類は、通常、金融資産が管理されるビジネスモデルおよびその契約上のキャッシュフローの特性に基づく。IFRS第9号は、満期保有目的、貸付金および未収金ならびに売却可能資産に対する従来のIAS第39号のカテゴリーを排除している。IFRS第9号は、金融負債の分類および測定に関するIAS第39号の既存の要件の多くを維持している。

以下の表は、2018年1月1日現在、当社の金融資産および金融負債の各クラスごとに、IAS第39号に基づく当初の分類および測定カテゴリーとIFRS第9号に基づく新たな測定カテゴリーを示すものである。

	IAS第39号に基づく 従来の分類	IFRS第9号に基づく 新たな分類	IAS第39号に基づく 従来の簿価	IFRS第9号に基づく 新たな簿価
金融資産				
現金および現金同等物	貸付金および未収金	償却原価	1,401,140	1,401,140
売掛金	貸付金および未収金	償却原価	541,245	541,245
関連会社に対する債権	貸付金および未収金	償却原価	200,107	200,107
金融資産			2,142,492	2,142,492
金融負債				
買掛金および未払費用	その他の金融負債	その他の金融負債	178,468	178,468
前受収入および顧客買掛金	その他の金融負債	その他の金融負債	742,026	742,026
未払従業員賞与	その他の金融負債	その他の金融負債	390,169	390,169
未払配当金	その他の金融負債	その他の金融負債	630,237	630,237
金融負債			1,940,900	1,940,900

IFRS第9号では、IAS第39号の「発生損失」モデルを「予想信用損失」（以下「ECL」という。）モデルに置き換えている。新たな減損モデルは、償却原価で測定される金融資産に適用される。IFRS第9号のもとでは、信用損失はIAS第39号よりも早期に認識される。

当グループは、IFRS第9号に基づき、引当金マトリックス内の損失率を計算するため、2年間にわたる過去の現金回収（年間請求サイクルの後）の実績をレビューすることによりECLを決定している。ECLはまた、長期の未決済未収金勘定のある特定の顧客に関係する現在の経済的要因による影響も受けている。上記の売掛金の評価額について決定された減損額は、注記5に開示されている。

4. 重要な会計方針

以下の会計方針は、本連結財務諸表に表示されている全期間にわたり一貫して適用されており、注記3に開示されているものを除いて、会計方針の変更はなかった。当グループが採用した重要な会計方針は以下の通りである。

(a) 連結完全子会社

会社名	事業	設立日／ 子会社化日
SHコーポレート・サービス・リミテッド	登録事務所サービス	2001年4月20日
A.S.ノミニーズ・リミテッド*	ノミニー会社	1978年1月27日
N.D.ノミニー・リミテッド*	ノミニー会社	1978年1月27日
N.S.ノミニー・リミテッド*	ノミニー会社	1978年1月27日
カーディナル・ノミニー・リミテッド*	ノミニー会社	1979年10月26日
IMSトラスティーズ・リミテッド*	受託サービス	2012年4月27日
IMSリクイデーションズ・リミテッド	清算サービス	2013年1月25日

* ノミニーとして行為するために設立されたものであり、2018年および2017年12月31日に終了した事業年度中、自己の権限において取引を行ったことはなかった。

これらの完全子会社が得る収入および負担する費用は、すべて当社が計上し、すべての企業間取引および残高は連結時に消去される。子会社の財務諸表は、支配が開始した日から支配が終了した日まで連結財務書類に含まれる。

当グループは、企業結合において、支配が当社に移った時点で取得法を用いて会計処理を行う。企業結合の対価は、識別可能な取得された純資産を原則として公正価値で測定する。

(b) 金融資産および金融負債

(i) 分類

金融資産とは、現金、現金もしくは他の金融資産を受領する契約上の権利、有利となる可能性のある状況下で金融商品の取引を行う契約上の権利、または、他の企業の持分金融商品を指す。償却原価として分類および測定される金融資産は、現金および現金同等物、売掛金、その他の未収金および関連会社に対する債権から構成される。

金融負債とは、現金もしくは他の金融資産を提供する契約上の義務、または、不利となる可能性のある状況下で他の企業と金融商品を取引する契約上の義務を指す。その他の金融負債として分類され償却原価で測定される金融負債は、買掛金および未払費用、前受収入および顧客買掛金、未払従業員賞与ならびに未払配当金から構成される。

(ii) 認識

当グループは、当グループが金融商品の契約条項の当事者となる日において金融資産および金融負債を認識する。

(iii) 測定

金融商品は当初、原価で測定される。取得した金融資産については原価は支払われた対価の公正価値であり、金融負債については原価は受領した対価の公正価値である。金融資産または金融負債の償却原価は、当初認識時に金融資産または金融負債が測定された金額から元本返済額を差し引き、当初認識された金額と満期の金額との差額に対する実効金利法を用いた累積償却額を加減し、減損による減少額を差し引いた金額である。

(iv) 公正価値

公正価値の見積りは、市況および当該金融商品に関する情報に基づき、一定時点において行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要素や重要な判断に関する事項が含まれているため、正確に決めることはできない。仮定の変更が、当該見積りに大きな影響を及ぼす可能性もある。

金融資産および金融負債の簿価は、これらの金融商品の即時または短期的性質により、ほぼ公正価値と近似すると考えられる。

(v) 認識中止

金融資産は、当グループが当該資産を構成する契約上の権利に対する支配権を失った時点で認識中止となる。認識中止は、契約上の権利が実現し、失効しまたは放棄された際に行われる。

金融負債は、契約に明記されている義務が果たされ、取り消され、または失効した際に認識中止となる。

(vi) 回収可能額の減損および計算

金融資産は、以前は、減損の客観的な証拠が存在するかを決定するために、各財政状態計算書日にレビューが行われた。減損の兆候が存在した場合は、当該資産の回収可能額が見積もられた。

IFRS第9号では、発生信用損失モデルではなく、予想信用損失モデルを要求している。予想信用損失モデルでは、金融資産の当初認識以降の信用リスクの変化を反映させるために、予想信用損失と各報告日におけるそれらの予想信用損失の変動の会計処理をすることが当社に要求される。言い換えれば、信用損失が認識される前に、信用事由が発生している必要はない。

当グループの売掛金は、本質的に異なる業務に関連するものであり、大部分は信託業務の提供から、そして比較的程度は低い登録事務所業務の提供から生じるものである。これらのサービスが提供される顧客は、規制、管理されたヘッジ・ファンドやキャプティブ保険が大半であり、残りの顧客は、個人や個人企業に属する会社や信託である。

減損は、包括利益計算書で認識される。認識の次期に減損額が減少し、当該減少が評価損計上後に発生した事象に客観的に結びつけることができる場合は、包括利益計算書を通じて当該評価損または引当金の戻入れが行われる。

(c) 収益の認識

当社は、顧客企業に対する信託業務、登録事務所業務および会社管理業務の提供による収益を認識している。要求される特定業務には、年度を通じた顧客企業の受託者としての役割を果たす取締役業務の提供と、一定の年間報酬による顧客企業に対する登録事務所業務の提供が含まれる。さらに、契約条項の一環として、顧客企業は、契約に規定された報酬に基づく事業年度を通じた法人業務も受ける。

信託業務は、当グループの事業年度と一致する暦年で表される年間期間に対して提供される。当該業務は年次で提供される。ただし、顧客企業との関係が終了し、取締役が正式に取締役会を退任する必要がある場合はこの限りではない。この場合、短縮された期間で按分された報酬が承認される。

登録事務所業務および会社管理業務の提供は、暦年に発生する別個の業務とみなされる。この期間は、当グループおよび政府会計年度と一致しており、したがって、収益は事業年度にわたり、業務が提供された時点で認識される。詳細については、注記6を参照のこと。

(d) 外貨

外貨建ての資産および負債は、連結財政状態計算書日の実勢為替レートで換算される。外貨建て取引は、取引日の為替レートで換算される。その結果生じる為替損益は、連結包括利益計算書に計上される。

(e) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当初の満期が3か月以内の金融機関に保管されている当座預金から構成される。

(f) 有形固定資産

有形固定資産は、原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で表示される。

減価償却は、各資産の期待耐用年数の期間にわたり残存価額を考慮して、以下のそれぞれの方法で計算され、連結包括利益計算書で認識される。

オフィスビル： 年率2.5%（逓減残高法）

コンピュータ機器： 年率20%（定額法）

什器および機器： 年率10%（逓減残高法）

リース物件改良費： 年率10%（逓減残高法）

有形固定資産の簿価は、減損の兆候が存在するかを決定するために、各報告日にレビューが行われる。減損損失は、特定された年度の連結包括利益計算書で認識される。

(g) 前受収入および顧客買掛金

前受収入および顧客買掛金は、今後、提供されるサービスに関する顧客からの前払金から構成される。この金額の一部は、当グループの契約債務を表わす。注記6参照。

(h) 費用

費用は、発生主義に基づき連結包括利益計算書で認識される。

(i) リース料支払い

オペレーティング・リースにおいてリースした物件の未払賃料は、リース期間にわたり定額法に基づき連結包括利益計算書で認識される。

(j) 従業員給付制度

(i) 確定拠出年金制度

当グループは、確定拠出制度に参加している。確定拠出制度は、当グループが別の団体に一定額を拠出する退職給付制度で、今期または過去の期間における従業員の勤務に関連し、すべての従業員給付を支払うのに必要な資産を制度が保有していない場合は、当グループに法的または法定義務は発生しない。確定拠出年金制度への拠出義務は、発生時に連結包括利益計算書において費用として認識される。

(ii) 短期給付

短期従業員給付義務は、割引前ベースで測定され、関連サービスが提供された時点で費用計上される。従業員の過去の勤務の結果、一定金額を支払う法的または法定義務が当グループにあり、当該義務を確実に見積もることができる場合に、短期現金賞与または利益分配制度に基づいて支払われることが予想される一定金額が負債として認識される。

(k) 管理資産

通常の業務過程において、当グループは信託の受託者として行為する信託サービスを提供している。当グループが管理している信託の資産および負債は、本連結財務諸表に含まれない。

(l) 税金

ケイマン諸島において、所得税、利得税またはキャピタルゲイン税は課されない。したがって、添付の連結財務諸表にはかかる税金に対する引当金は計上されていない。かかる税金が課されることとなった場合、当社は、2022年までかかる税金が課されない旨のケイマン諸島政府からの保証を受けている。

5. 財務リスク管理

(a) 概要

当グループは、金融商品を通じて信用リスク、流動性リスクおよび市場リスクにさらされている。この注記は、これらのリスクに対する当グループのエクスポージャー、リスク測定および管理ならびに当グループの資本管理に関する当グループの目標、方針およびプロセスについての情報をまとめたものである。

リスク管理の枠組み

取締役会は、当グループの財務リスク管理の枠組みを確立、監視する全体的責任を担う。

(b) 信用リスク

信用リスクとは、顧客または金融商品取引の相手方が義務を遂行しない場合に当グループに経済的損失が生じるリスクを指し、主に当グループの売掛金、現金および現金同等物ならびに関連会社に対する債権から発生する。

当グループの信用リスクに対するエクスポージャーは、主に各顧客の特性の影響を受ける。顧客が事業を展開する業界および国のデフォルト・リスクを含む当グループの顧客基盤の人口データは、信用リスクにそれほど影響を及ぼさない。単独で当グループの収入の5%を超えるシェアを占める顧客はいない。

当グループは、売掛金に対する予想信用損失額を貸倒引当金として設定している。

信用リスクに対する当グループのエクスポージャーの性質ならびに信用リスク管理の目標、方針およびプロセスは、前期から大きく変化していない。信用リスクに対する当グループの最大エクスポージャーは、当グループの金融資産の簿価である。

信用リスクの管理

当グループは、現金および現金同等物を保護するため、信頼できる金融機関を使ってこれらの金融資産に関する信用リスクを管理している。経営陣は、この関係により何らかの経済的損失が発生するとは考えていない。

当グループは、顧客の財政状態に関する初期信用評価を行うことで、売掛金に関する信用リスクを管理している。経営陣は、顧客残高の定期的なレビューを実施している。経営陣は、重要な取引相手方が債務を返済できなくなるとは考えていない。経営陣は、支払期限が経過した未減損の金額について、全額回収可能と考えている。

報告日における当グループの売掛金の滞留期間は以下の通りであった。

	2018年 総額	2018年 減損	2017年 総額	2017年 減損
0～30日	317,122	(3,133)	295,475	-
31～60日	81,707	(1,236)	21,575	-
61～90日	12,666	(311)	24,200	-
91日～	734,282	(158,270)	371,056	(171,061)
米ドル	1,145,777	(162,950)	712,306	(171,061)

売掛金の減損は、注記3に開示されているように、当社が決定した損失引当金のマトリックスに基づいている。

(c) 流動性リスク

流動性リスクとは、当グループが期日に債務を返済できなくなるリスクを指す。流動性管理に関する当グループのアプローチは、許容範囲を超える損失を発生させる、または、当グループの評判を傷つけることなく、通常時またはストレス時のいずれの状況においても、期日が到来した時点で債務を返済するだけの十分な流動性をできるだけ確保するというものである。流動性リスクに対する当グループのエクスポージャーの性質ならびに流動性リスク管理の目標、方針およびプロセスは、前期から大きく変化していない。

(d) 市場リスク

市場リスクとは、為替レートなど、市場価格の変動により当社の利益または当グループが保有する金融商品の価格が影響を受けるリスクを指す。市場リスク管理の目的は、収益を最適化しながら、市場リスクのエクスポージャーを許容可能な範囲内に管理しコントロールすることである。

(e) 通貨リスク

通貨リスクは、当グループにおける費用の支払いの一部がケイマン諸島ドルで行われていることから生じる。通貨リスクは、ケイマン諸島ドルが米ドルに対し固定されていることにより軽減されている。

(f) 資本管理

当グループの規制当局であるケイマン諸島金融管理庁（以下「管理庁」という。）は、金融管理法（2018年改正）、会社管理法（2018年改正）、2010年保険法、ミューチュアル・ファンド法（2015年改正）、ならびに銀行および信託会社法（2018年改正）に基づき、当グループの自己資

本規制を設定、モニタリングしている。当グループは、40万ケイマン諸島ドル（50万米ドル）の最低自己資本を維持することが義務付けられており、申告提出期限は期末日から3か月である。当グループの方針は、事業の将来的な発展を継続するための強固な資本基盤を維持することである。当グループは、当期全体を通して、課せられたすべての自己資本規制を順守した。また、当期を通じ、当グループの資本管理に大きな変更はなかった。

6. 収益

当グループは、当事業年度中の以下の主要サービスの移転について、顧客との契約から収益を得ている。

	2018年	2017年
経営支援サービス	8,264,753	8,858,002
関係会社からの管理報酬	610,148	561,854
登録事務所業務	618,767	656,244
キャプティブ保険管理	164,183	167,500
受託業務	140,080	117,296
マネー・ロンダリング防止業務	108,938	-
その他	83,985	63,334
米ドル	9,990,854	10,424,230

年間報酬は、上記業務の対価として顧客企業に請求される。これは主に固定報酬の形態をとり、年間を通じたタイムチャージ方式による追加報酬が加算される。IFRS第15号では、当該収益は、契約期間と一致する事業年度を通じて履行義務が充足されるため、時間とともに認識される。IAS第18号に基づき以前に報告された収益認識の金額および時期に重要な変更はなかった。

当グループには契約上の資産はない。以下の表は、顧客との契約から生じる契約上の債務に関する情報であり、以下の数値は、前受収入および顧客買掛金として表示される収益の一部を構成している。

	契約債務	
	2018年	2017年
過年度の契約債務から認識される収益	644,523	425,248
次年度以降の収益に関連して受領した支払金による増加	(605,299)	(644,523)

7. 売掛金

	2018年	2017年
売掛金総額	1,145,777	712,306
貸倒引当金	(162,950)	(171,061)
米ドル	982,827	541,245

当期中の貸倒引当金の変動は以下の通りである。

	2018年	2017年
期首残高	171,061	5,567
連結包括利益計算書への計上額	80,230	228,308
不良債権の回収	(22,880)	(2,610)
損金処理された不良債権	(65,461)	(60,204)
	米ドル	
	162,950	171,061

8. 有形固定資産

2018年	オフィス ビル	コンピュータ 機器	什器 および機器	リース物件 改良費	合計
原価：					
期首残高	341,637	399,545	236,413	156,891	1,134,486
追加	-	14,268	19,372	-	33,640
処分	-	(10,817)	(15,969)	-	(26,786)
期末残高	341,637	402,996	239,816	156,891	1,141,340
減価償却累計額：					
期首残高	177,692	346,243	171,807	83,549	779,291
当期計上額	4,098	20,558	7,756	7,335	39,747
処分	-	(7,948)	(6,854)	-	(14,802)
期末残高	181,790	358,853	172,709	90,884	804,236
2018年12月31日現在の 正味帳簿価格	米ドル				
	159,847	44,143	67,107	66,007	337,104

2017年	オフィス ビル	コンピュータ 機器	什器 および機器	リース物件 改良費	合計
原価：					
期首残高	341,637	374,403	236,413	156,891	1,109,344
追加	-	25,142	-	-	25,142
期末残高	341,637	399,545	236,413	156,891	1,134,486
減価償却累計額：					
期首残高	173,489	318,148	164,318	75,400	731,355
当期計上額	4,203	28,095	7,489	8,149	47,936

期末残高	177,692	346,243	171,807	83,549	779,291
2017年12月31日現在の					
正味帳簿価格	米ドル	163,945	53,302	64,606	73,342
					355,195

9. 株式資本

	2018年	2017年
授權株式：		
80,000株（1株当たり1ケイマン諸島ドル）	80,000	80,000
発行済みおよび全額払込済株式：		
41,667株	米ドル 50,000	50,000

10. リース契約

解約不能リースの将来最低リース支払額は以下の通りである。

	2018年	2017年
1年未満	330,786	192,958
2年～5年	米ドル 523,744	-

2018年6月4日、当グループはオフィス・スペースに関し、リース期間を2018年8月1日から3年間としてリース契約を更新した。

2018年12月31日に終了した事業年度において、オフィス・スペースおよびサテライト式駐車場のリースについて当グループに発生した賃借料の総額は343,693米ドル（2017年：343,693米ドル）であった。

11. 確定拠出年金制度

当グループは、確定拠出年金制度であるフィデリティ年金制度に参加している。当グループは、従業員の年収の5%を上限とする各従業員の拠出額と同じ額を拠出する義務がある。2018年12月31日に終了した事業年度における当グループの拠出総額は116,247米ドル（2017年：120,976米ドル）であった。

12. 関連当事者取引

2018年12月31日に終了した事業年度において、当グループは関連会社から以下の事務手数料および管理手数料を得た。

	2018年	2017年
コーポレート・ファイリング・サービス・リミテッド	610,148	561,854
IMSセキュリティーズ・リミテッド	米ドル 115,981	127,287

関連会社に対する債権の金額は以下の通りである。

		2018年	2017年
コーポレート・ファイリング・サービイズ・リミテッド	米ドル	154,711	200,107

2018年12月31日に終了した事業年度中、当グループは短期雇用給付金として4,245,139米ドル（2017年：4,685,511米ドル）および長期雇用給付金として91,120米ドル（2017年：93,255米ドル）を、主要経営陣に支払った。

13. 偶発事象

当グループは、信託会社としての役割上、通常の業務過程において訴訟および請求の当事者となる可能性がある。当グループの法律顧問の助言に基づく取締役会の見解によれば、2018年12月31日現在偶発事象に関する引当金は要求されていない（2017年：なし）。

14. 後発事象

本連結財務諸表の作成において、経営陣は本連結財務諸表が公表可能となった2019年3月27日までのすべての重要な後発事象を評価し開示した。

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.**Consolidated Statement of Financial Position**

December 31, 2018

(stated in United States dollars)

	Note(s)	2018	2017
Assets			
Current assets			
Cash and cash equivalents		1,418,614	1,401,140
Accounts receivable	3,5	982,827	541,245
Other receivables and prepaid expenses		112,528	93,213
Due from affiliated companies	12	157,411	200,107
		2,671,380	2,235,705
Non-current assets			
Property and equipment	8	337,104	355,195
		337,104	355,195
Total assets	US\$	3,008,484	2,590,900
Liabilities and shareholder's equity			
Current liabilities			
Accounts payable and accrued expenses		137,255	178,468
Unearned income and payable to customers	6	735,961	742,026
Staff bonuses payable		533,732	390,169
Dividends payable		951,536	630,237
		2,358,484	1,940,900
Shareholder's equity			
Share capital	9	50,000	50,000
Retained earnings		600,000	600,000
		650,000	650,000
Total liabilities and shareholder's equity	US\$	3,008,484	2,590,900

See accompanying notes to consolidated financial statements.

Approved on behalf of the Board on March 27, 2019

GARY BUTLER

Director

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.**Consolidated Statement of Comprehensive Income**

Year ended December 31, 2018

(stated in United States dollars)

	Note(s)	2018	2017
Income			
Revenue	6	9,990,854	10,424,230
Less: Bad and doubtful debts	7	(80,230)	(228,308)
		9,910,624	10,195,922
Other income		330,831	182,293
Rental income		53,195	51,219
Administration expenses	10,11	(6,949,592)	(7,426,076)
Results from operating activities		3,345,058	3,003,358
Net income for year	US\$	3,345,058	3,003,358

See accompanying notes to consolidated financial statements.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.**Consolidated Statement of Changes in Shareholder's Equity**

Year ended December 31, 2018

(stated in United States dollars)

	Share capital	Retained earnings	Total
Balance at December 31, 2016	50,000	600,000	650,000
Net income for year	-	3,003,358	3,003,358
Dividends declared	-	(3,003,358)	(3,003,358)
Balance at December 31, 2017	50,000	600,000	650,000
Net income for year	-	3,345,058	3,345,058
Dividends declared	-	(3,345,058)	(3,345,058)
Balance at December 31, 2018	US\$ 50,000	600,000	650,000

See accompanying notes to consolidated financial statements.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.**Consolidated Statement of Cash Flows**

Year ended December 31, 2018

(stated in United States dollars)

	2018	2017
Cash provided by/(applied in):		
Operating activities		
Net income for year	3,345,058	3,003,358
Add/(deduct):		
Items not affecting the movement of cash:		
Depreciation	39,747	47,936
Net changes in non-cash balances relating to operations:		
Accounts receivable	(441,582)	497,807
Other receivables and prepaid expenses	(19,315)	37,878
Due from affiliated companies	42,696	38,008
Accounts payable and accrued expenses	(41,213)	75,668
Unearned income and payable to customers	(6,065)	(137,456)
Staff bonuses payable	143,563	(559,101)
	3,062,889	3,004,098
Investing activities		
Purchase of property and equipment	(33,640)	(25,142)
Loss on disposal of assets	11,984	0
	(21,656)	(25,142)
Financing activities		
Dividends paid	(3,023,759)	(3,527,240)
	(3,023,759)	(3,527,240)
Increase/(decrease) in cash and cash equivalents during year	17,474	(548,284)
Cash and cash equivalents at beginning of year	1,401,140	1,949,424
Cash and cash equivalents at end of year	US\$ 1,418,614	1,401,140

See accompanying notes to consolidated financial statements.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2018

(stated in United States dollars)

1. Incorporation and background information

International Management Services Ltd. (the “Company”) was incorporated under the Companies Law (2018 Revision) of the Cayman Islands on August 30, 1974 and provides company and insurance management and corporate secretarial services. On December 12, 1985, the Company was licensed under Section 4 (5) of The Companies Management Law (2018 Revision) to carry on the business of company management in or within the Cayman Islands. On May 13, 1988, the Company was licensed under Section 4 (2) of The Insurance Law 2010, to carry on the business of insurance management in or within the Cayman Islands. On July 27, 1994, the Company was licensed under Section 12 of The Mutual Funds Law (2015 Revision) to carry on the business of mutual fund administration. On June 7, 2004 the Company was licensed under the Banks and Trust Companies Law (2018 Revision), to carry on trust business from within the Cayman Islands. On December 28, 2006, the Company surrendered its Companies Management Licence.

The Company is a wholly owned subsidiary of The IMS Group Ltd., a company also incorporated in the Cayman Islands.

The financial results of the Company and its wholly owned subsidiaries (the “Group”) are consolidated at year end to form the Group.

The registered office of the Company is 3rd Floor Harbour Centre, George Town, P.O. Box 61, Grand Cayman KY1-1102, Cayman Islands.

The Group had 28 employees as at December 31, 2018 (2017: 28).

2. Basis of presentation*(a) Statement of compliance*

These consolidated financial statements are prepared and approved by the Directors in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRS”) as issued by the International Accounting Standards Board (“IASB”).

Management has made an assessment of the Group's ability to continue as a going concern and is satisfied that the Group has the resources to continue in business for the foreseeable future. Furthermore, management is not aware of any material uncertainties that may cast a significant doubt upon the Group's ability to continue as a going concern. Therefore, the consolidated financial statements continue to be prepared on the going concern basis.

(b) Basis of measurement

These consolidated financial statements are prepared on the historical cost basis except for financial assets and financial liabilities which are measured at amortised cost.

(c) Functional and presentation currency

The Group's functional and presentation currency is the United States dollar and not the local currency of the Cayman Islands reflecting the fact that the Group's operations are primarily conducted in United States dollars (US\$)

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements (continued)**

December 31, 2018

(stated in United States dollars)

2. Basis of presentation (continued)*(d) Use of estimates and judgements*

The preparation of consolidated financial statements in accordance with IFRS requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the consolidated financial statements and the reported amounts of income and expenses during the year. Actual results could differ from those estimates.

(e) New standards not yet adopted

Certain new standards, amendments and interpretations to existing standards issued to date are not yet effective for the consolidated financial statements of the Group for the year ended December 31, 2018, and have neither been applied nor early adopted in preparing these consolidated financial statements. Management is currently evaluating the impact of these standards on the Group's consolidated financial statements.

IFRS 16, Leases, will supersede the current lease guidance including IAS 17 Leases and the related Interpretations when it becomes effective for accounting periods beginning on or after 1 January 2019. IFRS 16 provides a comprehensive model for the identification of lease arrangements and their treatment in the financial statements for both lessors and lessees. No material impact is expected in respect of the adoption of IFRS 16.

3. Changes in significant accounting policies*(a) IFRS 15, Revenue from Contracts with Customers*

In the current year, the Group has applied IFRS 15 *Revenue from Contracts with Customers*, which is effective for an annual period that begins on or after January 1, 2018. IFRS 15 establishes a comprehensive framework for determining whether, how much and when revenue is recognised. It replaced IAS 18 *Revenue*, IAS 11 *Construction Contracts* and related interpretations. Under IFRS 15, revenue is recognised when a customer obtains control of goods or services. Management has assessed the requirements and concluded that the manner in which revenue was previously recognised is consistent with IFRS 15 and thus no retrospective changes or major changes in judgments are required. Amendments have been made to address additional presentation and disclosure requirements in accordance with IFRS 15 and are disclosed in note 6.

(b) IFRS 9, Financial Instruments

In the current year, the Group has applied IFRS 9 *Financial Instruments* effective for an annual period that begins on or after January 1, 2018. IFRS 9 sets out requirements for recognising and measuring financial assets, financial liabilities and some contracts to buy or sell non-financial items.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2018

(stated in United States dollars)

3. Changes in significant accounting policies (continued)*(b) IFRS 9, Financial Instruments (continued)*

This standard replaces IAS 39 *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. The classification of financial assets under IFRS 9 is generally based on the business model in which a financial assets is managed and its contractual cash flow characteristics. IFRS 9 eliminates the previous IAS 39 categories of held to maturity, loans and receivables and available for sale. IFRS 9 largely retains the existing requirements in IAS 39 for the classification and measurement of financial liabilities.

The following table explains the original classification and measurement categories under IAS 39 and the new measurement categories under IFRS 9 for each class of the Company's financial assets and financial liabilities as at January 1, 2018:

	Original classification under IAS 39	New classification under IFRS 9	Original carrying amount under IAS 39	New carrying amount under IFRS 9
Financial assets				
Cash and cash equivalents	Loans and receivables	Amortised cost	1,401,140	1,401,140
Accounts receivable	Loans and receivables	Amortised cost	541,245	541,245
Due from affiliated companies	Loans and receivables	Amortised cost	200,107	200,107
Financial Assets			2,142,492	2,142,492
Financial Liabilities				
Accounts payable and accrued expenses	Other financial liabilities	Other financial liabilities	178,468	178,468
Unearned income and payable to customers	Other financial liabilities	Other financial liabilities	742,026	742,026
Staff bonuses payable	Other financial liabilities	Other financial liabilities	390,169	390,169
Dividends payable	Other financial liabilities	Other financial liabilities	630,237	630,237
Financial Liabilities			1,940,900	1,940,900

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2018

*(stated in United States dollars)***3. Changes in significant accounting policies (continued)***(b) IFRS 9, Financial Instruments (continued)*

IFRS 9 replaces the 'incurred loss' model in IAS 39 with an 'expected credit loss' (ECL) model. The new impairment model applies to financial assets measured at amortised cost. Under IFRS 9, credit losses are recognised earlier than under IAS 39.

The Group has determined the ECL under IFRS 9 by reviewing historical cash collections over a period of two years, subsequent to an annual billing cycle, to calculate loss percentages within a provision matrix. The ECL has also been impacted by current economic factors relating to specific clients with long outstanding accounts receivable. The impairment amounts determined for the valuation of trade receivables as noted above are disclosed in note 5.

4. Significant accounting policies

The accounting policies set out below have been applied consistently to all periods presented in these consolidated financial statements and there have been no changes to accounting policies, except as disclosed in note 3. The significant accounting policies adopted by the Group are as follows:

(a) Consolidated wholly owned subsidiaries

Company	Business	Date of incorporation/ addition
SH Corporate Services Ltd	Registered Office Services	April 20, 2001
A.S. Nominees Ltd.*	Nominee Company	January 27, 1978
N.D. Nominee Ltd. *	Nominee Company	January 27, 1978
N.S. Nominee Ltd.*	Nominee Company	January 27, 1978
Cardinal Nominee Ltd.*	Nominee Company	October 26, 1979
IMS Trustees Ltd.*	Trustee Services	April 27, 2012
IMS Liquidations Ltd.	Liquidation Services	January 25, 2013

* These wholly owned subsidiaries of the Company have been established to act only in a nominee capacity and have not traded in their own right during the years ended December 31, 2018 and 2017.

All income earned and expenses incurred by these companies are accounted for by the Company and all inter-company transactions and balances are eliminated on consolidation. The financial statements of the subsidiaries are included in the consolidated financial statements from the date that control commences to the date that control ceases.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2018

(stated in United States dollars)

4. Significant accounting policies (continued)

(a) Consolidated wholly owned subsidiaries (continued)

The Group accounts for business combinations using the acquisition method when control is transferred to the Group. The consideration is generally measured at fair value, as are the identifiable net asset acquired.

(b) Financial assets and liabilities

(i) Classification

A financial asset is any asset that is cash, a contractual right to receive cash or another financial asset, or to exchange financial instruments under conditions that are potentially favourable or an equity instrument of another enterprise. Financial assets classified as and measured at amortised cost comprise cash and cash equivalents, accounts receivable, other receivables and due from affiliated companies.

A financial liability is any liability that is a contractual obligation to deliver cash or another financial asset or to exchange financial instruments with another enterprise under conditions that are potentially unfavourable. Financial liabilities classified as other financial liabilities and measured at amortised cost comprise accounts payable and accrued expenses, unearned income and payable to customers, staff bonuses payable and dividend payable.

(ii) Recognition

The Group recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

(iii) Measurement

Financial instruments are measured initially at cost. For financial assets acquired, cost is the fair value of the consideration given, while for financial liabilities, cost is the fair value of consideration received. The amortized cost of a financial asset or liability is the amount at which the financial asset or liability is measured at initial recognition, minus principal repayments, plus or minus the cumulative amortisation using the effective interest method of any difference between the initial amount recognized and the maturity amount, minus any reduction for impairment.

(iv) Fair value

Fair value estimates are made at a specific point in time, based on market conditions and information about the financial instrument. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgement and therefore, cannot be determined with precision. Changes in assumptions could significantly affect the estimates.

The carrying amount of financial assets and liabilities is considered to approximate fair value due to the immediate or short-term nature of these financial instruments.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2018

(stated in United States dollars)

4. Significant accounting policies (continued)*(b) Financial assets and liabilities (continued)**(v) Derecognition*

A financial asset is derecognised when the Group loses control over the contractual rights that comprise that asset. This occurs when the rights are realised, expire or are surrendered.

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expired.

(vi) Impairment and calculation of recoverable amount

Previously financial assets were reviewed at each statement of financial position date to determine whether there is objective evidence of impairment. If any such indication existed, the recoverable amount of the asset was estimated.

IFRS 9 requires an expected credit loss model as opposed to an incurred credit loss model. The expected credit loss model requires the Company to account for expected credit losses and changes in those expected credit losses at each reporting date to reflect changes in credit risk since initial recognition of the financial assets. In other words, it is no longer necessary for a credit event to have occurred before credit losses are recognised.

The Group's accounts receivable is related to services that are different in nature, the majority are derived from the provision of Fiduciary services and then to a lesser extent from the provision of registered office services. The clients that these services are provided to consist of a majority of regulated and administrated hedge funds and insurance captives, the remainder of clients are companies or trusts belonging to individuals or individual companies.

(vi) Impairment and calculation of recoverable amount (continued)

Impairment losses are recognised in the statement of comprehensive income. If in a subsequent period the amount of impairment loss decreases and the decrease can be linked objectively to an event occurring after the write-down, the write-down or allowance is reversed through the statement of comprehensive income.

(c) Revenue Recognition

The Company recognizes revenue from the provision of fiduciary services, registered office services and company management services to client companies. The specific services required involve the annual provision of a director to act in his fiduciary capacity for client companies as well as the provision of a client company registered office for a set annual fee. In addition, as part of the contractual terms, client companies also receive corporates services throughout the financial year on the basis of fees specified in the contract.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2018

*(stated in United States dollars)***4. Significant accounting policies (continued)***(c) Revenue Recognition (continued)*

Fiduciary services are provided for the annual period represented by a calendar year which coincides with the Group's financial year. The service is provided for the annual period unless the client company relationship is terminating, and the director is formally required to resign from the board, in these cases pro-rated fees are agreed upon for the reduced period.

The provision of registered office services and company management services is considered a distinct service which occurs in the calendar year. This period aligns with the Group and the Government financial year, the revenue is therefore recognized when the service has been rendered, over the financial year. Refer to note 6 for further disclosures.

(d) Foreign currency

Assets and liabilities that are denominated in foreign currencies are translated at rates of exchange prevailing at the consolidated statement of financial position date. Transactions in foreign currencies are translated at the rates of exchange ruling on the date of the transaction. Any resulting exchange gains or losses are credited or debited to the consolidated statement of comprehensive income.

(e) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents is comprised of current bank accounts held with financial institutions with original terms to maturity of three months or less.

(f) Property, plant and equipment

Property, plant and equipment are stated at cost less accumulated depreciation and any accumulated impairment loss.

Depreciation is recognised in the consolidated statement of comprehensive income after taking into account residual values over the following expected useful lives of the assets using the respective methods:

Office building	2.5% p.a.	Reducing Balance
Computer equipment	20% p.a.	Straight Line Method
Furniture and equipment	10% p.a.	Reducing Balance
Leasehold improvements	10% p.a.	Reducing Balance

The carrying amount of property, plant and equipment is reviewed at each reporting date to determine whether there is any indication of impairment. Impairment losses are recognised in the consolidated statement of comprehensive income in the year in which they are identified.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements (continued)**

December 31, 2018

(stated in United States dollars)

4. Significant accounting policies (continued)*(g) Unearned income and payable to customers*

Unearned income and payable to customers comprise funds received from clients as prepayments for services to be performed in future years. A portion of this amount represents the Group's contract liabilities. Refer to note 6.

(h) Expenses

Expenses are recognised in the consolidated statement of comprehensive income on the accrual basis.

(i) Lease payments

Rental payable for property leased under operating leases is recognised in the consolidated statement of comprehensive income on a straight-line basis over the term of the lease.

*(j) Employee benefits**(i) Defined contribution pension plan*

The Group participates in a defined contribution plan. A defined contribution plan is a post-employment benefit plan under which the Group pays fixed contributions into a separate entity and has no legal or constructive obligation if the plan does not hold sufficient assets to pay all employee benefits relating to employee service in the current and prior periods. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the consolidated statement of comprehensive income as incurred.

(ii) Short-term benefits

Short-term employee benefit obligations are measured on an undiscounted basis and expensed as the related service is provided. A liability is recognised for the amount expected to be paid under short-term cash bonus or profit-sharing plans if the Group has a present legal or constructive obligation to pay this amount as a result of past service provided by the employee and the obligation can be estimated reliably.

(k) Assets under administration

In the normal course of business, the Group provides fiduciary services by acting as trustee of Trusts. The assets and liabilities of the Trusts under the Group's management are not incorporated in these consolidated financial statements.

(l) Taxes

No income, profit or capital gains taxes are levied in the Cayman Islands. Accordingly, no provision for such taxes is recorded in the accompanying consolidated financial statements. In the event that such taxes are levied, the Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government that no such taxes will be levied until 2022.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2018

(stated in United States dollars)

5. Financial risk management*(a) Introduction and overview*

The Group has exposure to credit, liquidity and market risks through its financial instruments. This note presents information about the Group's exposure to each of these risk and the Group's objective, policies and processes for measuring and managing risk and the Group's management of capital.

Risk management framework

The Board of Directors has overall responsibility for the establishment and oversight of the Group's financial risk management framework.

(b) Credit risk

Credit risk is the risk of financial loss to the Group if a client or counterparty to a financial instrument fails to meet its obligations and arises primarily from the Group's accounts receivable, cash and cash equivalents, and due from affiliated companies.

The Group's exposure to credit risk is influenced mainly by the individual characteristics of each client. The demographics of the Group's client base, including the default risk of the industry and country in which clients operate, has less of an influence on credit risk. No client individually represents more than 5% of the Group's income.

The Group's establishes a provision for bad and doubtful accounts that represents its expected credit loss of accounts receivable.

The nature of the Group's exposure to credit risk and its objectives, policies and processes for managing credit risk have not changed significantly from the prior year. The Group's maximum exposure to credit risk is the carrying value of its financial assets.

Management of credit risk

The Group manages credit risk in respect of cash and cash equivalents by using reputable financial institutions to safeguard these financial assets. Management does not expect any financial losses as a result of these relationships.

The Group manages credit risk in respect of accounts receivables by performing initial credit evaluations of the financial condition of its customers. Periodic reviews of outstanding customer balances are performed by management. Management does not expect any significant counterparties to fail to meet their obligations. Management believe that unimpaired amounts that are past due are still collectible in full.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2018

*(stated in United States dollars)***5. Financial risk management (continued)**

The Group's aging of accounts receivables at the reporting date was:

	Gross 2018	Impairment 2018	Gross 2017	Impairment 2017
0 to 30 days	317,122	(3,133)	295,475	-
31 to 60 days	81,707	(1,236)	21,575	-
61 to 90 days	12,666	(311)	24,200	-
More than 91 days	734,282	(158,270)	371,056	(171,061)
US\$	1,145,777	(162,950)	712,306	(171,061)

Impairment of trade receivables is based on a loss provision matrix determined by the Company as disclosed in note 3.

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Group will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The Group's approach to managing liquidity is to ensure, as far as possible, that it will always have sufficient liquidity to meet its liabilities when due, under both normal and stressed conditions, without incurring unacceptable losses or risking damage to the Group's reputation. The nature of the Group's exposure to liquidity risk and its objectives, policies and processes for managing liquidity risk have not changed significantly from the prior year.

(d) Market risk

Market risk is the risk that changes in market prices, such as foreign exchange rates, will affect the Group's income or the value of its holdings of financial instruments. The objective of market risk management is to manage and control market risk exposures within acceptable parameters, while optimising the return.

(e) Currency risk

Currency risks arise as a portion of the Group's payment of expenses are in Cayman Island dollars. Currency risk is mitigated as the Cayman Islands dollar is fixed against the United States dollar.

(f) Capital management

The Group's regulator, the Cayman Islands Monetary Authority (the "Authority"), sets and monitors capital requirements for the Group under the Monetary Authority Law (2018 Revision), the Companies Management Law (2018 Revision), the Insurance Law, 2010, the Mutual Funds Law (2015 Revision) and the Bank and Trust Companies Law (2018 Revision). The Group is required to have a minimum net worth of CI\$400,000 (US\$500,000) and has a 3 month filing deadline after year end date. The Group's policy is to maintain a strong capital base to sustain future development of the business. The Group has complied with all imposed capital requirements throughout the year, and there were no material changes to the Group's management of capital during the year.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2018

*(stated in United States dollars)***6. Revenue**

The Group derives its revenue from contracts with customers for the transfer of services during the year in the following major service lines.

	2018	2017
Directorship Services	8,264,753	8,858,002
Management Fee from related party	610,148	561,854
Registered office services	618,767	656,244
Captive insurance management	164,183	167,500
Trustee services	140,080	117,296
Anti-money Laundering Services	108,938	-
Other	83,985	63,334
	US\$ 9,990,854	10,424,230

Annual fees are fee charged for the services noted above to client companies. This is mainly in the form of fixed fees, with additional fees earned on a time spent basis as charged throughout the year. Under IFRS 15, this revenue is recognised overtime as the performance obligations are satisfied throughout the financial year, which is consistent with the contract period. There was no material change in the amount or timing of revenue recognition previously reported under IAS 18.

The Group has no contract assets. The following table provides information about the contract liabilities from contracts with customers, the figures below constitute the revenue portion of amounts represented as unearned income and payable to customers:

	Contract Liabilities	
	2018	2017
Revenue recognized from previous years' contract liabilities	644,523	425,248
Increases due to payments received that relate to the following years' revenue	(605,299)	(644,523)

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2018

(stated in United States dollars)

7. Accounts receivable

	2018	2017
Gross accounts receivable	1,145,777	712,306
Provision for doubtful accounts	(162,950)	(171,061)
	US\$ 982,827	541,245
Movements in the provision for doubtful accounts during the year are as follows:		
	2018	2017
Balance at beginning of year	171,061	5,567
Charge to consolidated statement of comprehensive income	80,230	228,308
Recoveries of doubtful debts	(22,880)	(2,610)
Doubtful debts written off	(65,461)	(60,204)
	US\$ 162,950	171,061

8. Property and equipment

2018	Office building	Computer equipment	Furniture & equipment	Leasehold improvements	Total
Cost:					
Balance at beginning of year	341,637	399,545	236,413	156,891	1,134,486
Additions	-	14,268	19,372	-	33,640
Disposals	-	(10,817)	(15,969)	-	(26,786)
Balance at end of year	341,637	402,996	239,816	156,891	1,141,340
Accumulated depreciation:					
Balance at beginning of year	177,692	346,243	171,807	83,549	779,291
Charge for year	4,098	20,558	7,756	7,335	39,747
Disposals	-	(7,948)	(6,854)	-	(14,802)
Balance at end of year	181,790	358,853	172,709	90,884	804,236
Net book value at December 31, 2018 US\$	159,847	44,143	67,107	66,007	337,104

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2018

*(stated in United States dollars)***8. Property and equipment (continued)**

2017	Office building	Computer equipment	Furniture & equipment	Leasehold improvements	Total
Cost:					
Balance at beginning of year	341,637	374,403	236,413	156,891	1,109,344
Additions	-	25,142	-	-	25,142
Balance at end of year	341,637	399,545	236,413	156,891	1,134,486
Accumulated depreciation:					
Balance at beginning of year	173,489	318,148	164,318	75,400	731,355
Charge for year	4,203	28,095	7,489	8,149	47,936
Balance at end of year	177,692	346,243	171,807	83,549	779,291
Net book value at December 31, 2017 US\$	163,945	53,302	64,606	73,342	355,195

9. Share capital

	2018	2017
Authorised:		
80,000 shares of C\$1 each	80,000	80,000
Issued and fully paid:		
41,667 shares	US\$ 50,000	50,000

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements (continued)**

December 31, 2018

*(stated in United States dollars, except for the par value of share capital)***10. Lease commitments**

The future minimum lease payments under non-cancellable leases are as follows:

	2018	2017
Less than one year	330,786	192,958
Between two and five years	US\$ 523,744	-

On 4 June 2018, the Group renewed the lease agreement for office space with the term commencing August 1, 2018 for a period of three years.

During the year ended December 31, 2018, the Group incurred rent expense from the lease of its office space and satellite parking of US\$343,693 (2017: US\$343,693).

11. Defined contribution pension plan

The Group participates in the Fidelity Pension Plan, a defined contribution pension scheme. The Group is required to match each employee's contribution on a one to one basis up to 5% of the employee's annual salary. During the year ended December 31, 2018, the Group contributed US\$116,247 (2017: US\$120,976).

12. Related party transactions

During the year ended December 31, 2018, the Group earned the following administration and management fees from its affiliated companies:

	2018	2017
Corporate Filing Services Ltd.	US\$ 610,148	561,854
IMS Securities Ltd.	115,981	127,287

Amounts due from related affiliates are as follows:

	2018	2017
Corporate Filing Services Ltd.	US\$ 154,711	200,107

During the year ended December 31, 2018, the Group paid US\$ 4,245,139 (2017: US\$4,685,511) in short-term employment benefits and US\$91,120 (2017: US\$93,255) in long-term employment benefits to key management personnel.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2018

(stated in United States dollars)

12. Contingencies

The Group, in its fiduciary capacity, may be a party to litigation and claims in the normal course of business. In the opinion of the Directors, which is based on the advice of the Group's legal counsel, no contingency provisions are required at 31 December 2018 (2017: Nil).

13. Subsequent events

In preparing these consolidated financial statements, management has evaluated and disclosed all material subsequent events up to March 27, 2019 which is the date that the consolidated financial statements were available to be issued.

4 【利害関係人との取引制限】

利益相反

投資者は、以下の潜在的利益相反に注意する必要があります。

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「関係当事者」といいます。)の各々は、場合によりサブ・ファンドとの利益相反を招き得る他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することがあります。かかる活動には、他の投資信託の受託者、管理事務代行者、保管者、管理者または販売者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーまたは代理人として行為することが含まれます。特に、管理会社は、サブ・ファンドのそれと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する運用または助言に関与することが予想されます。さらに、受託会社の関連会社は、サブ・ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなります。利害関係者は、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとします。利益相反が生じた場合、受託会社または管理会社(のうち該当する方)は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとします。

各サブ・ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができます。関係当事者(受託会社を除きます。)は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができます。関係当事者は、類似の投資対象がサブ・ファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の計算において投資対象を購入、保有または取引することができます。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がサブ・ファンドによりもしくはその計算において保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができます。さらに、関係当事者は、当該サブ・ファンドのためであるか否かを問わず当該サブ・ファンドの計算において行ったサブ・ファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができます。

5 【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更されます。

(2) 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

2019年9月19日現在、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) G.A.S.(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

① 資本金の額

2019年6月末日現在、資本金の額は、480,000米ドル(5,174万円)です。

② 事業の内容

受託会社は、トラストのような集合的投資スキームの受託者、保管者およびミューチュアル・ファンド管理者として行為する免許をケイマン諸島総督より受けています。受託会社の最終的な親会社は、東京証券取引所に上場されている日本籍の会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。

(2) エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド(「管理事務代行会社」)

① 資本金の額

2019年6月末日現在、資本金の額は、400,000英ポンド(5,463万円)および62,500,000ユーロ(76億5,563万円)です。

(注) ポンドの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2019年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ポンド=136.57円)によります。以下、ポンドの円金額表示は、すべてこれによります。

ユーロの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2019年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=122.49円)によります。

② 事業の内容

管理事務代行会社は、1995年にアイルランドで設立され、その最終的な親会社は、普通株式を東京証券取引所に上場している日本籍の会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。管理事務代行会社は、多くの法域において設定された集合的投資スキームに対し業務を提供しています。

(3) スミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッド(「保管会社」)

① 資本金の額

2019年6月末日現在、資本金の額は、1,784,806ポンド(2億4,375万円)です。

② 事業の内容

保管会社は、1986年に英国において設立され、その最終的な持株会社は、東京証券取引所に上場している日本籍の会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。保管会社は、連合王国において保管業務を行うために連合王国の金融庁の認可を受けています。

(4) 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(「投資運用会社」)

① 資本金の額

2019年6月末日現在、資本金の額は、15億5,000万円です。

② 事業の内容

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、1986年2月に設立され、東京に本拠を置く独立した投資運用会社です。同社は、普通株式を東京証券取引所に上場した日本の会社であるSOMPOホールディングス株式会社の完全子会社です。投資運用会社は、金融商品取引業者として登録

されており、金商法に基づき投資運用業および投資顧問業を行う資格を有しています。2019年3月末日現在、投資運用会社の受託資産額は、年金投資一任1兆5,758億円、投資信託7,568億円です。

(5) アク・ポルトフェイ・イエネティミ・アノニム・シルケティ(「副投資運用会社」)

① 資本金の額

2019年7月末日現在、資本金の額は、1,000万トルコリラ(1億8,690万円)です。

② 事業の内容

アク・ポルトフェイ・イエネティミ・アノニム・シルケティは、2000年に設立され、トルコのイスタンブールに本拠を置いています。2019年7月末日現在、副投資運用会社は約355億トルコリラの運用資産を有しており、投資信託への投資残高は385,000トルコリラです。

(6) 東海東京証券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、60億円です。

② 事業の内容

東海東京は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(7) エイチ・エス証券株式会社(「販売会社」)

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、30億円です。

② 事業の内容

エイチ・エス証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(8) 株式会社SBI証券(「販売会社」)

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、483億2,300万円です。

② 事業の内容

株式会社SBI証券は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(9) 安藤証券株式会社(「販売会社」)

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、22億8,000万円です。

② 事業の内容

安藤証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(10) ワイエム証券株式会社(「販売会社」)

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、12億7,000万円です。

② 事業の内容

ワイエム証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(11) 楽天証券株式会社(「販売会社」)

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、74億9,500万円です。

② 事業の内容

楽天証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(12) カブドットコム証券株式会社(「販売会社」)

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、71億9,600万円です。

② 事業の内容

カブドットコム証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(13) むさし証券株式会社(「販売会社」)

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、50億円です。

② 事業の内容

むさし証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(14) 池田泉州T T証券株式会社(「販売会社」)

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、12億5,000万円です。

② 事業の内容

池田泉州T T証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(15) 水戸証券株式会社(「販売会社」)

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、122億7,200万円です。

② 事業の内容

水戸証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(16) SMBC日興証券株式会社(「販売会社」)

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、100億円です。

② 事業の内容

SMBC日興証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(17) 藍澤證券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、80億円です。

② 事業の内容

藍澤證券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(18) 西日本シティTT証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、30億円です。

② 事業の内容

西日本シティTT証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(19) ほくほくTT証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、12億5,000万円です。

② 事業の内容

ほくほくTT証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(20) マネックス証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、122億円です。

② 事業の内容

マネックス証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(21) 三田証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、5億円です。

② 事業の内容

三田証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(22) キャピタル・パートナーズ証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、10億円です。

② 事業の内容

キャピタル・パートナーズ証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(23) エース証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、88億3,100万円です。

② 事業の内容

エース証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(24) 北洋証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、30億円です。

② 事業の内容

北洋証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

（注）2019年4月1日付で、上光証券株式会社から北洋証券株式会社に社名を変更しました。

(25) 東洋証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、134億9,400万円です。

② 事業の内容

東洋証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(26) 四国アライアンス証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、30億円です。

② 事業の内容

四国アライアンス証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(27) ニュース証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、10億円です。

② 事業の内容

ニュース証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(28) 十六TT証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、30億円です。

② 事業の内容

十六TT証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

(29) 大熊本証券株式会社（「販売会社」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、資本金の額は、3億4,300万円です。

② 事業の内容

大熊本証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

2 【関係業務の概要】

(1) G.A.S.(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

G.A.S.(ケイマン)リミテッドは、トラストの受託会社です。受託会社は、基本信託証書に基づき、各サブ・ファンドの管理事務およびトラストの受益者名簿の管理に関する責任を負います。

受託会社は、基本信託証書に基づき同社に付与される権利、特権、権限、義務、信託および裁量のすべてまたは一部を、一切の個人、団体、会社または法人に対し委託する権利を有しています。受託会社は、適用ある法令に基づき、委託先または再委託先の行為を監督する義務を負うものではなく、受託会社が当該委託先を誠意をもって、重過失および悪意なく選任した場合には、いずれかの委託先または再委託先の作為または不作為により発生したトラスト(一切のサブ・ファンドを含む。)に対する一切の損失について、受益者に対し責任を負わないものとします。ただし、当該損失が、受託会社またはその委託先もしくは関連会社である再委託先の詐欺、害意、重過失、故意の不履行または不注意に直接起因する場合を除くものとします。

受託会社は、一切の潜在的な債権者との取引において、当該取引の結果、支払期日が到来したまたは到来する当該債権者に対し支払われる債務の支払いについて、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産にのみ依拠することを確保するものとします。

受託会社は、(基本信託証書に基づく適切な権利の行使および義務の履行において、)受託会社がサブ・ファンドに関し受託会社として受ける可能性のある訴訟、経費、請求、損害、費用または要求につき補償を受ける目的で、サブ・ファンドの現金、その他の財産および資産に対する請求権を有するものとします。ただし、受託会社の詐欺、害意、重過失、故意の不履行または不注意による作為もしくは不作為に起因する訴訟、経費、請求、損害、費用または要求の場合を除きます。疑義を避けるために付言すると、受託会社は、他のサブ・ファンドに関し発生する債務に関し、あるサブ・ファンドの現金その他の財産および資産から補償を受けることはできないものとし、過去または現在の受益者から補償を受けることもできないものとします。

受託会社は、基本信託証書に記載される種々の事項に関し一切責任を負わないものとします。受託会社は、トラストまたは一切のサブ・ファンドのために、トラストまたは関連するサブ・ファンドに業務を提供する他の役務提供者と契約(受託会社がその絶対裁量により適切とみなす補償に関する規定を含みます。)を締結する権限を有します。

受託会社は、管理会社に対し90日前までに書面により通知した上で、退任することができます。かかる退任は、後継の受託会社を選任しなければ有効となりません。受益者は、受益者決議により、いつでも受託会社を解任し、また後継の受託会社を選任することができます。

(2) エスエムティー・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド(「管理事務代行会社」)

受託会社および管理会社は、受託会社、管理会社および管理事務代行会社の間で平成25年6月11日に締結された管理事務代行業務契約(以下「管理事務代行契約」といいます。)の条項に基づき、トラストの管理事務代行会社としてエスエムティー・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッドを選任しました。管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの業務に関連し要求される管理事務代行業務(サブ・ファンドの財務記録の維持、各サブ・ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の集計および公表、受益証券の発行、名義書換および買戻しに関する登録事務および名義書換代行業務の提供、販売代金の集金および買戻代金の支払いを含む。)を提供する責任を負います。

管理事務代行会社は、各サブ・ファンドがその投資目的、投資方針、投資制限または借入制限を遵守しているかについて責任を負わないものとし、また当該サブ・ファンドの他の役務提供者の業務を監視する責任も負わないものとします。

管理事務代行契約は、90日前までに書面により通知をすることによりいずれかの当事者によって終了されるものとし、またはいずれかの当事者の支払不能もしくは違反を認識した後も改善策をとらなかったといった一定の状況において書面により通知をする場合には直ちに、終了されるものとします。管理事務代行契約は、アイルランド法に準拠するものとし、また同法に従って解釈されるものとします。管理事務代行契約には、受託会社が管理事務代行会社およびその委託先、代理人および従業員に対し、その任務の履行に関し行なわれた、または被った、または生じた一切の訴訟、訴訟手続、損害、請求、経費、要求および費用(合理的な弁護士報酬および専門家報酬を含みます。)について、関連するサブ・ファンドの信託財産の中から補償および保護を与えなければならないこと(ただし、管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の義務の履行における同社の過失、詐欺、害意、故意の不履行または不注意に起因する場合を除きます。)が定められています。

(3) スミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッド(「保管会社」)

受託会社および管理会社は、保管契約の条項に基づき、トラストの資産の保管会社として行為するスミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッドを選任しました。

保管会社は、その任務の全部もしくは一部を履行するために、またはその裁量を行使するために、副保管会社、ノミニーまたは代理人を随時選任することができます。保管契約には、保管会社が安全に保管している資産の一部もしくは全部を第三者に委託したという事実によって、同社の責任は影響を受けないと定められています。保管会社は、その責任を果たすために、適切な副保管会社を選定する際、合理的な技能、注意、誠実さが求められるものとし、また副保管契約の存続期間中、副保管会社がトラストまたは関連するサブ・ファンドに対し保管業務を提供する適任者であるということにつき、受託会社を納得させる責任を負うものとします。保管会社は、副保管会社について適切な水準の監督を行わなければならないものとし、また副保管会社の義務が実効的に果たされていることを確認するために定期的に適切な調査を行わなければならないものとします。

保管契約は、英国法に準拠するものとし、また同法に従って解釈されるものとします。保管会社の選任は、保管会社または受託会社のいずれかが他方当事者に対し90日前までに書面により通知することにより終了されます。

保管契約に基づき、保管会社は、管理会社または投資顧問会社としては行為しないものとし、資産の選択、取得および処分に関する責任は常に受託会社にあるものとします。

保管会社(およびその取締役、役員、事務員、従業員および代理人)は、投資対象が保管会社の名義で登録されたという事実によって直接的または間接的に生じた、または保管契約に基づきもしくはは一切の指示に従った保管会社の一切の作為または不作為によって直接的もしくは間接的に生じた、第三者によるあらゆる訴訟、訴訟手続、請求、要求、損失、損害、経費および費用(これらから生じるもしくはこれらに関連して生じる弁護士および専門家報酬を含みますが、これらに限られません。)(保管資産またはその一部、および／または保管資産の記録保有者としての保管会社または保管会社のノミニもしくはは代理人に対して課せられた一切の税金または他の政府課徴金およびこれらに関連する一切の費用を含みますが、これらに限られません。ただし、保管会社の側の詐欺、故意の不履行または過失に起因して生じた(作為もしくは不作為のいずれによるかは問いません。))負債、損失、損害、経費および費用を除きます。))について、保管資産から補償を受ける権利を有するものとします。

(4) 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント(「投資運用会社」)

投資運用会社は、管理会社から委託を受け、サブ・ファンドの信託財産の投資および再投資を管理する業務を行います。

管理会社は、(投資運用契約に基づく適切な権利の行使および義務の履行において、)投資運用会社が課され、被りまたは行使される可能性のあるすべてのあらゆる負債、義務、損失、損害、罰則、訴訟、判決、訴訟手続、合理的経費、費用またはあらゆる種類、性質の支払い(以下「補償債務」といいます。))に関し、投資運用会社がサブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有することに同意します。ただし、投資運用会社は、投資運用会社またはその使用者、代理人もしくは委託先の側の詐欺、悪意、重過失、故意の不履行もしくは不注意による作為または不作為に起因する補償債務に関しては、当該補償を受けることはできないものとします。

投資運用会社の選任は、関係当事者との誠実な協議の上、管理会社が投資運用会社に90日前までに書面にて終了する旨を通知することにより何時でも、また投資運用契約に記載されているその他の状況において終了します。

(5) アク・ポルトフェイ・イエネティミ・アノニム・シルケティ(「副投資運用会社」)

アク・ポルトフェイ・イエネティミ・アノニム・シルケティは、投資運用会社から委託を受け、サブ・ファンドの信託財産の投資および再投資を管理する業務を行います。

副投資運用会社は投資運用会社により、(副投資運用契約に基づく適切な権利の行使および義務の履行において、)投資運用会社が課され、被りまたは行使される可能性のあるすべて補償債務に関し、サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有します。ただし、副投資運用会社は、副投資運用会社または使用者、代理人もしくは委託先の側の詐欺、悪意、重過失、故意の不履行もしくは不注意による作為または不作為に起因する補償債務に関しては、当該補償を受けることはできないものとします。

副投資運用会社の選任は、投資運用会社または副投資運用会社が他方当事者に対し、90日前までに書面により終了する旨を通知することにより何時でも、また副投資運用契約に記載されているその他の状況において解除され得る。

(6) 東海東京証券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

代行協会員としての業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として東海東京証券株式会社(以下「東海東京」という。)を選任しました。管理会社は、随時、追加の販売会社を選任することができます。

東海東京の選任は、管理会社または販売会社としての東海東京が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

管理会社は、日本法および日本証券業協会によって採択された外国証券の取引に関する規則に従うために日本における代行協会員として東海東京証券株式会社を選任しました。代行協会員契約に基づき、代行協会員は、英文目論見書および付属書1に基づいて作成された和文目論見書を配布し、受益証券1口当たり純資産価格を公表し、また日本法および／または日本証券業協会の規則によって要求される各サブ・ファンドの財務書類が日本において入手可能となるよう手配する責任を負います。

代行協会員の選任は、管理会社または代行協会員が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(7) エイチ・エス証券株式会社(「販売会社」)

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてエイチ・エス証券株式会社を選任しました。

エイチ・エス証券株式会社の選任は、管理会社またはエイチ・エス証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(8) 株式会社SBI証券(「販売会社」)

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として株式会社SBI証券を選任しました。

株式会社SBI証券の選任は、管理会社または株式会社SBI証券が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(9) 安藤証券株式会社(「販売会社」)

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として安藤証券株式会社を選任しました。

安藤証券株式会社の選任は、管理会社または安藤証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(10) ワイエム証券株式会社(「販売会社」)

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてワイエム証券株式会社を選任しました。

ワイエム証券株式会社の選任は、管理会社またはワイエム証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(11) 楽天証券株式会社(「販売会社」)

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として楽天証券株式会社を選任しました。

楽天証券株式会社の選任は、管理会社または楽天証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(12) カブドットコム証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてカブドットコム証券株式会社を選任しました。

カブドットコム証券株式会社の選任は、管理会社またはカブドットコム証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(13) むさし証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてむさし証券株式会社を選任しました。

むさし証券株式会社の選任は、管理会社またはむさし証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(14) 池田泉州T T証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として池田泉州T T証券株式会社を選任しました。

池田泉州T T証券株式会社の選任は、管理会社または池田泉州T T証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(15) 水戸証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として水戸証券株式会社を選任しました。

水戸証券株式会社の選任は、管理会社または水戸証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(16) SMBC日興証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてSMBC日興証券株式会社を選任しました。

SMBC日興証券株式会社の選任は、管理会社またはSMBC日興証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(17) 藍澤證券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として藍澤證券株式会社を選任しました。

藍澤證券株式会社の選任は、管理会社または藍澤證券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(18) 西日本シティTT証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として西日本シティTT証券株式会社を選任しました。

西日本シティTT証券株式会社の選任は、管理会社または西日本シティTT証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(19) ほくほくTT証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてほくほくTT証券株式会社を選任しました。

ほくほくTT証券株式会社の選任は、管理会社またはほくほくTT証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(20) マネックス証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてマネックス証券株式会社を選任しました。

マネックス証券株式会社の選任は、管理会社またはマネックス証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(21) 三田証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として三田証券株式会社を選任しました。

三田証券株式会社の選任は、管理会社または三田証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(22) キャピタル・パートナーズ証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてキャピタル・パートナーズ証券株式会社を選任しました。

キャピタル・パートナーズ証券株式会社の選任は、管理会社またはキャピタル・パートナーズ証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(23) エース証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてエース証券株式会社を選任しました。

エース証券株式会社の選任は、管理会社またはエース証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(24) 北洋証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として北洋証券株式会社を選任しました。

北洋証券株式会社の選任は、管理会社または北洋証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(25) 東洋証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として東洋証券株式会社を選任しました。

東洋証券株式会社の選任は、管理会社または東洋証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(26) 四国アライアンス証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として四国アライアンス証券株式会社を選任しました。

四国アライアンス証券株式会社の選任は、管理会社または四国アライアンス証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(27) ニュース証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社としてニュース証券株式会社を選任しました。

ニュース証券株式会社の選任は、管理会社またはニュース証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(28) 十六TT証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として十六TT証券株式会社を選任しました。

十六TT証券株式会社の選任は、管理会社または十六TT証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

(29) 大熊本証券株式会社（「販売会社」）

管理会社は、受益証券販売買戻契約の条項に基づき、日本における受益証券の販売会社として大熊本証券株式会社を選任しました。

大熊本証券株式会社の選任は、管理会社または大熊本証券株式会社が他方当事者に対し3ヶ月前までに書面で通知することにより解除しない限り、当該解除時までは継続するものとします。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

第3 【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2018年改訂）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改訂）または地域会社（管理）法（2019年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2018年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,992（2,946のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2019年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2018年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF 3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2およびMF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- (ii) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- (iii) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の(i)および(ii)に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の(iii)に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF 4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行

しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有し

ているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2018年改訂）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証

による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改訂）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと

- (v) C I M Aの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、C I M Aに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) C I M Aから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M Aに対し提出すること
 - (b) C I M Aの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) C I M Aの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M Aの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M Aがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M Aが第8.10項による措置を執った場合、C I M Aは、グランドコートに対して、C I M Aが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、管理者がC I M Aに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M Aに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、推奨をC I M Aに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M Aが判断する場合、C I M Aは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグラントコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラントコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること

- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2019年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に對し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2019年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清 算

13.1 会 社

会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税 金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること

- (v)一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (vi)管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - (vii)別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - (viii)一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b)本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c)管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d)管理事務代行会社はケイマン諸島または同等の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

- (a)一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b)本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c)保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d)保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2019年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、

- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- (iii)株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (iv)取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v)当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (vi)本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i)株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (ii)当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- (iii)当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- (i)投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- (ii)マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- (iii)一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、

ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監 査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明

- (xiii)一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (xiv)一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (xv)一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (xvi)一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (xvii)一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (xviii)一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (xix)投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx)一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xxi)以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xxii)管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xxiii)保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv)投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4 【その他】

- (1) 目論見書に図案を使用することがあります。
- (2) 交付目論見書には次の文章および事項が記載されることがあります。

「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」

「この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。」

「サブ・ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされておりますのでご注意ください。」

「EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。」

「サブ・ファンドの受益証券の価格は、サブ・ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。」

「サブ・ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。また、外国投資信託であるサブ・ファンドは元本保証のない金融商品です。」

「投資信託は預貯金と異なります。」

「サブ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。」

ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要である旨。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法、または、届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

- (3) 請求目論見書の表紙には次の文章が記載されます。

「請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。」

- (4) 交付目論見書に運用実績として最新の数値を記載することがあります。
- (5) 受益証券の券面は発行されません。

別紙A

定義

本書では、以下の表現は、それぞれ以下の意味を有します。

「営業日」	ニューヨーク、東京、イスタンブール、ロンドン、ダブリンおよびマルタのそれぞれにおいて、銀行が全日営業をしている日(土曜日、日曜日または公休日を除きます。)、および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。
-------	---

「英文目論見書」	2014年8月付のトラストに関する英文目論見書(随時変更、追補または更新されます。)をいいます。
「FIEL」	日本の金融商品取引法(1948年法律25号、改正済み)をいいます。
「FSA」	日本の金融庁をいいます。
「買戻請求書」	付属書に添付される買戻請求のための様式または管理会社が承認するその他の様式をいいます。
「買戻日」	各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。
「価額」	基本信託証書に従って算定される、サブ・ファンドの信託財産に含まれる資産の価値をいいます。
「監査人」	KPMG(ケイマン諸島)、または受託会社によって随時トラストの監査人として選任されるその他の個人もしくは団体をいいます。
「管理会社」	トラストの管理会社としての資格により行為するインターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッドまたは基本信託証書に従って随時管理会社として選任されるその他の個人もしくは団体をいいます。
「管理事務代行会社」	エスエムティー・ファンド・サービスーズ(アイルランド)リミテッドまたはトラストもしくははいずれかのサブ・ファンドの受託会社および管理会社によって随時、管理事務代行会社として選任されるその他の個人もしくは団体をいいます。
「管理事務代行契約」	トラストの管理事務代行者としての管理事務代行会社の選任に関する受託会社、管理会社および管理事務代行会社の間で締結される2013年6月11日付の契約をいいます。
「関連会社」	ある会社に関して、当該会社の子会社、または当該会社の持株会社、もしくは当該持株会社の子会社であるいずれかの会社をいいます。
「基準金額」	0.01トルコリラをいいます。
「基本信託証書」	トラストの設定に関し、受託会社および管理会社との間で締結される2013年6月10日付の基本信託証書(随時変更または追補されます。)をいいます。
「KLFB」	関東財務局をいいます。
「ケイマン諸島ドル」	ケイマン諸島の法定通貨をいいます。
「子会社」	別の会社、すなわち「持株会社」が (a) その議決権の過半数を保有する、または (b) その構成員であり、また、その取締役会の過半数を選任もしくは解任する権利を有する、または

(c) その構成員であり、また他の構成員との合意により、単独で、その議決権の過半数を支配する会社をいい、

また、それがある会社の子会社であるという場合は、かかる会社自身が当該持株会社の子会社であることをいいます。

「サブ・ファンド」 基本信託証書および追補証書に基づき設定されたトラストのサブ・ファンドであるトルコリラ・マネー・マーケット・ファンドをいいます。

「サブ・ファンド決議」 あるサブ・ファンドの発行済み受益証券口数の2分の1以上を保有する者により書面で承認された決議、または当該サブ・ファンドの受益者総会において当該サブ・ファンドの発行済み受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により承認された決議をいいます。

「JSDA」 日本証券業協会をいいます。

「重過失」 ある者が自身の作為または不作為の結果の重大性を不注意により顧みないで行為する、過失を超える行動の水準をいいます。

「受益者」 その時点における受益証券の登録保有者(共同で登録されている者を含みます。)をいいます。

「受益者決議」 (i)トラストが「投資信託」であるものの「規制投資信託」(かかる用語はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2019年改正済み)において定義されています。)ではない場合において適宜、また、基本信託証書の第39条(c)項の目的においてのみ、すべてのサブ・ファンドの受益者の過半数によって書面で合意された決議をいい、また、(ii)その他のあらゆる場合において、受益証券1口当たり純資産価格の合計額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の50パーセント以上となる受益証券の保有者によって書面で合意された決議、または当該総会基準日に受益者本人もしくは代理人が出席する受益者総会において、受益証券1口当たり純資産価格の合計額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の50パーセント以上となる受益証券を保有する受益者によって可決された決議をいいます。

「受益者名簿」 基本信託証書の規定に従って保持することが要求される、受益者の名簿をいいます。

「受益証券」 サブ・ファンドの受益証券をいいます。

「受益証券販売買戻契約」 管理会社および販売会社間の受益証券販売買戻契約をいいます。

「受益証券1口当たり純資産価格」 純資産総額を計算時点において発行済み受益証券口数で除して算出し、小数第3位を四捨五入した価格をいいます。

「受託会社」 トラストの受託者としての資格により行為するG.A.S.(ケイマン)リミテッドまたは基本信託証書に従って随時受託会社として選任されるその他の団体をいいます。

「純資産総額」	基本信託証券の規定に従って計算される、サブ・ファンドのすべての資産からサブ・ファンドのすべての負債を引いた価額をいいます。サブ・ファンドの純資産総額は、サブ・ファンドの表示通貨によって決定されるものとします。純資産総額の決定に際しては、受託会社は、基本信託証券に定められる評価原則に従うものとします。
「信託財産」	各サブ・ファンドの信託により受託会社が保有する金額ならびに関連するサブ・ファンドの受益証券の発行手取金およびその時点で関連するサブ・ファンドの信託として受託会社が保有している、または保有しているとみなされるすべての現金その他の財産および資産を合わせたものをいいます。
「設定日」	2013年9月24日をいいます。
「代行協会員」	東海東京証券株式会社またはサブ・ファンドに関して代行協会員として選任されるその他の者をいいます。
「代行協会員契約」	2013年9月9日付の管理会社および代行協会員の間の代行協会員契約をいいます。
「追補証書」	サブ・ファンドに関して2013年6月10日付で受託会社および管理会社の間で締結され、2013年8月27日付で受託会社および管理会社の間で締結された追補証書によって修正された追補証書をいいます。
「適格投資家」	(a)米国の市民もしくは居住者、米国内で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、米国の法律に基づき設立された、もしくは米国内に存続する法人、信託、もしくはその他の法的主体、または(1933年米国改正証券法に基づくレギュレーションSに定義されます)米国人もしくは米国人の利益のために受益証券を保有するか保有する予定の個人、法人、もしくは法的主体、(b)ケイマン諸島に居住し、または拠点を置く者(慈善目的の信託もしくは慈善団体、またはケイマン諸島の免税会社もしくは非居住会社を除きます。)、(c)適用ある法律に違反することなく受益証券を購入または保有することができない者、(d)上記(a)ないし(c)に記載される個人、法人、もしくは法的主体のための保管者、ノミニー、もしくは受託者、のいずれにも該当しない個人、法人、もしくは法的主体をいい、ならびに／または特定のサブ・ファンドに関して、もしくはいずれかのサブ・ファンドの特定のクラスに関して、管理会社が随時指定するその他の個人、法人もしくは法的主体をいいます。
「投資運用会社」	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社をいいます。
「投資運用契約」	2013年9月13日付の管理会社および投資運用会社の間の投資運用契約をいいます。
「投資対象」	いずれかの個人、団体(法人格の有無を問いません。)、ファンド、信託または世界のいずれかの国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、債券、社債、優先株、ワラント、転換社債、貸株、ユニット・トラストの受益証券または二次的受益証券、パートナーシップの持分、ストック・オプション、先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、レポ契約、リバース・レポ契約、譲渡性預金証書、為替手形、約束手形もしくはあらゆる種類の有価証券(派生商品を含みます。)、または上記の者に対する貸付(もしくはローン・パーティシペーション)、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加権をいいます。

「投信法」	日本の投資信託および投資法人に関する法律(1951年法律198号、改正済み)をいいます。
「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき、基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・トラストであるマルチ・ストラテジーズ・ファンドをいいます。
「取引日」	各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。
「トルコリラ」 または「TRY」	トルコ共和国の法定通貨であるトルコリラをいいます。
「販売会社」	東海東京証券株式会社または受益証券の販売会社として管理会社によって随時選任されるその他の者をいいます。
「評価時点」	サブ・ファンドの各評価日に最後に終了する関連する市場の取引終了時、または管理会社が受託会社と協議した上でサブ・ファンドに関して随時決定するその他の日時をいいます。
「評価日」	各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。
「副投資運用会社」	アク・ポルトフェイ・イエネティミ・アノニム・シルケティをいいます。
「副投資運用契約」	2013年9月13日付の投資運用会社および副投資運用会社の間の副投資運用契約をいいます。
「付属書」	本書に記載されているサブ・ファンドに関する英文目論見書の関連する付属書をいいます。
「分配金再投資日」	各暦月の最終取引日の直前の取引日または管理会社がサブ・ファンドの受益証券に関し随時決定するその他の日をいいます。
「分配日」	受益証券1口当たり純資産価格が基準金額を超えた各取引日をいいます。
「米国または合衆国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。
「米国GAAP」	米国において一般に公正妥当と認められた会計原則をいいます。
「米ドル」 および 「US\$」	米国の法定通貨をいいます。
「保管会社」	スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッド、またはトラストもしくはいずれかのサブ・ファンドに関し受託会社によって随時保管会社として選任されるその他の団体をいいます。
「保管契約」	トラストの保管者としての保管会社の選任に関する受託会社および保管会社の間で締結される2013年6月11日付の契約をいいます。

「補償債務」	「第三部 特別情報 第2 その他の関係法人の概況 2 関係業務の概要 (4) 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(「投資運用会社」)」に定義される意味を有するものとします。
「申込書」	付属書に添付された、受益証券または(必要に応じて)追加の受益証券のための申込書または、管理会社が承認する他の申込書をいいます。
「持株会社」	「子会社」の定義を参照のこと。
「ユーロ」	欧州経済・通貨統合の参加国の法定通貨をいいます。

受託会社宛ての独立監査人の監査報告書

2019年3月19日に終了する計算期間

監査意見

我々は、2019年3月19日現在の有価証券明細表を含む貸借対照表、同日をもって終了する計算期間の損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュフロー計算書、並びに重要な会計方針の要約及び説明情報から成る注記で構成されているマルチ-ストラテジーズ・ファンドのシリーズ・トラストであるトルコリラ・マネー・マーケット・ファンド（以下「当シリーズ・トラスト」という。）の財務諸表の監査を行った。

我々は、添付の財務諸表が米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して、当シリーズ・トラストの2019年3月19日現在の財政状態並びに同日をもって終了する計算期間の経営成績及びキャッシュフローの状況を、すべての重要な点において適正に表示していると認める。

監査意見の基礎

我々は、国際監査基準（ISA）に準拠して監査を行った。本基準のもとでの我々の責任は、本監査報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。我々は、国際倫理基準審議会の倫理規範（以下「IESBA Code」という。）及びケイマン諸島における我々の財務諸表の監査に関する倫理義務に基づき、当シリーズ・トラストに対して独立性を保持しており、また、当該IESBA Codeで定められるその他の倫理上の責任を果たした。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

利用制限

本監査報告書は、契約条件に従って、受託会社のためだけに作成されたものである。我々の監査業務は、監査報告書において受託会社に対して意見を述べる義務がある事項について受託会社に意見を述べるために実施されており、それ以外の目的には適合しない。我々の監査業務、本監査報告書、または我々が形成した監査意見に関して、受託会社以外の者に対して、我々は責任を引き受けるものではなく、また責任を負うものではない。

財務諸表に対する経営者及び統治責任者の責任

経営者は、米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制に関する責任を有している。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、当シリーズ・トラストの継続企業の前提が成り立っているかどうかを評価し、継続企業の前提に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また、経営者が当シリーズ・トラストの清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である。

統治責任者の責任は、当シリーズ・トラストの財務報告プロセスの監視を行うことにある。

財務諸表監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体として財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、国際監査基準（ISA）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽記載を常に発見することを保証するものではない。虚偽記載は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々は、国際監査基準（ISA）に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、及び内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当シリーズ・トラストの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、当シリーズ・トラストの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の開示が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、当シリーズ・トラストは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務諸表の表示、構成及び内容を検討し、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む及び監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

2019年9月9日

Turkish Lira Money Market Fund
Independent Auditors' Report to the Trustee
For the year ended March 19, 2019

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Turkish Lira Money Market Fund (the “Series Trust”), a series trust of Multi Strategies Fund, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as at March 19, 2019, the statements of operations, changes in net assets and cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at March 19, 2019, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with U.S. generally accepted accounting principles.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the “Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) together with ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Restriction on Use

This report is made solely to the Trustee in accordance with the terms of our engagement. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to the Trustee in an auditor's report and for no other purpose. We do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trustee, for our audit work, for this report, or for the opinion we have formed.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with U.S. generally accepted accounting principles, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

September 9, 2019

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

受託会社宛ての独立監査人の監査報告書

2018年3月19日に終了する計算期間

監査意見

我々は、2018年3月19日現在の有価証券明細表を含む貸借対照表、同日をもって終了する計算期間の損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュフロー計算書、並びに重要な会計方針の要約及び説明情報から成る注記で構成されているマルチ-ストラテジーズ・ファンド（以下「当ファンド」という。）のシリーズ・トラストであるトルコリラ・マネー・マーケット・ファンド（以下「当シリーズ・トラスト」という。）の財務諸表の監査を行った。

我々は、添付の財務諸表が米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して、当シリーズ・トラストの2018年3月19日現在の財政状態並びに同日をもって終了する計算期間の経営成績及びキャッシュフローの状況を、すべての重要な点において適正に表示していると認める。

監査意見の基礎

我々は、国際監査基準（ISA）に準拠して監査を行った。本基準のもとでの我々の責任は、本監査報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。我々は、国際倫理基準審議会の倫理規範（以下「IESBA Code」という。）及びケイマン諸島における我々の財務諸表の監査に関する倫理義務に基づき、当シリーズ・トラストに対して独立性を保持しており、また、当該IESBA Codeで定められるその他の倫理上の責任を果たした。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

利用制限

本監査報告書は、契約条件に従って、受託会社のためだけに作成されたものである。我々の監査業務は、監査報告書において受託会社に対して意見を述べる義務がある事項について受託会社に意見を述べるために実施されており、それ以外の目的には適合しない。我々の監査業務、本監査報告書、または我々が形成した監査意見に関して、受託会社以外の者に対して、我々は責任を引き受けるものではなく、また責任を負うものではない。

財務諸表に対する受託会社及び統治責任者の責任

経営者は、米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制に関する責任を有している。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、当シリーズ・トラストの継続企業の前提が成り立っているかどうかを評価し、継続企業の前提に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また、経営者が当シリーズ・トラストの清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である。

統治責任者の責任は、当シリーズ・トラストの財務報告プロセスの監視を行うことにある。

財務諸表監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体として財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、国際監査基準（ISA）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽記載を常に発見することを保証するものではない。虚偽記載は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々は、国際監査基準（ISA）に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、及び内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当シリーズ・トラストの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、当シリーズ・トラストの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の開示が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、当シリーズ・トラストは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務諸表の表示、構成及び内容を検討し、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む及び監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

2018年9月12日

Independent Auditor's Report to the Trustee

For the year ended March 19, 2018

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Turkish Lira Money Market Fund (the “Series Trust”), a series trust of Multi Strategies Fund (the “Trust”), which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as at March 19, 2018, the statements of operations, changes in net assets and cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at March 19, 2018, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with U.S. generally accepted accounting principles.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the “Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) together with ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Restriction on Use

This report is made solely to the Trustee in accordance with the terms of our engagement. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to the Trustee in an auditor's report and for no other purpose. We do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trustee, for our audit work, for this report, or for the opinion we have formed.

Responsibilities of the Trustee and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with U.S. generally accepted accounting principles, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

September 12, 2018

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

KPMG
私書箱493
SIX クリケット・スクエア
グランド・ケイマン KY1-1106
ケイマン諸島
電話 +1 345 949 4800

取締役および株主宛て独立監査人の報告書

意見

我々は、インターナショナル・マネジメント・サービシズ・リミテッド（以下「当グループ」という。）の添付の連結財務諸表の監査を行った。連結財務諸表は、2018年12月31日現在の連結財政状態計算書ならびに同日をもって終了する事業年度の連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結キャッシュフロー計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明的情報からなる注記で構成される。

我々の意見では、添付の連結財務諸表は、すべての重要な点において、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従い、2018年12月31日現在の当グループの連結財政状態および同日をもって終了する事業年度の連結財務実績および連結キャッシュフローを適正に表示している。

意見の基礎

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。かかる基準に基づく我々の責任は、本報告書の「連結財務諸表の監査における監査人の責任」の項に詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会（IESBA）職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）およびケイマン諸島における連結財務諸表の我々の監査に関する倫理要件に従い当グループから独立しており、これらの要件およびIESBA規程に基づくその他の倫理的責任を果たしてきた。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供する目的において十分かつ適切であると考えている。

経営陣および連結財務諸表のガバナンスに責任を負う者の責任

経営陣は、IFRSに従い連結財務諸表を作成し適正に表示する責任、および、不正または誤謬による重大な虚偽表示のない連結財務諸表の作成を可能にするために経営陣が必要と考える内部統制に対する責任を有する。

連結財務諸表の作成において、経営陣は当グループの継続企業の前提を評価し、適切な場合は継続企業に関する事項を開示し、また、経営陣が当グループの清算または営業の停止を企図する場合もしくはそうする以外に現実的に代替案がない場合でない限り継続企業の前提に基づく会計基準を適用する責任がある。

ガバナンスに責任を負う者は、当グループの財務報告手順を監督する責任を負う。

連結財務諸表の監査における監査人の責任

我々の目的は、連結財務諸表に全体として不正または誤謬による重大な虚偽表示が含まれていないかについて合理的な保証を得ることであり、我々の意見を記載した監査報告書を発行することである。合理的な保証とは高度な保証のことをいうが、重大な虚偽表示が存在する場合に、ISAに準拠して実施される監査によりかかる虚偽表示が常に発見されることを保証するものではない。

虚偽表示は不正または誤謬により生じる可能性があり、当該虚偽表示が単独でまたは全体として当該連結財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想しうる場合に、当該虚偽表示は重大なものと判断される。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は職業専門家として判断を下し、監査の実施中に職業専門家としての懐疑心を保持する。我々はまた以下を行う。

- ・ 連結財務諸表における不正または誤謬による重大な虚偽表示に関するリスクの識別および評価、それらのリスクに対応する監査手続の立案および実施、ならびに我々の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠の入手。不正による虚偽表示を見落とすリスクは、不正が共謀、偽造、故意の脱漏、詐称または内部統制の無視に関連しているため、誤謬による虚偽表示を見落とすリスクよりも高い。
- ・ 当グループの内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではなく、状況に応じた適切な監査手続を立案するための、監査に関する内部統制の理解。
- ・ 使用された会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積および関連する開示の合理性の評価。
- ・ 経営陣が継続企業の前提に基づく会計基準を適用することの妥当性ならびに入手した監査証拠に基づき、当グループの継続性に重要な疑義を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性が存在するかどうかの判断。重大な不確実性が存在すると我々が判断した場合、我々は監査報告書において、連結財務諸表中の関連する開示について注意喚起を行うことが要求されており、かかる開示が不適切である場合、我々の意見を変更することが要求されている。我々の判断は、監査報告書の日付現在までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、当グループが継続企業の前提を維持できなくなる可能性がある。
- ・ 開示事項を含む連結財務諸表の全般的な表示、構成および内容ならびに連結財務諸表において前提となる取引および事象が公正表示を達成できる方法により記載されているかどうかの評価。

我々は、とりわけ計画された監査の範囲および時期について、ならびに我々の監査において認められた内部統制の重大な欠陥を含む重要な監査所見について、ガバナンスに責任を負う者に報告する。

ケーピーエムジー

2019年3月27日

KPMG

P.O. Box 493

SIX Cricket Square

Grand Cayman KY1-1106

Cayman Islands

Telephone +1 345 949 4800

Independent Auditors' Report to the Directors and Shareholder

Opinion

We have audited the consolidated financial statements of International Management Services Ltd. (the “Group”), which comprise the consolidated statement of financial position as at

December 31, 2018, the consolidated statements of comprehensive income, changes in shareholder's equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the consolidated financial position of the Group as at December 31, 2018, and its consolidated financial performance and its consolidated cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRS”).

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements section of our report. We are independent of the Group in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the consolidated financial statements in the Cayman Islands and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Consolidated Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, management is responsible for assessing the Group's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Group or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Group's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these consolidated financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism through the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Group's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Group's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the consolidated financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Group to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the consolidated financial statements, including the disclosures, and whether the consolidated financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

March 27, 2019

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出
代理人が別途保管しております。